

第 58 回国連婦人の地位委員会公式文書(2)

国際婦人年連絡会国際・開発委員会 訳

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と 子どもの釈放(E/CN.6/2014/7)

2013 年 11 月 27 日

事務総長報告書

概要

本報告書は、後日投獄された者も含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する婦人の地位委員会決議 56/1 に含まれている要請に応じて準備されるものである。本報告書には、加盟国からの情報が含まれ、政府間プロセスで、このトピックに関連する問題に払われた注意に関する最新情報を提供するものである。

I. 序論

1. 2012 年の第 56 回会期で、婦人の地位委員会は、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する決議 56/1 を採択した。このトピックに関する以前の決議を想起し、委員会は、世界の多くの地域での武力紛争の継続とこれらが引き起こす人間の苦しみと人道危機に、重大な懸念を継続して表明した。委員会は、武力紛争の防止、女性・平和・安全保障、及び子どもと武力紛争に関するものを含めた総会と安全保障理事会の関連決議のみならず、民間人の保護に関連する国際人道法の文書に含まれている関連規定をそれなりに想起した。

2. 事務総長は、各国と関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する勧告を含め、決議 56/1 の実施に関する報告書を、第 58 回委員会に提出するよう要請された。本報告書は、その要請に応じて準備されている。これには、2 つの加盟国からの情報が含まれ、政府間プロセスで、このトピックに関連する問題に対して払われた注意に関する最新情報を提供するものである。

II. 加盟国からの情報

3. デンマークとトーゴ政府は、2012 年の決議 56/1 の実施の状態に関連する情報を提供するようにとの加盟国に送られた要請に回答した。デンマークは、この決議に述べられている国際責務を守っていると報告し、一方トーゴはそこで議論されている現象は、トーゴでは起こっていないことを示した。

III. 政府間プロセスにおいてこのトピックに関連する問題に払われた注意

4. 委員会への前回の報告(E/CN.6/2012/7)以来、総会、安全保障理事会、人権理事会とその諮問委員会を含めた政府間機関は、強制失踪と行方不明者、誘拐とテロリストの人質取りを含めた人質取り、文民の保護、武力紛争における子どもの誘拐と強制的徴用のような、このトピックに関連する様々な問題に関する情報を継続して受け、検討してきた。規範的レベルでは、紛争中の性的及びその他の形態の暴力の防止、紛争下及び紛争後の場での女性の人権の推進と保護、侵害の監視と刑事責任免除の撤廃に関連するものを含め、世界的な女性・平和・安全保障のアジェンダを推進する際に、注目すべき進歩が遂げられた。

5. 強制失踪に関連する強力な通報、被害者の保護、家族のための支援を確保するために、いくつかの措

置が施行されている。2013年11月半ば現在、「強制失踪からすべての人々を保護するための国際条約」に93か国が署名し、40か国が批准または加入していた。強制または任意によらない失踪に関する作業部会は、被害者とその家族に代わって提唱運動を行う際に、依然として絶えず警戒を続けている。2012年に調査された通報と事件を論じている年次報告書(A/HRC/22/45及びCorr.1)の中で、作業部会は、本国送還への権利を主張する女性に対する障害を除去する必要性に注意を喚起した。2012年10月に、作業部会は、「強制失踪からのすべての人々の保護宣言」の20周年を記念するイベントを開催したが、これには、強制失踪が、女性と変革の担い手としての女性の役割に与えるインパクトに関する集中討議が含まれていた。参加者たちは、女性のジェンダーに特化した脆弱性と強制失踪が女性とその家族に及ぼす社会経済的影響に対処した。

6. 2012年12月に採択された決議67/177で、総会は、武力紛争の当事国に、武力紛争に関連して行方不明になることから人々を保護し、そのような状況の結果として、行方不明であると報告された人々とそれが家族と地域社会に与えるインパクトを説明し、行方不明の人々に関連する罪の効果的捜査と訴追を確保するよう要請した。総会は、裁判所の手続きと移行司法メカニズムにおいて、被害者と証人、特に女性と子どものために、司法へのアクセスと保護を確保する必要性を述べた。総会は、関連する会期で人権理事会に、また、第69回総会に、本決議の実施に関する包括的報告書を提出するよう、事務総長に要請した。

7. 政府間機関に提出された、いくつかの報告書とその成果は、テロリストと海賊の人質取りを含めた武力紛争の状況での人質取りの継続する発生とそれが家族と地域社会に与えるインパクトについて明確な懸念を表明した。例えば、安全保障理事会は、その決議2100(2013年)で、サヘル地域での国際組織犯罪が提起する重大な脅威と場合によってはテロとの増大する関連性について継続する懸念を表明し、資金または政治的譲歩を得る目的での誘拐と人質取りの発生を強く非難し、この地域でのそのような誘拐の増加に留意し、この問題に対処する緊急の必要性を理解した。シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会は、その報告書(A/HRC/24/46)で、人質取りと誘拐が急増したと述べた。委員会によれば、武装した男が、金銭的利益を動機として、または反対派に捕えられた囚人を交換するために、殺すぞと脅して個人を誘拐したり捕まえたりしている。何十人もが捕えられたままだが、折衝後に釈放された者もある。検討期間中に、数十名が殺害された。

8. 政府間機関は、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表による報告書や説明会を通して、武力紛争中の子どもの徴用や使用をなくし、防止するために払われた努力のことをよく承知してきた。子どもの徴用と使用、子どもに対する性暴力、国際法に反する子どもの殺害や傷害、学校や病院への繰り返される攻撃または保護されている職員に対する繰り返される攻撃の脅しにかかわっている紛争当事者の最新のリストが、子どもと武力紛争に関する事務総長の年次報告書の付録に含まれている(最も新しいのはA/67/845-S/2013/245)。2013年6月に採択された子どもと武力紛争に関する安全保障理事会議長ステートメント(S/PRST/2013/8)の中で、理事会は、武力紛争当事者による子どもの徴用と誘拐にかかわる国際法違反を強く非難し、すべての関連当事者がこのような慣行を即座になくし、子どもを保護する特別措置を取るべきであることを要求した。

9. 決議56/1に従って、事務総長は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325号(2000年)に関連する情報と資料の普及を継続して確保してきた。この領域での規範的枠組は、2013年に理事会によって採択された2つの新しい決議によってさらに強化されている。10月18日に採択された決議2122号(2013年)で、理事会は、紛争防止、紛争解決、平和構築への女性のかかわりを確保する際に、さらなる決意を要請した。理事会は、この問題に対する報告書と説明文書が、紛争中に女性が経験するあらゆる侵害に対処する必要性を認めることに加えて、紛争が女性に与えるインパクトに対処するべきであることを要請した。

10. 前回の報告書以来のもう一つの重要な発展は、2013年10月の女子差別撤廃委員会による、紛争防止、紛争及び紛争後の状況における女性に関する一般勧告第30号の採択であった。これは、女性の人権が、紛争前、紛争中、紛争後に保護されることを保障する特別措置に関する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准している国々への権威あるガイダンスを提供するものである。これは、「条約」があらゆる形態の紛争及び紛争後の場に当てはまり、そのような場での女性の人権のより

良い監視ができるようにするものであることを明確にするものである。

IV. 所見と勧告

11. 事務総長の前回の報告書以来、総会、安全保障理事会及び人権理事会を含むいくつかの政府間機関は、決議 56/1 でカバーされるトピックに関連する問題に注意を払い続けている。強制失踪、行方不明の人々、人質取り及び武力紛争下の女性と子どもの保護のような問題に対処し、これらに関してより断固とした行動をとるために、今では、より強力な規範的枠組とメカニズムが設置されている。

12. すべての関連国際条約の批准と効果的实施及び国際人道・人権法の侵害に対する刑事責任免除をなくす努力の強化が、被害者、証人、その家族を支援する措置と共に、依然として、武力紛争下での人質取りの行為を防止し、これと闘う基本である。

13. 2つの加盟国が、本報告書へのインプットの要請に回答したが、これは、関連する政府間プロセスにおいて、決議 56/1 でカバーされる問題に関する通報を高めるしるしであるかも知れない。この注意を仮定して、婦人の地位委員会は、人質に取られた女性と子どもに関する情報とその即時釈放を促進する手段が、その他のすべての関連プロセスに報告され、委員会への別箇の2年に1度の報告書として準備されるよりもむしろ、事務総長の関連報告書に統合されることを勧告することを検討したいと思ってもよからう。

(房野 桂 訳)

女性に対する暴力をなくすための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書(A/HRC/26/17-E/CN.6/2014/8)

2013年12月12日

事務総長メモ

概要

事務総長は、ここに、女性の地位委員会と人権理事会に、総会決議 50/166 に従って準備された女性に対する暴力根絶行動支援のための国連信託基金の活動についてのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告を提出する。

I. 序論

1. 女性に対する暴力根絶行動支援のための国連信託基金（以下、基金という。）は、1996年に総会決議 50/166 に従って設立された多数の国が参加する助成金付与機関である。その運営は、国連のため、国連ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（国連ウィメン）が行っている。

2. 基金は、女性と女兒に対する暴力を防止、廃絶するという国連ウィメンの努力を強化し、国連ウィメンは基金に強力な制度的基盤を提供する。国連ウィメンおよび世界レベルでは企画助言委員会のメンバーと、地域レベルではそれぞれの地域機関間企画助言委員会のメンバーと共動し¹、女性と女兒に対

¹ 2013年に、世界レベルでのプログラム諮問委員会と小地域の機関間プログラム諮問委員会の委員には以下が含まれ他：ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(ECLAC)、国際労働機関(ILO)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連 HIV/エイズ合同プログラム(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

する暴力を根絶する全ての努力を促進する基金の役割は不可欠である。

3. 基金は、あらゆる文脈における女性と少女に対する暴力のあらゆる形態を防止し、対応する、地元、国家、地域、地域相互の企画を支援する。基金は民間組織、国家、地方公共団体と国連の国別チームが実施している、すでに立証された、核心的な、そして、触媒となるような複数年にわたる企画資金を援助している。今日までに、基金は 132 カ国・地域の 368 の提案に対し、9500 万ドルを拠出した。現在、基金は 71 カ国・地域の 78 の提案を支援し、助成金の総額は 5680 万ドルである。

4. この報告は、第 58 回婦人の地位委員会および第 26 会期人権理事会のために準備されたものであり、2013 年の基金の影響と成果を描写する。

II. 状況

5. 女性とし女兒に対する深刻な暴力の徴候とそれに対する勇気ある対応は 2013 年に非常な国際的な注目を集めた。紛争地帯に暮らし、仕事をする民間の人々や人権擁護者は相変わらずジェンダーに基づく暴力の目標となった。メディアで広く報道された著名な暴力沙汰は広く議論され、デモンストレーションのきっかけとなり、地球規模での活動を活発化した。女性と女兒は非暴力のメッセージをはっきりと伝え、暴力からの自由は選択ではなく、誰も奪うことのできない基本的な人権であることを確認した。

6. 女性と女兒に対する暴力が世界中で関心を集めているにもかかわらず、暴力から自由な人生を送る権利は、公的にも私的にも、戦時も平和時にも、あらゆる社会で体系的に、侵害されている。親密な関係にあるパートナーによる暴力と、パートナーではない人々による性的な暴力の遍在について、最新の世界的な推定によれば、世界中の女性の 3 人に 1 人がその生涯の間に、パートナーから身体的暴力を振るわれ、あるいは、パートナー以外の人から性的暴行を受けるとい²。世界的に見ると、生涯の間に、パートナー以外の人から性的暴行を受けた経験がある女性は 7% もいる³。

7. 加盟国に対し、女性と女兒に対する暴力について対処する義務があるとする国際的な法的枠組みは進展している。安全保障理事会決議 2106(2013 年)と 2122(2013 年)は紛争時および紛争後における性的暴力に関するこれまでの決議の実施可能性と紛争の予防と解決における女性の役割を強化した。さらに、135 の加盟国は「紛争における性的暴力を終焉させる公約宣言」を支持した (A/68/633、付録を参照)。加えるに、加盟国は 2013 年 3 月、第 57 回婦人の地位委員会が、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止についての合意結論を採択したことで、広く見られる人権侵害を除去するという重要で歓迎すべき公約をした (E/CN.6/2013/11-E/2013/27, I.A.参照)。合意結論は女性と女兒に対する暴力に対処するにあたり、包括的にアプローチし、予防とサヴァイヴァーへの対応に特別の注意を向けている。

8. 女性と女兒に対する暴力の除去には、持続する社会的政治的意思と公約、より多くの資金、効果的法的政治的対応と包括的関わりが必要である。本報告は基金が三つの特定の領域に与えることができた影響を詳細に述べることにする。三つの領域とは：司法へのアクセス拡大による女性と女兒に対する暴力の防止、暴力サヴァイヴァーに対する支援サービスと、女性と女兒に対する暴力の終焉のための法と政策の実現促進である。

(UN-Women)、国連子ども基金(UNICEF)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連人口基金(UNFPA)、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所及び世界銀行。女性世界リーダーシップ・センター、イクオリティ・ナウ、オープン・ソサイエティ・インスティテュート及び国際移動機関(IOM)を含めた主導的な市民社会団体、政府間機関からの代表者及び世界レベル・現地レベルのその他の専門家たちも、助成金授与プロセスに積極的にかかわった。

² 世界保健機関(WHO)、リプロダクティブ・ヘルス調査局、衛生・熱帯医学ロンドン校、南アフリカ医学調査会議、女性に対する暴力の世界・地域推計：親密なパートナーからの暴力とパートナー以外の者からの性暴力の広がりと保健上の影響 (ジュネーブ、2013 年)、2 ページ。

³ 同上、18 ページ。アジア太平洋の 6 か国で、防止のためのパートナー(UNDP, UNFPA, 国連ヴォランティア(UNV)及び UN-Women の地域合同プログラム)によって 2013 年に行われた別の調査では、調査を受けた男性の約半数が、女性のパートナーに対して身体的または性的暴力を加えたと報告しており、男性の約 4 分の 1 が、女性または女兒を強姦したと報告していることが分かった。Emma Fulu 他、「なぜ男性の中には女性に対して暴力を用いる者があるのか、どうすればこれを防げるのか? アジア太平洋における男性と暴力に関する国連多国間調査からの量的結果」(バンコック、UNDP, UNFPA, UNV 及び UN-Women、2013 年)。

III. 約束を現実に変える

9. 基金は、その任務に関する 17 年以上の経験に依拠し、女性と女兒が暴力、排除と差別から自由な生活を送ることを確保しようとしている。資源を最も必要としているところ、女性と女兒の生活にもっとも影響を及ぼすことができるところに配分し、世界中の女性と女兒に対する暴力への効果的な対応を支持している。

10. 基金が支援する企画は本物の、維持できる影響の潜在的性を示している。基金から助成を受けた企画は、女性と女兒に対する暴力が地域共同体を動かすことで防止できることを実証している。紛争中、紛争後のような非常に難しい状況においてすら、司法とサービスの活用を促すことが可能であることを示している。公的機関を女性と女兒に特有の要求により対応するように改良し、注目点を変化させていくことが可能であることをはっきりとさせている。以下の例は、基金が支援するこれらの領域における進展を促す企画の影響を示すものである。

地域社会を動員することにより、女性と女兒に対する暴力を防止する

11. 社会規範、態度と振舞は、地域共同体のレベルで形成されるところがある。地域共同体を動員するアプローチは、女性と女兒に対する暴力防止に関して効果的な戦略であることが証明されている⁴。女性と女兒、男性と男児、伝統的、宗教的権威、地元の政府と（社会）サービス提供者を巻き込んだ多様なレベルでの関与である。批判的内省、対話と約束のための場を作ることでジェンダー、その他の社会的な位置づけに基づく権力関係に対して再考を迫る。

12. 現在、基金の助成を受けた 30%は地域共同体を動かし、女性と女兒に対する暴力に対応する能力を増強することをめざし、努力している。基金はアフリカの 7 カ国（ボツワナ、ブルンディ、エチオピア、ケニア、マラウィ、ウガンダ及びタンザニア共和国）において 2 つの成功した地域共同体を動員するアプローチをより大きな規模で模倣している。

13. 6 つのマラウィ地区において「HIV/エイズ（ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群）に感染した女性連合」の実施した調査において、HIV/エイズに感染している人々の 41%が過去 12 ヶ月の間の性暴力を受けたと報告している。性暴力があったと報告した女性のうち、25%はパートナーとの危険な性行為を強制されたと述べている⁵。

14. 草の根女性組織である「連合」の仕事は、マラウィに住む HIV/エイズに感染した女性たちに対して親密な関係にあるパートナーが暴力を振うのを防止するため、「ステッピング・ストーン（踏み石）」として知られているコミュニケーションと人間関係構築の手法の有効性について、目に見える証拠を提供している。ジェンダーに基づく暴力に関する知識を広め、HIV/エイズの危険についての認識を促進し、コミュニケーション能力を高めるという「連合」の企画は 2012 年と 2013 年に、144 の地域共同体の 3000 人の HIV/エイズに感染した女性たち、親密なパートナーによる暴力を生き延びた 311 人と、1 万 2000 人以上の男性と 2 万 8000 人以上の女性に、届いた。地域共同体はそれぞれ、すでに「ステッピング・ストーン」手法の訓練を受けたカップルからなる、フル・タイムのファシリテーター・チーム（促進役）を決定した。これらのチームが一連のワークショップを開催し、参加者は有害な男性性と女性性の構築に対して疑問を呈し、有益な他の選択肢を作り上げる。

15. 「連合」は、基金に対する 2 回目の年次報告書において、この企画が、HIV/エイズ罹患と蔓延の危険を減少させることに結びつき、社会的に不利益となる烙印を減少させ、コンドームの利用を増加させ、同時進行的に複数の性的パートナーのいる男性の数を減少させたことを詳細に述べている。女性たちは、性的関係について交渉することができるようになり、カップルは円滑なコミュニケーションが増え、揉めことを解決する手段として身体的、感情的暴力に訴えることが減ったと報告している。さらに、村の

⁴ 例えば、Lori I. Heise、パートナーによる暴力を防止するのに何が効果があるか？ 証拠の全体像（ロンドン、STRIVE 調査コンソーシアム、国際開発局、2011 年）、16-24 ページ、及び WHO 及び衛生・熱帯医学ロンドン校、親密なパートナーからの暴力と女性に対する性暴力の防止（ジュネーヴ、2010 年）、40 ページを参照。

⁵ HIV/エイズ感染女性連合、「HIV/エイズ感染者の間の親密なパートナーによる暴力に関する基礎報告」、（2012 年 5 月）、14-16 ページ。助成金受領者は、婚姻内の強姦が犯罪とは考えられていないマラウィの婚姻内の刑事責任免除の規則の改革も提唱している。

長老たちは「性的粛清」といったような有害な慣行を禁止した⁶。これらの結果は、地域共同体が主体的に実施すると、持続可能な活動は女性に対する暴力と HIV/エイズ感染者に対する差別への社会的許容性を低下させることを示している。

16. ウガンダに基盤をおく民間組織「声を上げよう」と「ドメスティック・ヴァイオレンス防止センター」は、地域共同体中心の活動と動員を用いて、女性と女兒に対する暴力に対する態度、振舞いの変化実現の手助けとした。基金からの支援は、「声を上げよう」が開発し、成功した SASA!方式の拡張を可能にした。この地域共同体を中心に据えた暴力と HIV 撲滅企画は、問題の認識から、変革しようとする男女の支援、そして、暴力に対抗する行動までの行動様式のさまざまな段階を通じて地域共同体の人々を支援する継続的な一連の活動を通して女性と男性との間の力関係の不均衡を是正しようとしている。最近、その進捗について外部評価の対象となったのだが、企画は、この 3 年の間に、ボツワナ、ブルンディ、エチオピア、ケニア、ウガンダ及びジンバブエ共和国の 13 の草の根組織に対して、技術的支援と指導を提供した。評価の一部としてもたらされたフィードバックによれば、参加組織は、企画との関係を通じて地域共同体においてその手法を広げ続けるために必要不可欠な手段を得たと報告している。草の根活動家たちは男女を問わず、ジェンダーに基づく暴力と HIV/エイズに対する彼ら自身の態度と姿勢が良い方向に変わったことも認めている。

17. SASA!企画の影響について別な評価がロンドン大学衛生および熱帯地域医療校(LSHTM)により実施され、その中には、ウガンダにおいて無作為に抽出した 4 つの実施地域と 4 つの実施されない地域において 2.8 か年という期間にこの企画の影響を示す比較実験が含まれている。企画が実施された地域共同体においては、76%の男女がパートナーに対する暴力は許されないと考えたのに対し、実施されなかった地域共同体では 26%であった。実施地域における女性に対する暴力はそうでない地域と比較すると 52%も低かった。そして、実施地域においては 27%の男性が同時に複数の人々と性的関係があると述べたが、そうではない地域では 45%であった。これらの数値は、体系的継続的な関与を支援することが、親密な関係にあるパートナーによる暴力の社会的許容度、男性による身体的暴力のレベル、同時的な複数の性的関係の頻度を著しく低下させるのに有効であると示唆している。

18. ラテンアメリカでは、基金の支援する先住民共同体に対する地域共同体参加方式は女兒たちのエンパワーメント、教育に対する動機づけ、そして、実績向上をもたらした。グアテマラでは、NGO「人口評議会」による女兒を中心とする地域共同体に基盤をおいた企画は、排斥と差別に直面している 8 歳から 17 歳のマヤ族の女兒 1300 人を巻き込み、安全な場所と保護のための資産を作り上げる過程をもたらすことになる「安全に逃げよう *safescaping*」アプローチを用いた。安全に逃げよう戦略は、非常に若い段階で公式の教育制度から離れるマヤ族女兒たちの社会的文化的現実を活用した⁷。「人口評議会」は 12 の地域共同体において女兒だけのクラブを設立し、女兒たちは地域共同体の指導者、社会変革のきっかけとなるよう、若手の指導者による訓練を受けることができた。

19. 企画の最終外部評価は、意識向上講演、手工芸技術などの経済的生計手段とスポーツを統合した場所では女兒の動機も実績も高かったと認定している。定期的に出席した女兒は自主性とエンパワーメントについて強く自覚しており、権利を自覚し、高い自尊心があったと報告されている。親しい友人のグループがいることも重要な保護のための資産であることも判明した。企画は安全な場所の確保に留まらない影響を及ぼしており、母親たちは家族間のコミュニケーションと自らの人権意識の認識改善の面における女兒たちの進歩を報告している。女兒自身も妹たちと知識や技能を共有するようになったと述べている⁸。

20. 基金は女性と女兒に対する暴力防止にとり何が効果的かに関する有益な教訓を収集している。地域

⁶ *Kulowa kufa*として知られるこの慣行には、女性の夫が亡くなった時、地域社会によって任命された男性と無防備の性的関係をもつことが含まれる(連合の「HIV/エイズ感染者の間の親密なパートナーからの暴力に関する基礎報告」22 頁によれば)。

⁷ ユニセフと先住民女性擁護事務所によれば、その合同報告書「私を見て! グアテマラの先住民女性」(グアテマラ、2008 年)、32 ページに述べられているように、農山漁村地域で暮らしている先住民女性は、平均してわずか 1.2 年しか学校に通っていない。人口会議は、女兒たちが地域社会のリーダー、社会変革の担い手となるように、若い指導者によって訓練される女兒だけのクラブを 12 の地域社会に設立した。

⁸ 人口会議プログラムの外部評価「グアテマラの先住民女性コミュニティを *safescae* する」。評価の結果は、個人面接を含めた質的調査方法に基づき、母親・女兒・指導者のグループを中心としている。

共同体を動員するアプローチは個人と集団の権利の関係を認め、行動や慣習を変容させることに地域共同体が関与することの影響力と重要性を明らかにし、女性と女兒の権利を促進する有用な伝統や習慣を活性化する重要性を強調する⁹。これらの先端的企画は女性と男性との間の力関係の不均衡に焦点を当て、誰かを咎めたり、辱めることなく、もたらされた人権侵害に対応する。地域共同体が参加する気になり、企画が継続できるよう、企画は異なる状況、前後関係に活動を適合させ、文脈に沿うようにすることの重要性を認識している。最後に、これらの予防戦略は、女性と女兒に対する暴力の根絶が、暴力は絶対許さないという強力的な要求を宣言するために必要な数の人々と組織の支持を味方につけることが必要であることを示している。

紛争関連の暴力を生き延びた女性と女兒のための司法と支援サービスへのアクセスの拡大

21. 暴力を生き延びた女性と女兒は司法と支援サービスにアクセスしようとして多くの障碍に直面する。権利についてあまり自覚がないことや社会的、制度的障壁は女性や少女たちの人権行使を妨げることがしばしばある¹⁰。裁判による正義の実現、心理社会的、保健衛生上の、そして、法的サービスの追求は、紛争中、紛争後、そして、移行期においてはますます容易ではなくなる。そのような状況における社会の、地域共同体の絆の弱体化、法的制裁の執行不能、対応の仕組みの欠落などの結果、しばしば、ジェンダーに基づく暴力についての責任が全く問われなくなる。

22. 紛争中のジェンダーに基づく暴力の規模と影響についての調査と記録はどんどんと蓄積されてきている¹¹。いくつかの調査によれば、紛争状況下では性的暴力が女性の4.3%から22%に影響を与えている。他の調査では、紛争状況では4人に1人ないし3人に1人の女性が性的暴力を経験していることが示唆されている¹²。

23. 現在、基金からの助成の15%が紛争に関連する文脈での暴力を対象とする企画を実施している。2012年には、基金は、紛争中、紛争後、そして、移行期における女性に対する暴力についての3年のテーマ枠を設定した。2015年までに、これらの状況における女性と女兒に対する暴力の防止と対応について非常に必要とされている知識をもたらすことになるであろう。

24. NGO「人権のための医師団」は基金からの支援を利用して、紛争に関連する性的暴力を報告、記録する際の障害を乗り越え、生き延びた人々がサービスを利用するためのアクセスを改善しようとしている。

25. 組織的な紛争地帯における性的暴力に取り組む際の重要な問題は、犯罪の訴追と救済の提供が困難なことである。法律家、警察、保健衛生の専門家たちはしばしば必要な技能と経験に乏しく、医療検査はめったに実施されず、医療カルテに所見は記録されず、公職者はその役割と責任を十分に認識していない。これらの障碍を処理するため、「人権のための医師団」は5つのアフリカの国々：中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ケニア、スーダン及びウガンダにおいて、医療と法に関するネットワークを構築しつつある。企画の結果、法廷で有効な証拠に特化した訓練を提供し、保健衛生、法執行官（警察）と検察、裁判所間のコミュニケーション回路と協調のルートを強化することで、刑事捜査のために必要は法医学的証拠のデータ収集と記録を改善している。

26. 「医師団」はコンゴ民主共和国とケニアにおいて340人の専門家からなる医療と法のネットワークを樹立した。ネットワークの参加者は部門を超えたコミュニケーションと協調関係の改善、訴訟において必要な証拠についての知識と認識の増大、性的暴力について法廷で有効な証拠を記録、収集、保存する技能の改善を報告している。保健衛生と法的サービス提供者は、生存者が安全に何が起こったのかを

⁹ ILO, UNFPA, ユニセフ, UN-Women, 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表事務所、「先住民族女兒・思春期の若者・若い女性に対する暴力に関する沈黙を破る：アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカからの既存の証拠の全体像に基づく行動への呼び掛け」、(ニューヨーク、2013年)、52-53 ページ。

¹⁰ UN-Women、「世界の女性の進歩：司法の追求」(2011-2012年)(ニューヨーク、2012年)、52-53 ページ。

¹¹ 武力紛争中の性暴力データセット、www.sexualviolencedata.org/dataset/より閲覧可能を参照。

¹² Jo Spangaro 他、「低・中所得国における紛争中・紛争後の地帯及びその他の人道危機での性暴力の危険と発生を減らすイニシアティブのインパクトの証拠は何か？ 組織的レビュー」(ロンドン、EPPIセンター、社会科学調査ユニット、教育研究所、ロンドン大学、2013年)、17 ページ。

語ることができるように環境を整備することで、これ以上、精神的外傷を受ける危険を減少させるといった生存者特有の必要性に取り組んでいる。

27. 性的暴力の法廷で有効な証拠を警察、病院、裁判所に、記録、撮影、送信することができる MediCapt という携帯電話アプリケーションが「医師団」で実験的に使われている（パラグラフ 51 も参照）。医療と法のネットワークの職員たちは、男性女性に対する性的暴力事件、データ・マッピングとクラウド・データ保存に特化した医療情報フォームを特徴とするこのアプリケーションの使用方法について訓練を受けることになっている。暴力を記録するのにテクノロジーの力を利用することで、企画は早期の警告と迅速な対応の仕組みを容易にし、性的暴力に対する捜査と訴追の手助けとなる。究極的には、企画はそのような犯罪に対する責任を強化することになると期待されている。

28. 「ジェンダー正義を目指す女性イニシアティブ」も、紛争中、紛争後の状況における性的暴力を記録し、国内国際的な（説明）責任の手續を支援する市民社会の能力向上を目指している組織である。コンゴ民主共和国、リビア、スーダン及びブウガンダで実施に移されているこの企画は、移行期の司法制度における女性の関与を高め、和平プロセスにおいて女性のニーズ、女性の観点が組み込まれることを確実にしようとしている。コンゴ民主共和国東部の複数の州において、この組織は女性の権利を擁護する人々の性的暴力を記録する能力を強化しようとしている。2013 年だけでも、企画は性的暴力事件を 300 件以上記録することができた。集められた情報は性的暴力、ジェンダーに基づく暴力犯罪の訴追に用いられ、組織は国際刑事裁判所(ICC)の現在進行中の捜査を支援するため、組織が収集した情報を ICC が利用できるよると主張している。

29. 訴追は、紛争中、紛争後、そして、移行期における正義実現の側面の一つである。物理的及び象徴的補償を含む制度的改革、司法以外の手続と仕組みも必要である。カンボディアでは、基金は、クメール・ルージュ時代のジェンダーに基づく暴力を対象とするカンボディア裁判所における特別法廷の被害者支援部の努力を支援している。対話、生存者の証言の共有と流布を通じて、被害者支援部は地域共同体の意識を高め、クメール・ルージュの下でのジェンダーに基づく暴力の射程と影響についての認知を奨励している。

30. 1975 年から 1979 年の間、強制的な婚姻を含むジェンダーに基づく暴力をこうむった女性の数はわかっていない。これらの犯罪を記録すべく、2013 年に被害者支援部はクメール・ルージュの支配下におけるジェンダーに基づく暴力に関する情報をオンラインで収集する最初の枠組みを設けた¹³。枠組みは被害者支援部と協力者たちが収集したデータと調査情報を広く伝達し、カンボディア政府と、世界中の研究者、市民組織にとり貴重な資源となっている。

31. 被害者支援部は、6 つの全国ラジオ番組シリーズ、地域社会の集まり、支援組織と双方向劇場を通じて、ジェンダーに基づく犯罪についての対話を育成している。これらの先端的な企画を通じて、数多くの地域共同体は、初めて、クメール・ルージュ支配の下でのジェンダーに基づく暴力の永続的な影響を学んでいる。

32. 2011 年と 2012 年に、被害者支援部は、カンボディアと国際的な人権団体と一緒に、地域的な女性の声を聞く催しを 2 つ開催し、バングラデシュ、カンボディア、ネパールと東ティモールの生存者による経験を共有した¹⁴。女性の声を聴く催しとは真実を伝え、記憶するための、裁判とは異なる場であり、生存者が公然と証言し、集団で正義を主張する。このような機会は生存者に象徴的な補償を提供し、捜査と訴追の可能性に貢献する歴史的記録を確立する。第 3 回目は 2013 年 9 月に開催された。その中心はカンボディアの経験であり、クメール・ルージュ以降の世代の認識を向上させることにあった¹⁵。400 人以上の学生が参加し、4 人の女性生存者の話に耳を傾けた。学生パネルはカンボディア裁判所特別法廷における捜査において強制的婚姻をジェンダーに基づく犯罪訴追の対象として含むことを勧告した¹⁶。

¹³ <http://gbvkr.org/>より閲覧可能。

¹⁴ 特にカンボディア擁護者プロジェクト共に、被害者支援セクションは、手続きをドキュメント化する短編映画「女性公聴会 2012 年」を公開した(ユーチューブで閲覧可能)。

¹⁵ http://gbvkr.org/wp-content/uploads/2013/09/Womens-Hearing-2013-Press-Release_26-Sept-2013.pdf より閲覧可能。

¹⁶ 事件 002 号、003 号、004 号に関する最近の発展については、www.eccc.gov.kh/en を参照。

33. 国家建設過程は、政府の構造にジェンダー平等の手段を取り込む機会である。南スーダンにおいて、「アメリカ難民委員会」は民間組織、国際的な NGO、国連機関、地域社会や政府省庁と一緒に、保健衛生と法的サービスの専門性向上と利用状況の改善を促すため、ジェンダーに基づく暴力に関する州の実務集団 4 つの調整を行っている。この組織はまたジェンダーに基づく暴力に対応する運用手続基準の試行と運営も行っている¹⁷。

34. 「委員会」はサービスへのアクセスの照会回路を確立し、医療情報フォームの適切な取り扱いを医療関係者に訓練し、生存者に対する心理社会的支援を提供するよう助産師を訓練している。4 万 2000 人以上が企画の恩恵を受け、ジェンダーに基づく暴力の 287 人の生存者が包括的なサービスを受けることができた。企画が展開されている 4 州のうちの 2 つでは、ジェンダーに基づく暴力事件で医療と法的サービスに照会されたうちの平均 80%が、「委員会」の訓練を受けた地域社会のボランティアによる支援を受けており、地域社会が関与を認めることで、継続可能性を示している。

35. 包括的サービス・ネットワークの樹立は、イラクの「国際医療団体」が実施している企画の目標でもある。この組織は、ソーシャル・ワーカー、法律家と保健省の医療関係者と共働している。ジェンダーに基づく暴力の生存者に、カウンセリング、心理社会的支援、法的助言と医療手当を含む統合されたサービスを、基礎的な保健衛生施設で提供するため、ジェンダーに基づく暴力についての照会回路制度への仲介を援助している。団体が訓練したソーシャル・ワーカーは 5000 人以上の女性と女兒を支援した。訓練を受けた公務員に対するアンケートによれば、企画の結果、ソーシャル・ワーカーから法律家への照会事件数は 54%増加し、基礎的な保健衛生施設への照会は 62%増加したという¹⁸。企画に対する生存者の反応も好意的である。患者に対するクリニックでの出口調査によれば、受けた支援サービスについて生存者の 98%が非常に満足、または、満足しており、基礎的な保健衛生施設、民間組織と訓練を受けた法制度関係者による配慮の結果、95%がその生活がとてもよくなった、または、よくなったと答えている。

36. 基金は、生存者の法的要求だけでなく、心理社会的、保健衛生的な必要にも取り組むという正義に対する総合的なアプローチが武力紛争に関連するジェンダーに基づく暴力と取り組む際に、極めて重要であると判断する。このことは、照会から証拠の記録まで、訴追から補償までのあらゆる段階において、生存者の人権を完全に尊重する適切かつ専門家としてのやり方で事件にアプローチする異なる分野の政府の公務員の間の効果的な協調を必要としている。ジェンダーに基づく暴力の取り扱いに関する明白な公的指針を確立し、遵守する必要がある。最後に、正義は訴追では終わらない；紛争後および以降状況における、女性と女兒に対する暴力に関する完全な責任はまた裁判上、そして、裁判によらない救済の確立と、問題は繰り返さないという保証も、請け合う必要がある。

女性と女兒に対する暴力をなくすための法律と政策の実施の促進

37. 国家は女性と女兒に対する暴力を防止し、保護し、訴追し、調査し、処罰し、暴力からの保護・救済を提供する基本的な義務がある¹⁹。民間組織は法や政策の採用や改善を主張し、国家機関が女性と女兒に対する暴力に対応する能力を強化する主要な役割を担っている。ジェンダーに基づく暴力を犯罪とする立法は問題を公然と議論の対象とするだけでなく、社会全体に対してその行為が許されないというメッセージを送ることになる。法改革の働きかけは戦略的に重要であるだけでなく、民間組織と公的機関にいる賛同者とのネットワークと協調を強化する²⁰。法律と政策が確立したならば、保健衛生、法、その他を担当する公務員の実務を指導することになる国際基準に合致する明白な指針と実施計画を作成しなければならない。

38. 基金は女性に対する暴力を防止し、暴力に対処する法律の採択と実施を促進するイニシアティブを支

¹⁷ 標準事業手続きは、正式の手続きを確立し、ジェンダーに基づく暴力に対応する役人のための明確な役割と責任を確立する政策文書である。

¹⁸ さらに、早期結婚、DV 及び関連する公共サービスに関するメディア・キャンペーンが、5 つの地区で 10 万人に達した。テレビ・キャンペーンは、YouTube で閲覧できる。

¹⁹ 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/HRC/23/49)及び「相当の注意義務」プロジェクトに関する情報、www.duediligenceproject.org/より閲覧可能、を参照。

²⁰ Lori I. Heise, パートナーからの暴力を防止するために何が効果的か? 証拠の全体像、74 ページ。

援している。現在、基金の支援を受けている 32%が法と政策の採択または改善を促進するものである。

39. メキシコでは、「自由な選択の権利（避妊）を支持するカトリック教徒」が「女性殺害を監視する全国市民組織」と手を組んで、ジェンダーに基づく殺害を記録し²¹、そのような犯罪を捜査する要綱の採択と実施を促進している。

40. メキシコの連邦刑事法典も、大部分の州の刑事法典も、女性殺害を、独自のジェンダーに基づく犯罪として規定している。2013 年、これらの法律が機能するように、「自由な選択の権利を支持するカトリック教徒」は州レベルでの女性組織と州の検察局と手を結び、オアハカとコリマの 2 つの州におけるジェンダーに基づく殺人を記録するための犯罪捜査実施要綱を定めた。実施要綱にはそのような犯罪捜査に関する技術的指針と標準化された裁判基準とが含まれている。オアハカ州の実施要綱にはさらに、州の多元的法制度を考慮に入れ、先住民共同体における試行を容易にする規定も含まれている。実施要綱は、州の責任を明らかにするため、複数の利害関係者による監視と評価委員会を規定している（実施要綱の関連性については、A/HRC/20/16. パラグラフ 112 を参照）。

41. 女性に対する暴力に関する責任をより重くすることは、基金の助成を受けているインドの「法律家共同体 女性の権利イニシアティブ」においても焦点となっている。組織はインドの 2005 年ドメスティック・ヴァイオレンスからの女性保護法の実施を監視するための最良の実務として認められている責任追及の手法を作り出した。共同体は監視評価報告書『生き続ける』を公表し、法の実施における進捗状態を計測し、問題点を指摘するため情報を収集している。報告書は既存の下部構造と予算、訴訟前、訴訟過程、裁判所命令と判決執行のそれぞれの段階の詳細な分析を提供している。また、報告書は裁判所の発給する保護命令数の増加を分析し、法を完全に施行するために必要な、配分されるべき予算を推定している²²。

42. 組織の主張の結果、女性と子ども開発省と女性のエンパワーメント全国特命機関という国家組織 2 つが、法律に関する毎年の監視を引き受けると表明した。そのような監視を容易にするため、「共同体」はドメスティック・ヴァイオレンスからの女性保護法の実施を関し評価する手引きを出版しただけでなく、法律の実施に関する最良の実務に関する手引きも出版した。手引書は、セクシュアル・ハラスメント、（新婦の）持参金の慣行、性的暴行に関する新しい法律の監視のためには適合するよう修正される。「共同体」が行ったやり方もまた相互交流の例である、というのは、バングラデシュ、ネパール、パキスタンとスリランカ的女性組織もそれぞれの国における法律の実施を促進するために同じ手法を用いている。

43. 法律と政策の実施を監視する能力を強化することは、セルビアの「ヴォイヴォディア自治州経済、雇用とジェンダー平等に関する州事務局」の主要な戦略でもある。基金の助成を受けた州事務局は、ドメスティック・ヴァイオレンス、その他のジェンダーに基づく暴力からの保護戦略の実施を支援している。そのため、事務局はドメスティック・ヴァイオレンス事件の登録と事件監視を容易にするウェブ上のデータベースを構築し、試験的運用を行ったところ、多数の部局にわたる情報の共有と暴力に対する組織としての対応を改善することに成功した。この企画が成功したので、セルビアに配属されている国連国別チームは、他の州にもこの仕組みを広めている。

44. インド、メキシコ、セルビアと南スーダンに加え、4 つの基金助成を受けた、また、受けている組織が、2013 年、女性と女兒に対する暴力に対処する法律と実施要綱の樹立と運営にかなりの貢献をした。カンボディアでは、かつて基金からの助成を受けていた「被酸（硫酸塩酸などをかけられた）生存者国際信託」とそのパートナーである「被酸生存者慈善組織」が 2012 年酸攻撃法の制定をめざし、実現する中心的な役割を果たした。その結果、2013 年前半において、プノンペン地方裁判所は酸攻撃に対して最初の有罪の判決を下した。太平洋のトンガにおいて、かつて基金からの助成を受けていた太平洋共同体事務局地域権利資源チームは、初めてのドメスティック・ヴァイオレンス立法となる 2013 年家族保護法案の基礎を作った。グレナダでは、社会開発住宅と地域共同体開発省がジェンダーに基づく暴力の生存者を対象とする治療、保護と管理のための保健衛生領域に対する最初の標準的運用手続を最終化した。

²¹ 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/HRC/20/16)も参照。

²² 報告書は、www.lawyerscollective.org/category/publications より閲覧できる。

シエラレオネでは、国際救済委員会が政府に対し、性的犯罪、家庭内の犯罪を取り扱う、より効果的な標準的運用手続の起草に対して技術的援助を提供した。シエラレオネ警察が2013年6月に承認した改訂版は、警察と裁判所が作り上げ、2012年のジェンダーの正義に関する諸法の実施を容易にすることになる。

IV. 知識を生み、能力を開発する

45. 基金は、能力養成イニシアティブと企画の評価を通じて、女性と女兒に対する暴力を予防し廃絶するための、革新的で、将来性があり、継続可能な実務を奨励している。

46. 2013年、基金はいくつかの特別テーマ枠を設定し、世界中の学習先端活動の支援を継続した。特別テーマ枠の対象はHIV/エイズと女性に対する暴力との重複（重なり合い）と、紛争時、紛争後、移行状況における女性に対する暴力を対象としている。2013年、基金はさらに思春期以下の女兒に対する暴力に対処するという新しいテーマを設けた。

47. テーマ枠は、戦略的企画領域において知識を作り出し、行動を促進するためとくに有用である。この文脈において、2013年6月に基金と南アフリカに配置された国連ウィメン多数国事務所は、HIV/エイズと女性に対する暴力との重複に対応する資金援助を受ける組織の知識を深め、能力を強化するためのワークショップを組織した。3日間で、アフリカ、アジアと東ヨーロッパで7つの企画に従事する15の組織が一緒になり、将来性のある実務慣行や教訓を共有し、共通の成果に対する進捗状況を図り、協調体制を強化した。2011年、これらの企画が始まったときに開催されたワークショップの知識に加え、第2回目は知識の欠落を架橋し、女性の生活に暴力とHIV/エイズがどのように相互作用を及ぼすか、相互に関連するこの問題をどのように効果的に、全体として対応すべきという証拠根拠を改善した。

48. 基金はまた2013年4月に、紛争中、紛争後、移行状況における女性に対する暴力に対処するために働いている4つの組織のためのワークショップを開催した。組織がその体験を共有することによって主張、調査、知識精製と共通指標に関連する一連の相互共同作用が発生した。テーマを設けることは移行という文脈においてジェンダーを主流化し、紛争中と紛争後の環境におけるジェンダーに基づく暴力を記録することで情報を作り上げることになる。

49. 基金は2013年4月と5月にニューヨークで5日間の第10回になる能力開発ワークショップを組織した。ワークショップは新しく助成を受ける組織に対し、結果と教訓を監視・評価・報告・流布する能力を増加させ、新しい組織がそれぞれの監視・評価計画を開発するのを助けるよう、繰り返されている。

50. 2012年と2013年に、助成を申請し、支援を受けた組織はその助成書類の監視のため、基金が開発したオンラインの助成管理の仕組みを活用した。仕組みの第2段階はすでに機能しており、2014年前半には完全版が広く使えるようになる。この仕組みを通して、基金は助成に関し、より効果的に管理監視し、企画における問題や傾向を見つけ出し、タイミングよく受領組織に対して支援を提供することができる。この仕組みは国別、地域別の助成数、予想される主要な受益者と実際の受益者、国や地域ごとに対応する暴力の形態、戦略的介入領域に関する財政情報などについてのデータの全体像を示す（ことを想定している）。

51. 基金の助成を受けた組織は、その知識、経験と影響力のおかげでますます評価されている。「人権のための医師団」は2013年の合衆国国際開発機関(USAID)とヒューマニティ技術残虐行為防止挑戦「キャンプチャー」カテゴリー第1位を受賞した（パラグラフ27参照）。インドのカーナタカ健康促進信託は「健康管理へのアクセスを改善し、継続を保証する改善」カテゴリーで2013年世界保健機構の基礎健康管理優秀賞を受賞した。また、周辺化した地域共同体に対するサービスへのアクセスを強化するための最良の実務開発と貢献に対してインドの全国的サービス当局からも評価された。ジンバブエでは、アフリカ地域機構SAfAIDSが2013年のHIVとエイズに対する戦いに関し、全国NGO優秀賞を受賞した。平等アクセス・ネパールは、地域共同体の変革カテゴリーにおける女性に対する暴力についての発言を対象とする2013年のエイヴォン・コミュニケーション賞：「地域社会変革」のカテゴリーでの「女性に対する暴力について声を上げる」を受賞した。これらは基金がそれぞれの分野における最先端にある組

織を支援していることを示している。

V. パートナーシップ

52. 基金は、世界中の政府、民間組織、非営利組織と関心ある個人を含む沢山の利害関係者との協力関係を享受している。協力者の財政的貢献と政治的支援は、女性と女兒に対する暴力を根絶する基金の努力にとり、必要不可欠である。

53. 2013年12月段階で、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ及び南アフリカが基金に寛大な寄付をしている。ゾンタ・インターナショナル、サバン基金と国連フェデラル・クレジット・ユニオンはそれぞれ基金のイニシヤティヴへの支援を継続している。基金の任務は、国連ウィメンの、オーストリア、ドイツ、アイスランド、日本と連合王国（英国）のそれぞれの国内委員会からの資金も受けている。

54. 2013年、基金はその存在感を高め、新しい協力関係を構築し、企業にもその関係を拡張するため、いくつかの催しをした。日本政府と共同で、基金は、ジェンダーに基づく暴力を防止し、対応するために技術を活用する人口評議会と人権のための医師団という2つの助成支援を受けている団体による企画の成果を強調する催しをした。80以上の加盟国と日本の民間団体が国際連合日本政府代表部の梅本和義次席大使と副事務総長（ヤン・エリアソン）が主催する催しに参加した。

55. 女性に対する暴力廃絶国際記念日に、基金は「彼らは我々を当てにしている、我々はあなたたちを当てにしている」というメッセージとともに2014年資金募金運動を開始するため、国連各国代表部代表団、公的人物と民間団体を招き、レセプションを主催した。レセプションでは、女性と女兒に対する暴力の終焉という領域で変化をもたらした人々を讃えた。

56. ジェンダーに基づく暴力に反対する16日間を記念して、ルドルフ・サイモン・ベキンク駐米オランダ大使は基金を支援するコンサートと非公開のレセプションを主催した。そこで『シェヘラザード・イニシヤティヴ：暴力に直面した女性と女兒の回復力を祝して...』という基金と「国際 命のための音楽」との、聴衆とクラシック音楽とを結びつける一連のコンサートを企画し、暴力に直面した女性と女兒の驚くべき回復力を強調するという企画を実現する新しい協力関係の開始を祝った。

VI. 2013年の助成金授与サイクル

57. 基金は、毎年、6か語で申請を募っており、複数年の上限100万ドルの助成申請を英語、フランス語とスペイン語で受理している。その戦略に沿って、基金は具体的な国家規模での変革の先鞭をつけることになる提案を選別している。新しいアプローチ、拡張、反復、継続の機会、そして、より多くの受益者を対象とする申請を優先している。

58. サブ地域機構間企画助言委員会は、助成が地域と国家の問題や優先順位に対応していることを確認し、民間機関と国連組織のメンバーで構成されている世界企画助言委員会は戦略的優先順位と選抜された提案者間の相乗作用の可能性について、基金事務局に助言する。

59. 2013年に基金は145カ国から総額11億ドルに上る2410件の助成申請を受けた。申請の半数以上は民間組織であった。基金は18カ国と地域を対象とする17の申請に800万ドルを助成した。内訳は16の民間組織とアンティグア・バーブダ政府であり、2017年には230万人がその恩恵を受けることになる。助成額で言うと、その48%がアジアと太平洋地域の企画に、15%がラテンアメリカとカリブ海、12%がアフリカ、11%が欧州と中央アジア、9%が地域を越えた企画に配分され、5%がアラブ諸国と北アフリカにおける先端的企画に対してである。総額の33%、360万ドルは思春期以下の女兒というテーマに関しての5つの組織に授与されたが、このことで2017年までに43000人以上の女兒たちの状況が改善される予定である。

60. 基金から助成を受けた組織等は、女性と女兒に対する暴力を防止し、対抗する、すでに実証済みの画期的な企画を実現しようとしている。モーリタニアでは、「SOS 飛び地」が 2007 年の反奴隷法を改正し、民間組織が奴隷にされた女性の代わりに請求権を行使し、被害者に課せられた立証責任を転換し、国家が責任を負うことを確保しようとしている。

61. 基金が以前に支援し、成功した最初の企画を土台として、「国際 CARE」はカンボディアにおける医療産業、観光業、接待業におけるセクシュアル・ハラスメントに対応すべく、より多く介入する予定である。「突破基金」はインドのヒンズー語を話す 6 州において実証済みの「教育娯楽」手法を再現する。「デンマーク難民評議会」はアフガニスタンとタジキスタンにおける帰還民や国内難民女性女性のニーズに応える移動法律扶助クリニックを設けることになっている。

62. 新しく助成を受けることになった 5 つの組織は女性に対する暴力を終結させる法律と政策の実施強化を目指している。アンティグア・バーブダでは、ジェンダー問題省がジェンダーに基づく暴力を終結させる 2013 年-2017 年国家戦略行動計画を実施する。モロッコでは、「女性の権利保護のためのイニシアティブ」が「バーサ・センター」と呼ばれる多機能センターにおいて女性の司法と経済的社会的権利へのアクセスを推進する。ミャンマーでは、「アクション・エイド」が農山漁村地帯における司法へのアクセスを増大させるため、成功した試験的企画を拡張することにした。アルメニアでは、「暴力のない社会」が公教育政策にジェンダーからの視点の統合を促進している。セルビアでは、B92 財団が、生存者のためにアグリビジネス経済エンパワーメント企画を開発することで、家族内および親密なパートナー関係における女性に対する暴力の防止と撤廃のための国家戦略の実現を促進しようとしている。

63. HIV/エイズと女性に対する暴力の重複への対処は世界中の懸念である。ジャマイカのエイズ生涯支援とインドネシア（HIV/エイズ検査で）陽性となった女性協会という 2 つの新たに支援を受ける組織は、保健衛生サービスへのアクセスを増加させ、女性、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害)の人々、障害を持つ女性、性産業で働く女性のニーズを保健衛生分野が統合するよう、働きかけている。フィジーでは、「太平洋における医療サービス」が女性の働く場所にサービスと情報を持ち込むため、7 つの農山漁村マーケット開催地において移動クリニックを運営する。

64. 5 つの企画が思春期の女兒のニーズを対象としている。南アフリカでは、「草の根サッカー」が、スポーツを基礎においたカリキュラムを通じて女兒のエンパワーメントを図り、性的権利やリプロダクティブ・ライツについての女兒の自覚を拡大し、ジェンダーに基づく暴力の生存者に対するサービスへのアクセスを増やす『スキルズ・プラス』を拡張する。バングラデシュでは、「ナリ・プロガティ・サンガ」が女兒にとり安全な学習環境を作り出すため、学校と協力している。ヴェトナムのプラン・インターナショナルは、ハノイで研究調査に基づいたジェンダーに対応する学校の試験的建設をしている。ウクライナ女性基金は青少年たちの中での暴力不寛容を推進している。コソヴォでは、少数民族欧州センターが少数民族共同体からの女兒、思春期の若者を対象とする暴力防止と保護サービスへのアクセスを改善する。

VII. 前進の道

65. 女性と女兒に対する暴力を防止する基金の企画は、暴力を当たり前とし、永続させる信念、態度と慣行を変更するため地域共同体を動員している。これらの先端的企画は女兒たちが成長し、その可能性を伸ばすことのできる安全な場を開かれたものにしていく。証拠を収集し、訴追制度を強化し、裁判によらず真実を語るという仕組みを導入するなどの手法を用いて、紛争状況におけるジェンダーに基づく暴力に対する免責を終結する戦略を促している。基金の支援を通じて、助成を受けた組織は女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を対象とする立法の実現を可能にすることにおいて偉大な進歩を遂げている。2013 年だけで基金は、暴力の生存者 3 万人を含む、世界で 300 万人以上の女性、男性、女兒、男児に対する企画を支援した。基金の任務は約束と行動のギャップをなくすのに決定的に重要である。

66. 本報告の直前のパラグラフの例が示すように、基金の先端的企画は特記すべき結果を達成し、政治的意思と社会的な公約と資源の配分を通じて、女性と女兒に対する暴力のない世界がほんの世代先に可能であることを示している。その 17 年の存在を通じ、基金はその目標を現実化するため絶え間なく活動

してきた。毎年、欠けることなく、経済的環境が世界中で問題多いにもかかわらず、提案を呼びかけてきた。

67. 基金は2013年11月25日、第18回の提案呼びかけを公表した。地域共同体に基づくアプローチと変化を作り出す社会的動員の中心的役割の結果を前提とすると、今回の助成において基金は、確立した民間組織、政府と国連の国別チームに加えて、草の根女性組織と若者が主張する組織にもとくに戦略的に投資する。国内難民のように、差別と排除に直面している集団、難民、紛争中、紛争後、移行状況にある地域に住む女性と女兒、障碍のある女性などを巻き込む企画もまた特別の考慮の対象となる。

68. 基金は将来性のあるイニシャティヴを見つけ、支援するため、長年をかけて蓄積した知識と専門性をさらに深めていく。この経験の蓄積を土台として、基金はその活動の焦点を継続的に適合させ、洗練させ、潜在的可能性のもっとも高い企画に優先順位を与える。この知識に基づく分析が地域共同体動員に対する注目を増大させた土台にある。

69. 過去5年の間に、助成金に対する要請は倍以上となった。逆に言うと、基金が配布する助成金額は総額2110万ドルであった2008年と比べると2013年には総額800万ドル、60%以上の減少となっている。2008年に基金は申請者の4.2%に助成をすることができた。2010人にはその数値は1.1%となり、2013年には申請者のたった0.7%しか助成金を受け取っていない。

70. 基金はその使命と未来像を実現するため、資金源拡大のため、一層努力している。目標は2014年助成金用の資金を1500万ドルとすることである。基金は、加盟国、民間組織と関心のある個人がこの目標達成のため、基金とともに努力すると確信している。

71. 第58回婦人の地位委員会において、女性と女兒に対する「ミレニアム開発目標」の実施における課題と成果について議論するにあたり、基金は女性と女兒に対する暴力を終焉させる全ての努力を促進するという加盟国の公約を共有する。基金は、この問題が2015年以降の開発目標と「北京宣言と行動綱領」の20周年記念に関連する議論において中心的要素として一体化されると確信している。

(紙谷 雅子 訳)

経済社会理事会理事長から婦人の地位委員会議長に宛てた 2013年12月29日付書簡(E/CN.6/2014/9)

2013年12月30日

2013年の年次閣僚見直しで、経済社会理事会は、「ミレニアム開発目標」と持続可能な開発の達成のための科学、技術、革新、及び文化の可能性の役割を推進する方法を検討いたしました。閣僚宣言は、科学、技術、革新、文化が、「ミレニアム開発目標」と持続可能な開発の3つの側面の推進を基本的に可能にするものであり、牽引力であることを確認し、2015年以降の開発アジェンダの策定において相当に配慮されるべきことを勧告いたしました。

生産能力、雇用、ディーセント・ワークを推進する際の国連システムの役割を扱う調整セグメントは、世界の雇用危機に対するセクターにわたる取組及びシステムが雇用問題と包摂的で持続可能な開発を求めて努力する継続する必要性との間の関連性を、どのように集団的に強化することができるか考慮に入れました。

事業活動セグメントは、変化する開発課題の性質と、国連開発システム内で事業を行う方法の変化に関する対話を始める機会を加盟国に与えました。

人道問題セグメントは、人道行動の現在の課題を検討し、国連、各国政府、民間セクター、悪影響を

受けている地域社会及びヴォランティア社会のようなその他の新しい行為者が、変化する人道状況にどのように適合し、よりよく対応できるかを検討する事務総長報告書で取られた取組を土台といたしました。

一般セグメントで、理事会は、麻薬と犯罪のような新しく出てきた問題やその他の問題をどのように2015年以降のアジェンダと平和と開発との間の調和に取り入れることができるかを含め、重要な問題のいくつかにより重点を置きました。理事会は、ジェンダーの視点がどのように国連システムに主流化されるかも継続して検討いたしました。

記録的な数の NGO が、2013年の年次閣僚見直しの討議に貢献しましたが、これは2012年以来23%の増加を示していました。理事会は、経済社会理事会革新フェア、世界革新指標の開始及び初めての実施フォーラムを通して、公・民の関わりを促進するためのプラットフォームとしてのその役割も強化しました。

閣僚宣言に加えて、本セッションで、総計46の決議と59の決定が採択されました。機能委員会に関連のあるものを反映する表(付録を参照)が準備されております。

この表が、検討と行動のために貴機能委員でご配慮いただけるならば(もし必要ならばのことですが)大変あり難く存じ、この点での継続するご支援とご協力に感謝申し上げます。

(署名) Nestor Osorio

付録

関連国連機関による行動を要請して、2013年の本会議で経済社会理事会によって採択された決議と決定

婦人の地位委員会によるフォローアップを要請する決議/決定

2013/17 パレスチナ女性の状況と支援

2013/18 婦人の地位委員会の今後の組織と作業方法

2013/36 女性と女児のジェンダー関連の殺害を防止する行動をとる

2013/233 第57回婦人の地位委員会報告書と第58回委員会の暫定アジェンダと公式文書

機能委員会による行動を要請する決議

2013/29 2002年の「マドリード高齢者問題国際行動計画」の第2回見直しと評価

2013/46 2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国行動計画

国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議

2013/5 国連システムの発展のための事業活動の4年に1度の包括的政策見直しに関する総会決議67/226の実施における進歩

2013/6 国連緊急人道支援の調整の強化

2013/9 情報社会世界首脳会合の成果のフォローアップの実施において遂げられた進歩の評価

2013/11 国連エイズ合同計画

2013/12 非伝染性疾患防止・抑制国連政府間タスク・フォース

2013/14 イタリア、テューリンの国連システム・スタッフ大学

2013/15 ハイティに関する特別諮問部会

2013/16 国連システムのすべての政策とプログラムにおけるジェンダーの視点の主流化

2013/25 危険物の輸送及び化学物質の分類とレッテル貼りの世界統一システムに関する専門家委員会の作業

2013/27 国際家族年 20 周年の準備と遵守

2013/29 2002 年「マドリード高齢者問題国際行動計画」の第 2 回見直しと評価

2013/43 国連に関連する特別機関と国際機関による非自治領への支援

2013/46 2011 年から 2020 年までの 10 年間の後発開発途上国のための行動計画

(清水 恵 訳)

経済社会理事会の強化に関する総会決議 68/1 の実施 (E/CN.6/2014/10)

2013 年 12 月 9 日

事務局メモ

1. 経済社会理事会の強化に関する決議 68/2 の中で、総会は、経済社会理事会の補助機関にとって意味合いを持つ変化を導入している。その他の規定の中で、この決議は、2014 年から効力を発する、一年を通じた年次テーマの採択と理事会のセグメントの交互交代制を通して理事会によって国連システムに提供される実体的リーダーシップを概説している。この決議は、補助機関が、理事会強化のより広いプロセスの状況で、独自の作業を進める機会を生み出している。本メモは、婦人の地位委員会が、2014 年の理事会の作業にどのように貢献できるかに関する提案を述べるものである。

2. 2014 年に、5 月に開催される予定の理事会の統合セグメントの提案されているテーマは、持続可能な都会化である。セグメントの機能は、持続可能な開発の 3 つの側面のバランスのとれた統合の推進に関する国連持続可能な開発会議の成果文書(総会決議 66/288)で認められたように、理事会のマンデートを果たすために、加盟国、経済社会理事会システム、国連システム及びその他の関連ステークホルダーのすべてのインプットを整理統合することである。セグメントの成果は、高官政治フォーラムを含めた理事会の高官セグメントへのインプットとして役立つ理事会理事長による概要となる。機能委員会とその他の補助機関は、できる限り、理事会がどのようにそのインプットを持続可能な開発のより大きな姿に統合できるかに関する勧告と技術的ガイダンスを伴った持続可能な開発の 3 つの側面をめぐる持続可能な都会化に関するインプットを提供するよう勧められている。

3. 都会化、特に持続可能な都会化には、その経済的・社会的・環境的側面のジェンダー平等の視点への注意が必要である。婦人の地位委員会は、組織的に、詳細にまだこの問題に対処していない。従って、統合セグメントに貢献するために、経済社会理事会の決議と決定のフォローアップに関する議事項目で、この問題を討議したいと思ってもよからう。

4. 2014 年 7 月に開催される理事会の高官セグメントは、とりわけ、年次閣僚見直しの構成要素より成る。2014 年のテーマは、「2015 年に『ミレニアム開発目標』に応え、今後、開発で得たものを維持するための継続中の課題とあらたな課題への対処」である。このセグメントの成果は、閣僚宣言とならう。

5. 婦人の地位委員会は、第 58 回会期で、「女性と女兒に対する『ミレニアム開発目標』実施における課題と成果」というテーマを、優先テーマとして検討する。このテーマは理事会のテーマと関連しているので、委員会は、検討の成果を審議中の理事会の注意を引くようにするべきである。成果は、優先テーマに関する委員会の合意結論並びに優先テーマに関する高官ラウンド・テーブルと意見交換専門家パネルの議長及び司会者の概要が含まれるであろう。このようにして、委員会は、その触媒的役割を果たし、2014 年の高官セグメントでのジェンダーの視点の統合において理事会を支援するであろう。優先テーマに関する事務総長報告書も、理事会の審議に貢献できよう。

(清水 恵 訳)

ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント及び予防できる 妊産婦死亡と罹病との間の関連性を強化するための行動 (E/CN.6/2014/11)

2013 年 12 月 19 日

事務総長報告書

概要

婦人の地位委員会の決議 56/3 に従って、本報告書は、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント、その全ての人権の保護、そして予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶に関して国連システムを通じたプログラム、イニシャティヴ、及び活動の間の関連性を強化するために取られた行動を見直すものである。本報告は 15 の加盟国と 12 の国連機関からの提出物と寄稿を含み、委員会による検討のための勧告で締めくくられる。

I. 序論

1. 女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の根絶に関する決議 56/3 において、婦人の地位委員会は、35 万人以上の女性と思春期の女性が毎年妊娠、出産時において、もっぱら予防可能な併発症で死亡している状況に深い憂慮を表し、妊産婦、新生児、そして子供の健康を改善する歩みが遅々として進まず、女性の健康への資金が不十分であることを危惧し、加盟国間でのまた加盟国内部での不平等がまだ継続していることに注目し、加盟国に「ミレニアム開発目標 5」の達成を促進するように促している。目標の 2015 年のターゲットは、妊産婦の死亡率を 76 パーセントに減らすこと、生殖に関する健康への普遍的アクセスを達成することである。従って事務総長は、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント、そのあらゆる人権の保護及び予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃のために、国連システム全体を通して、プログラム、イニシャティヴ及び行動の間の関連性を強化するために取られる行動に関する関連国連決議を考慮に入れて、第 58 回委員会に報告書を提出するよう要請された。

2. 本報告書で事務総長は、予防できる妊産婦死亡と罹病、人権に関する人権理事会決議 18/2 を考慮に入れているが、この決議で人権理事会は、貧困、栄養不足、有害な慣行、アクセスできる適切な保健ケア・サービス、情報と教育、ジェンダー不平等のような妊産婦死亡と罹病の相互に関連する根本原因に対処するために、あらゆるレベルで活動し、また女性と女兒に対するあらゆる種類の暴力を根絶することに特別注意を向けるように加盟国と関連利害関係者(ステークホルダー)を奨励した。本報告書は、2012 年 9 月から 2013 年 11 月までの期間に、加盟国²³、国連機関²⁴及び市民社会団体によってあらゆる

²³ 加盟国には、アルゼンチン、ブルキナファソ、カメルーン、コロンビア、エクアドル、ドイツ、ラトヴィア、ノルウェー、ペルー、

レベルで取られた行動の進歩に関する現在のイニシャティヴと情報を概説して、保健・開発・人権の問題として妊産婦死亡の関連性を強調している。

II. 妊産婦死亡と罹病の世界的状態

3. 妊産婦死亡は、妊娠期間や場所に関係なく妊娠中または妊娠終了後 42 日以内の、妊娠とその管理に関係した、あるいは悪化した原因によるものであって事故や偶発的原因によるものではない死亡と定義される²⁵。妊産婦罹病は、女性の完結性と身体的・精神的健康に影響を与える懐妊、出生、出生後の期間に起こる合併症、または疾病である²⁶。

4. ミレニアム開発目標 2013 年報告書によると、妊産婦の死亡率は 1990 年の 10 万人出生に対して 400 人の妊産婦死亡から 2010 年の 210 に減少し（下記の表を参照）、世界的には 47%減少した。しかし、国によって、また国の内部で、妊産婦死亡率には依然として大きな違いが残っている。妊産婦死亡の大部分は発展途上国で起こっている。妊産婦死亡の傾向:1990 年から 2010 年---WHO, ユニセフ、UNFPA 及び世界銀行の評価で、世界保健機関(WHO)は、年間の妊産婦死亡の半分以上(24 万人)が、サハラ以南アフリカで(56%)、3 分の 1 は南アジア(29%)で起こっており、この 2 地域を合わせると世界全体の重荷の 85%を占め、オセアニア、東南アジア、ラテンアメリカ・カリブ海諸国、北アフリカ、西アジア、コーカサス、中央アジアがこれに続くと報告している。発展途上国の妊産婦死亡率は、高所得国の 15 倍に当たる。妊産婦死亡率が最も高い 75 カ国のうち、2 か国が世界の妊産婦死亡の 3 分の 1 を占める。つまり、19%(56,000 人)のインドと 14%(40,000 人)のナイジェリアである。

妊産婦死亡率、妊産婦死亡数及び妊産婦死亡の生涯にわたる危険の 「ミレニアム開発目標」の地域別推定

地域	妊産婦死亡率 ^a	妊産婦死亡数 ^a	妊産婦死亡の生涯にわたる危険(率) ^a
全世界	210	287,000	1/180
先進地域 ^b	18	3,200	1/3,800
開発途上地域	340	284,000	1/150
北アフリカ ^c	78	2,800	1/470
サハラ以南アフリカ ^d	500	162,000	1/30
東アジア ^e	37	6,400	1/1,700
東南アジア ^f	220	83,000	1/160
東南アジア ^g	150	17,000	1/200
西アジア ^h	71	3,500	1/430
コーカサス・中央アジア ⁱ	46	750	1/850
ラテンアメリカ ^j	72	7,400	1/580
カリブ海 ^k	190	1,400	1/220
オセアニア ^l	200	510	1/130

出典: 妊産婦死亡推定機関グループ、妊産婦死亡の傾向: 1990 年~2010 年---WHO, ユニセフ、UNFPA、及び世界銀行開発の推定(WHO、ジュネーヴ、2012 年)

注: 家庭調査から出てきた推定は、広い信頼区間と長期的割合(しばしば 10 年間)による。妊産婦死亡の全世界と地域の推定は回帰モデルを用いて 5 年ごとに開発されている。

^a 妊産婦死亡率、妊産婦死亡数、妊産婦死亡の生涯にわたる危険は、以下の計画に従って概数化されている: 100 未満は概数化せず; 100-999 は 10 にいちばん近く概数化; 1,000-9,999 は 100 にいちばん近く概数化; 10,000 以上は 1,000 にいちばん近く概数化。

^b アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、千恵子共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージー

フィリピン、ポーランド、カタール、オランダ、トーゴ及びトルコが含まれる。

²⁴ 国連機関には、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国際電気通信連合(ITU)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連工業開発機関(UNIDO)、国連社会開発調査機関(UNRISD)、世界食糧計画(WFP)、世界保健機関(WHO)及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)が含まれる。

²⁵ 世界保健機関、<http://www.who.int/healhinfor/statistics/indmaternalmortality/en/>。

²⁶ 妊産婦死亡推定機関グループ、妊産婦死亡の傾向: 1990 年~2008 年---WHO, ユニセフ、UNFPA、及び UN-Women が開発した推計、19 頁(ジュネーヴ、世界保健機関、2010 年)、http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241500265_eng.pdf より閲覧可能。

ランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、米国

e アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア

d アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ガンビア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメプリンペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ

e 中国、抽選民主人民共和国、モンゴル、韓国

f アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン(イスラム共和国)、モルディヴ、ネパール、パキスタン、スリランカ

g カンボディア、インドネシア、ラオ民主主義人民共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ヴェトナム

h バーレーン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア・アラブ共和国、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン、西岸とガザ地区

l アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

j アルゼンチン、ベリーズ、ボリヴィア(多民族国家)、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、グアイアナ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ヴェネズエラ(ボリヴェリアン共和国)

k バハマ、バルバドス、キューバ、ドミニカ共和国、グレナダ、ハイティ、ジャマイカ、セントルシア、セントアヴィンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ、プエルトリコ¹ フィジー、ミクロネシア(連邦国家)、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ヴァヌアトゥ、

5. 同じ出版物の中で、WHO は世界レベルで、1990 年から 2010 年の間に妊産婦の死亡率を 30 カ国が 50%あるいはそれ以上の削減を達成し、3 カ国（赤道ギニア、ネパール、及びヴェトナム）が少なくとも 75%の削減を達成したと報告している。50 以上の国々が、2000 年から 2010 年の期間に、それ以前の 10 年間よりも早い割合で妊産婦の死亡率を減らし、進歩の速度が改善していることを示している。高い HIV 蔓延率、長引く武力紛争、経済的不安定のある 9 つのサハラ以南アフリカ諸国は、過去 20 年間に妊産婦死亡率の増加を経験している²⁷。

6. 世界的に、妊産婦死亡の主要原因は、出血、感染/敗血症、危険な墮胎、妊娠中毒症、長引く分娩または分娩停止にある²⁸。2013 年ミレニアム開発目標報告書によると、開発途上国の多くの妊婦は最低水準の出産前ケアもいまだに受けておらず、出産時に熟練した医療職員の介添もない。2011 年に、開発途上国のおよそ 1 億 3,500 万の出生のうちおよそ 4,600 万が一人での出産か、不十分なケアのもとでの出産であった。妊婦の状況は遠隔・農山漁村地域の方がより課題が多く、そこでは、都市の 84%と比較すると農山漁村及び先住民族女性の 53%しか出産時に熟練した介添えを受けていない。

7. 妊産婦死亡の 13%は危険な墮胎の結果であることを推計が示している²⁹。危険な墮胎による妊産婦の死亡率はアジアやアフリカで高い³⁰。国際人口開発会議の「行動計画」は、危険な墮胎手続きの余波で女性が直面する重大な危険を仮定して、危険な中絶を主要な公衆衛生の問題として認識している。女性の健康と命の権利を保障するために、墮胎へのアクセスが法的に制限されているところでは、墮胎後にケアが提供されるか否かが、思わしくない結果を防止するために極めて重要である (A/HRC/18/27 を参照)。

8. 国々の中には、多産の割合が高いことが継続して妊産婦死亡の高さの説明になっているところもある。妊産婦死亡と罹病が高い 75 カ国の中で、半分以上は一人の女性が生む子供の数が 4 人またはそれ以上であり、その国々のうち 35 カ国はサハラ以南のアフリカにあり、21 カ国が西アフリカと中央アフリカ、14 カ国が東部アフリカと南部アフリカにある。そのような多産集中は、一般に避妊具(薬)の使用の割合が低いことと一致している³¹。

²⁷ WHO 及びユニセフ、2015 年に向けたカウントダウン: 妊産婦・新生児・子どもの生存---妊産婦・新生児・子どもの生存に対する削減責任: 2013 年最新情報(ジュネーヴ、2013 年)。

²⁸ UNFPA の寄稿。

²⁹ Lisa B. Haddad 及び Nawal M. Nour, 「危険な中絶: 不必要な妊産婦死亡」、産婦人科レビュー, 第 2 巻、第 2 号(2009 年春)、122-126 頁。

³⁰ WHO、危険な中絶: 2008 年の危険な中絶と関連する死亡の発生の推計、(ジュネーヴ、2011 年)。

³¹ 2015 年に向けたカウントダウン: 2013 年最新情報(上記脚注 61 を参照)、22 頁。

9. 家族計画サービスへのアクセスは、望まない妊娠や危険率の高い妊娠を減らし、結果として妊産婦死亡は減る。2013年ミレニアム開発目標報告書を見ると、避妊具を使用するカップルの割合は開発途上国を含め多くの国で増加を示しているのがわかる。しかしながら、家族計画の世界的に満たされていないニーズ---妊娠を遅らせたい、あるいは妊娠を避けたいと言っているが、いかなる避妊具(法)も使用していない結婚しているまたは同棲生活をしている 15 歳から 49 歳の女性の割合として定義される---は、1990年の15%から2011年の12%に下がっただけで、これは1億4,000万人の女性と解釈できる。

10. HIV/エイズとマラリアは、依然として妊産婦の死因をかなり助長し、個々にあるいは一緒になって、妊産婦死亡の約20パーセントを占める。5パーセント以上のHIV蔓延率が見られる15か国の中でエイズによる間接的な妊産婦死亡は、8パーセントから67パーセントに及ぶ³²。累積すると、2012年12月現在、全世界で90万人以上のHIV感染女性が、抗レトロウイルス予防法や治療を受けていた³³。範囲は国により、また国の中でかなり様々である。毎年世界的に見ておよそ一万人の妊産婦死亡を説明すれば、マラリアが、女性をひどい貧血症や死に陥らせ、低体重児や死産とも関連する重病である³⁴。マラリアが風土病である地域では、少なくとも妊婦の25%がマラリアに罹っていると推定される。3,200万人の妊婦が、毎年マラリアの予防的治療から利益を受けることができた。2013年世界マラリア報告書によると、2012年には、妊婦の64%が、妊娠中に一服の周期的予防的治療を受けており、一方WHOに勧められて3服を受けていたのはわずか23%で、これは、マラリアからの保護を妊婦に提供する際に、改善の余地があることを示している。

III. 人権問題としての妊産婦死亡と罹病

11. 「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」のような国際条約、「北京行動綱領」、国際人口発展会議の「行動計画」、及び「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、妊産婦死亡と罹病の防止を含め、女性の健康に関しての特別な権利を規定している。決議11/8で、人権理事会は、妊産婦死亡と罹病によって直接的に関連付けられる様々な人権、つまり、生命への権利、尊厳への権利、教育権、情報を求め、受け、インパクトを与え自由への権利、科学的進歩の恩恵を享受する権利、差別を受けない自由への権利、性と生殖に関する健康を含め到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受する権利、残酷かつ非人間的で品位を傷つけるような待遇を受けない権利、プライバシーへの権利、及び効果的な補償を受ける権利を明らかにしている。このような権利は、ジェンダー平等、参画、透明性及び説明責任の原則が遵守されるところでのみ保証できる。

12. 防ぐことの出来る妊産婦障害や死亡に対処できないことは、今日最大の社会的不正義の一つであり、女性の生殖に関する健康への危険は、社会が矯正することの出来るまたその責務のある不正義であることは、ますます認識されるようになってきている。妊産婦死亡と罹病をもっと減らすことは、開発の問題としてだけでなく、人権の問題として見られるようになってきている。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)はWHO、国連人口基金(UNFPA)及び国連子ども基金(ユニセフ)との協働で、妊産婦死亡と罹病を減らすために、政策やプログラムに人権を基にした取組の適用に関する技術的ガイダンスを準備した。このガイダンスは、重複する形態の差別受け、その結果妊産婦死亡率や罹病率が高くなっている特別な女性のグループを強調し、性と生殖に関する健康と権利に影響を及ぼす決定に参画する女性の権利を強調している。さらに、国の実行責任の必要性和、国は第三者が性と生殖に関する権利の享受に介入しないよう保障する責務があることを強調している。(A/HRC/21/22 参照)。

IV. 妊産婦死亡と罹病の根本原因

13. 決議56/3において、婦人の地位委員会は、予防できる妊産婦死亡と罹病の根本原因には、貧困、非識

³² WHO 及びユニセフ、2015年に向けたカウントダウン: 妊産婦・新生児・子どもの生存---女性と子どものために未来を築く: 2012年報告書(ジュネーヴ、2012年)。

³³ UNAIDS, 世界報告書: 世界的なエイズ流行に関するUNAIDS報告書2013年(ジュネーヴ、20)

³⁴ Julianna Schantz-Dunn 及び Nawal M. Nour、「マラリアと妊娠: 世界保健展望」、産婦人科レビュー、第2巻、第3号(2009年夏)、188頁。

字、女性と女兒に対する差別、ジェンダーに基づく暴力、意思決定への参画の欠如、不十分な保健インフラ及び保健職員のための不適切な訓練を含めた開発、人権、保健に関連する広範な相互に関連する底辺にある要因が含まれることを認めている。

14. 教育は、出産時に熟練した出産介添人がいること、資金へのアクセス、保健経費とともに、妊産婦の死亡率が比較的低下することと一貫した相関関係を示している³⁵。議会で女性の議席が比較的高く、女兒が初等教育を修了する割合が比較的高い国々では、妊産婦死亡は比較的すくない⁶⁹。このことは、ジェンダー平等の機能的環境が、良好な生殖に関する健康の成果と不可分に結びついていることを表す⁶⁹。加えて、出産時に熟練した介添人がいるといったような保健介入の範囲のインパクトが、教育のない女性より中等教育ないしは高等教育を受けた女性の間でより大きいことを証拠が示している⁶⁹。このことは教育が女性と女兒のエンパワーメントの強力な道具であり、自分の生殖に関する健康に関して情報に基づく選択ができ、適切なヘルスケアを求めることを可能にするものであることを示している

15. ジェンダー規範や不平等は、妊産婦保健に関連する脆弱さと否定的な結果を生み出す際に大きな役割を果たしている。多くの場において、女性の働きへの欠如は、教育が限られていることによってさらに悪化するが、社会規範と正式及び慣習的法制度がどのように立案され、用いられているかにまでたどることができる。避妊具(法)の使用、生殖に関する健康サービスの利用を両親に通告することを要求し、夫やパートナーがそれを拒否することを認める法律は、女兒と女性が、避妊、家族計画、合法である場合には安全な中絶及びその他の基本的な生殖に関する健康サービスにアクセスすることを制限する³⁶。

16. 子ども結婚、早期・強制結婚は、妊産婦死亡と罹病の強力な牽引力である。統計的に見ると、子ども結婚は避妊具使用率が比較的低く、多産の率が比較的高く、多様な望まない妊娠、熟練した介添人がいない出産、出生間隔の短さと関連しており、これら全てが妊産婦死亡と罹病の重要な危険要因をなしている³⁷。加えて、子供の結婚は進学する機会にも悪影響を及ぼし、将来の経済的稼ぎの可能性を制限する。毎年、1,400 万名の 18 歳未満の女兒が結婚し、18 歳未満で結婚する全ての女兒の世界割合は、36%にもなる³⁸。18 歳未満の女兒の結婚率は南アジアでは 45%にもものぼる⁷¹。早期結婚に加えて、性的に活発な若い女性と思春期の女兒は、生殖に関する健康の情報やサービスの知識やアクセスが限られており、(望まない)妊娠、危険な墮胎及び出産に関連した合併症、特に産科フィスチュラ(瘻孔)の高い危険にさらされており、それが 15 歳から 19 歳までの少女の主要な死亡原因となっている³⁹。

17. 財政的・物理的障害、移動を制限する社会的制約、不適切な交通手段の選択、質の低い保健サービス、そして、どこで出産するかについての知識の欠如が、しばしばケアを求めない理由として引用される⁴⁰。社会的保護メカニズムがない場合には、保健ケアの費用が高いため、女性の妊娠前、妊娠中、そして妊娠後のケアが制限され、家族の経済的福利に有害な影響を与える⁴¹。引換券の提供、無料サービスと現金給付のような財政的障害を減らす国家プログラムの組織の見直しは、効果的に妊産婦保健を含めた健康状態を改善することを示してきた。そのようなプログラムを経験する女性、特に比較的若い母親たちは、出生前ケアにアクセスし、最も熟練した保健ケア提供者を出産のために選択する可能性がより高くなることが示されている⁴²。

18. 生殖に関する健康サービスへのアクセスは、保健ケア施設の破壊や全体的な不安定のせいで自然災

³⁵ Karen A. Grepin 及び Jeni Kiugman, 「女性のリプロダクティブ・ヘルスへの投資: 知っていることと、やっていることとの間の致命的ギャップを埋める」、世界銀行背景文書、Women Deliver 2013 年。

³⁶ R.C. Pacagnelia 他, 「厳しい妊産婦死亡と罹病における遅延の役割: 概念的枠組み」、リプロダクティブ・ヘルス問題、第 20 巻、大 39 号(2012 年 6 月)、155-163 頁。

³⁷ Minh Cong Nguyen 及び Quentin Wodon, 「子ども結婚の世界的傾向」、世界銀行調査報告書、2012 年。

³⁸ 独立専門家見直しグループ、どの女性も、どの子どもも: 保健を通して公正と尊厳を強化する: 女性と子どもの保健に対する情報と説明責任に関する独立専門家見直しグループの第 2 回報告書(ジュネーブ、WHO、2013 年)、60 頁。

³⁹ UNFPA, 2013 年世界人口の動態: 子ども期の母性---思春期の妊娠の課題に直面する(ニューヨーク、2013)。

⁴⁰ 例えば、S. Gabrysch, V. Simushi 及び O.M.R.Campbell, 「ザンビアにおける緊急産科ケア利用可能性、分布、及び地理的アクセス」、産婦人科国際ジャーナル第 114 巻、第 2 号(2011 年 8 月)、174-179 頁。

⁴¹ Filippi 他, 「貧しい国々での妊産婦保健: より幅広い状況と行動への呼び掛け」ランセット、第 368 巻、第 9546 号(2006 年 10 月)、1535-1541 頁。

⁴² S.Dzakpasu, T. Powell-Jackson 及び O.M.R.Campbell, 「妊産婦保健サービスの利用の利用者料金のインパクトと関連する保健成果: 組織の見直し」、保健政策計画(2013 年 1 月)。

害や武力紛争中は、さら複雑になり、妊婦が医療ケアを求めることが妨げられる⁴³。トラウマ、暴力や貧弱な下水処理状態に晒されることも、危機の時に妊産婦死亡と罹病の結果の悪化を助長するのもかも知れない。女性はまた性的暴力を受ける危険もあり、これが望まない妊娠という結果ともなり、また代わって、危険な墮胎という結果になるかも知れない。

V. 加盟国と国連機関によって取られた行動

19. 過去一年にわたって、加盟国と国連機関は、女性と女兒をエンパワーし、その人権を促進し、人権枠組、国内計画、戦略と資金調達、生殖に関する健康サービス、資金動員、説明責任、データ収集、緊急産科・新生児ニーズ評価への注意並びに妊産婦死亡調査を通して、妊産婦死亡と罹病を減らすための行動を取ってきた。

A. 人権枠組の開発

20. 加盟国は、2013年のWomen Deliverの会議と2012年に開催された地域協議会（ペナン、エチオピア、ナイジェリア、セネガル、南スーダン及びウガンダ）で家族計画に関する行動を呼びかけることを通して、人権に基づく取組へのそのコミットメントを確認した。重要な国際・地域・国内行事でのプレゼンテーションで、OHCHRは、予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすための政策とプログラムに人権に基づく取組を適用するための技術ガイダンスの推進に積極的に関わった。OHCHR、WHO、UNFPA、及び妊婦・新生児・子ども保健パートナーシップの間の合同イニシアティブが選ばれた国々で目下進行中であり、性と生殖に関する妊産婦と子ども保健に人権に基づく取組を適用することを目的としている。OHCHRとUNFPAも、人権問題として性と生殖に関する健康と権利及び妊産婦死亡と罹病についての意識を啓発するために、2012年11月にアンマンで開催された人権推進と保護のための国内機関国際調整委員会の第11回国際会議で、国内人権機関と協働し、「アンマン宣言」を採択した。

B. 国内計画・戦略・資金調達

21. 加盟国は、法的政策的枠組と社会保護プログラムの開発、性と生殖に関する健康サービス、家族計画、意識啓発及び包括的性教育の提供をカバーする重要な国内企画戦略を報告した。加えて、特別な妊産婦保健問題、特別な女性のグループと母集団の一部を対象とした重点イニシアティブが行われた（アルゼンチン、ブルキナファソ、カメルーン、エクアドル、ラトヴィア、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、トーゴ及びトルコ）。国内計画に導入された革新は、妊婦が熟練した介添えへのアスを確保するために出産を待つ現地の妊産婦待機ホームが含まれた（ブルキナファソとペルー）。

22. 予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすことには男性も重要な役割を果たすことができる。たとえば、宗教的指導者あるいはコミュニティのリーダーはジェンダー平等を促進し、女性に対する暴力、妊産婦保健に悪影響を与える有害な慣行と文化的規範に対処する際に、重要なパートナーになり得る。加盟国と国連機関は、夫が妊産婦・子ども保健について学ぶ地域社会へのかかわりのための情報、教育、機会を提供する「夫の学校」を通して、男性をかかわらせる努力を規模拡大している（ブルキナファソ、ギニア、ニジェール）⁴⁴。

23. 生殖に関する健康サービスへの財源の配分を監視する国内保健ケア資金調達と介入の追跡は、米国内閣開発機関(USAID)が支援している加盟国(アフガニスタン、リベリア、ルワンダ、タンザニア連合共和国及びウクライナ)で制度化されている。国内保健勘定が、全体的な資金の配分に関する情報を利害関係者に提供して、各国政府が保健セクターの業績を監視できるようにしている。

24. 国内行動計画開発のための地域的・世界的ガイダンスは極めて重要である。この目的のために、アフリカ連合委員会による妊産婦・子供保健のための行動計画は、アドヴォカシー、技術的なリーダーシップ及び説明責任とガヴァナンス・メカニズムを通して、また、保健ケア資金提供のような重要な領域に

⁴³ James Price 及び Alok Bobara, 「政情不安の中での妊産婦ほけア: ネパールでの武力紛争が出生前ケアの利用に与える影響」、保健政策計画(2012年)。

⁴⁴ WHO, H4+パートナーシップ: 女性・子ども保健を改善するための合同国別し得区(ジュネーブ、2013年)、14頁。

対処することにより、ガイダンスを提供している。

25. WHO、UNFPA、ユニセフ、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-WOMEN)及び世界銀行より成る“どの女性も、どの子どもも”運動の一部及び「保健 4+パートナーシップ」も、妊産婦保健を改善し、家族計画サービスを拡大し、HIVの母子感染をなくすことを目的とする様々な世界イニシャティヴを通して、国内計画を開発し、実施する際に、国々の努力を支援している。

C. 生殖に関する健康サービス

26. 加盟国は、セクター全体にわたる取組と対象を絞った介入を通して、質の高い妊産婦・新生児・子どもの保健サービスへのアクセス可能性を拡大してきた。

27. 保健と保健ワーカーの訓練のための人的資源の領域で、国家（アフガニスタン、バングラデシュ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、ジブティ、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、コートジボワール、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、スーダン、南スーダン、タンザニア連合共和国及びトーゴ）、国連関連機関（UNFPA,WHO）及びその他のパートナーは、妊産婦保健テーマ別基金を通して、国際助産師連合と協働し、1,500名以上の助産指導者を訓練し、新しい訓練の場を建設し、175以上の助産学校を強化し、産科瘻孔(フィスチュラ)を管理するプロヴァイダーのスキルを更新し、マルチメディアのe-学習による解決策を生み出した⁸⁰。

28. 加盟国は、配偶者の同意なしで女性がサービスにアクセスできるようにする立法を通じた家族計画の利用可能性と経費の助成措置を拡大する努力を規模拡大している(ベナン、ブルキナファソ、ギニア、ニジェール、エチオピア、ナイジェリア、セネガル、南スーダン及びウガンダ)。「どの女性も、どの子どもも」イニシャティヴを支援して、2012年に開かれた家族計画ロンドン首脳会合で、24か国の政府が2020年までに開発途上国の1億2,000万人の女性に届く家族計画サービスを拡大するために、資金を増額することを公約した。

29. 国連諸機関は、「保健 4+」プログラムで示されているように、保健サービスを強化するために、国々と積極的にパートナーを組んだ。保健ケア介入の質を改善するために、ユニセフは、UNFPAとコロンビア大学（ニューヨーク）とのパートナーシップで、30カ国でニーズ評価を行った。明らかにされた鍵となる戦略には、保健サービスと意識啓発、健全なリファーマル・システム、脆弱で到達が難しい母集団へのアウトリーチ、輸送インフラの改善及び財政支援に対する需要と地域社会の支援を生み出すことが含まれた⁴⁵。ケアの質に関するその他の介入には、妊娠中のマラリア治療に関する最新の状況報告(WHO)及び出産後の出血の治療において保健ケア・ワーカーを援助するパスファインダー・インターナショナルによるツールキットの開発が含まれた。

30. 「生殖に関する健康の安全性を高める世界プログラム」は、35か国以上に利益を与えて、生殖に関する健康商品へのアクセスを確保し、調達への持続可能な取組を開発するために、2007年以来、約5億6,500万ドルを動員している。

31. 妊婦の保健上の成果を改善するために、世界食糧計画の栄養プログラムは、世界中で390万人の妊婦と授乳中の女性を、ニジェールとケニアでは、急性栄養失調を防止するために、25万人の女性を支援した⁴⁶。

32. 人道危機の間に、妊産婦保健サービスに対処するために、UNFPAは、致命的な感染を予防する家族計画・出生前の清潔な出産キットを緊急事態の時間内に定期的に出荷している⁴⁷。

D. 妊産婦保健の優先化と資金の動員

⁴⁵ ユニセフの寄稿。

⁴⁶ WFPの寄稿。

⁴⁷ UNFPAの寄稿。

33. カナダ、ドイツ、ノルウェー及びスウェーデンは、その開発協力プログラムに妊産婦保健を含めている。例えば、ドイツは、出産時に熟練した介添えを提供するために助産師と医学的に訓練を受けた職員のための教育と能力開発を提供して、家族計画と妊産婦保健に関する権利に基づくイニシアティブを開始している。バングラデシュ、ブルンディ、カンボディア、カメルーン、コートジボワール、キルギスタン、マラウィ、ニジェール、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、スリランカ、タジキスタン及びイエメンを含めた国々は、カリブ海共同体、東部アフリカ共同体、西アフリカ経済共同体諸国、中央アフリカ経済・通貨共同体に加えて、このプログラムの下での受益者に指定されている。

34. UNFPA が管理する妊産婦保健テーマ別基金は、妊産婦死亡と罹病に対処する基本である保健のための人的資源、特に助産師を訓練する際に、43 カ国を支援している。フィスチュラ撲滅キャンペーンは、産科フィスチュラに罹っているまたはフィスチュラから回復しつつある女性と女児の防止・治療・社会再統合において、50 カ国以上に支援を提供した⁹⁹。さらに、世界銀行、ユニセフ、USAID 及びノルウェー政府は、妊産婦・子ども保健を改善するために、1,150 億ドルの追加の公約を行った。この資金はこれから先 3 年にわたって、「ミレニアム開発目標」の「目標」4 と 5 に関する進歩を促進し、妊産婦と子どもの死亡の最も重い重荷を背負っている開発途上国を対象とするために利用されるであろう。

E. 妊産婦死亡と罹病を減らす際の進歩に対する説明責任

35. 加盟国は、妊産婦死亡事例を調査し、周産期監査を調整し(アルゼンチン)、妊産婦死亡の機密の調査を行い(ラトヴィア)、ニアミス事例の見直し方法論を開発し(オランダ)、医療機関の改善、医療スタッフ協会と政策策定者を開発する(フィリピン)国内委員会の設立を含め、主要な説明責任イニシアティブを開始した。

36. 女性・子ども保健情報・説明責任委員会は、「女性・子ども保健世界戦略」の下での公約の追跡を改善するための勧告を出し、「どの女性も、どの子どもも」運動の説明責任枠組を支える 10 の勧告を発表した。「世界戦略」と委員会の勧告に続いて、課題と遂げられた進歩を監視し、報告し、国レベルの分析を提供するために、独立専門家検討グループが創設された。独立専門家グループからの勧告には、世界的ガバナンスと投資枠組の強化、人権に基づくツールの開発、国レベルでの国内データ収集システムと評価機関の能力開発の強化が含まれた⁴⁸。残る課題の中には、国家の説明責任の強化、生殖・妊産婦・新生児・子ども保健サービスの統合、HIV とマラリア治療サービス及びイニシアティブ全体にわたる資金提供の調和が含まれるものもある¹⁰²。加えて、「保健 4+パートナーシップ」は、委員会の勧告をフォローアップする世界行動計画を開発した。

37. 妊産婦死亡、明確化、通報・見直し及び対応を含む妊産婦死亡調査・対応システムは、妊産婦死亡測定のための基本情報を提供し、今後の妊産婦死亡を防止し、国内の市民登録と重要な統計を強化する行動を特徴づけることができる。WHO、UNFPA、疾病抑制予防センター及び国際開発局によって開発された新ガイドラインは、届け出るべき出来事として妊産婦死亡を分類し、妊産婦死亡検討委員会の設立を奨励している。ユニセフは、国際開発局との協働で、妊産婦死亡を助長する個人的・家庭的・社会文化的・経済的・環境的要因を明らかにするために、インドで、妊産婦・周産期死亡調査対応に関するイニシアティブを開始した。このプロジェクトの実施は、リファーマル・システム、ヘルプラインの設立と安全な出産ができる施設の数の増加という結果となっている。

38. 正確な妊産婦死亡のデータを得ることは、市民登録や重要な統計システムが存在するところでさえも難題である。このような状況の下では、女性の妊娠の状態は、特に早期妊娠または出産直後には、死亡原因の分類とコード化から見落とされるかもしれない。信頼のおけるまた完全な登録制度のない国々にとっては、妊産婦死亡の推計を引き出すために、推計の間接的方法が用いられている。妊産婦死亡推計機関グループと独立の技術諮問グループは、既存のデータに基づいて、すべての国々の妊産婦死亡の推計と最新情報を定期的に生み出している⁴⁹。しかし、正確な死亡原因証明書によって裏打ちされた重要な登録制度は、利用できるデータの質をかなり改善できる。信頼できる、重要な登録制度を持たない 100 か国以上の中で、4 分の 3 はサハラ以南アフリカと東南アジアにあり、そこでは妊産婦死亡率と罹病率が

⁴⁸ WHO、どの女性も、どの子どもも(上記脚注 92 を参照)、68 頁。

⁴⁹ メンバーには、WHO、ユニセフ、UNFPA、国連人口部及び世界銀行が含まれる。

高い⁵⁰。「どの女性も、どの子どもも」運動によって明らかにされているように、妊産婦死亡の重荷を抱える 75 か国のうちわずか 1 か国だけが、「女性と子どもの保健世界戦略」の下にある女性と子ども保健情報説明責任委員会によって採択された 11 の核心となる妊産婦・子ども保健指標に関するデータを有しているが、大多数の国々に利用できるデータはほとんどない⁵¹。2013 年の出版物の中で、独立専門家検討グループは、国内市民登録と重要な統計システムのアドヴォカシーと投資を高めること及びこの問題に対処するために国連による高官作業部会の開催を要請した。

39. 近年、特別サービス提供指標に関して多くの進歩が遂げられてきた。多くの開発途上国は、出産ケアと出生前ケアのような問題に関する豊かな情報を提供する人口保健調査測定によるデータ収集努力に継続して参加している。この努力及びその他の努力の結果として、熟練した出産介添えに関するデータが改善され、10 年前の 5 年間の 80 か国未満及び 1990 年代の 10 か国未満と比べて、過去 5 年間では 145 か国で利用可能になっている⁵²。ウガンダは、ウガンダ・テレコムとユニセフによって支援された移動重大記録システムの導入を通してそのデータ収集システムを強化している。

40. データ収集と分析における 2 つの重要な発展には、ジェンダーに対応した指標と分析の包摂に関するガイダンスを提供するジェンダー統計に関する機関間・専門家グループの設立と財産、性、年齢、妊婦教育、民族性及び都会/農山漁村での居住のような公正の側面を国内データ収集戦略に統合する女性・子ども保健情報・説明責任委員会による勧告が含まれる。国際電気通信連合によれば、もう一つの革新は、出生登録のための e-保健移動プラットフォームと助産師と保健ワーカーによる妊産婦・子ども保健情報の利用の拡大に関連している。

VI. 主要な世界的イニシャティヴ

41. 世界的なイニシャティヴは、妊産婦死亡と罹病に対する重要な優先事項に重点を置くために重要なステークホルダーを動員し、増額した資金提供のためのプラットフォームを生み出し、革新的な戦略を普及する際に重要である。

42. 「どの女性も、どの子どもも」運動は、49 の最貧国で 2015 年までに 1,600 万人の命を救うことを目的として、世界的に女性と子どもの保健を改善する国内・国際行動の動員と強化にとっての主要な触媒である。これは、「女性と子どもの保健のための世界戦略」を行動に移すものである。「世界戦略」の達成には、投資で 880 億ドルが必要である---約 180 億ドルから 220 億ドルが新規及び追加の資金調達で、2010 年までに 400 億ドルから 450 億ドルが動員されたという推計を示している⁵³。2013 年 6 月現在、293 のステークホルダーが、「世界戦略」にコミットし、現在までに推計 250 億ドルが支払われたが、これは前年より増加していた。過去 2 年間で、家族計画は、「世界戦略」への最大のコミットメントを受けている⁵⁴。

43. 「どの女性も、どの子どもも」運動を支援して、いくつかパートナーシップ・イニシャティヴが設立されている。「妊産婦、新生児、子ども保健」と WHO が開発した「女性と子どもの保健世界投資枠組」は、社会的・経済的収益を最大限にするための資金配分に関するガイダンスを提供した。重要で、資金の乏しい領域に世界の注意を引くために、国連女性と子どものための救命商品委員会、「家族計画 2020」及び「約束を新たに」のようなイニシャティヴが 2012 年に開始された。

44. 「どの女性も、どの子どもも」運動の一部として、「保健 4+」イニシャティヴは、強い政治的コミットメントを動員し、監視と評価のための厳格な枠組を提供して、国レベルと国際レベルの介入の間の関連性を強化することに重点を置いた。国連諸機関は、「ミレニアム開発目標」に沿った国内保健計画

⁵⁰ 市民登録と重要な統計、<http://portal.pmnch.org/downloads/high/KS17-high.pdf> より閲覧可能(2013 年 10 月 31 日にアクセス)。

⁵¹ 独立専門家検討グループ、どの女性も、どの子どもも：公約から行動へ---女性・子ども保健情報・説明責任独立専門家検討グループの第一階報告書(ジュネーブ、WHO、2012 年)。

⁵² 世界銀行及び Women Deliver、「知っていることと、やっていることとの間の致命的ギャップを埋める：女性のリプロダクティブ・ヘルスへの投資」、19 頁。

⁵³ 独立専門家見直しグループ、どの女性も、どの子どもも(上記脚注 41 を参照)、27 頁。

⁵⁴ WHO 及び妊産婦・新生児・子ども保健パートナーシップ、PMNCH 2013 年報告書。女性と子どもの保健のための世界戦略へのコミットメントに関する進歩を分析する、http://www.who.int/pmnch/knowledge/publication/pmnch_report13.pdf より閲覧可能。

を開発し、資金を動員し、保健ワーカーのニーズに対処し、妊産婦死亡とジェンダー不平等の根本原因に取り組み、データ収集を強化するために、国々を合同で支援するために活動している。このパートナーシップは、生殖に関する健康と妊産婦・子ども保健の全範囲の技術的・財政的支援にアクセスするための国々の「ワン・ストップ・ショップ」となりつつある。カナダ、フランス及びスウェーデンのようなドナー国は、その支援を事業化する貴重なプラットフォームとしてこのパートナーシップを考えている⁵⁵。国レベルでは、諸機関は、性と生殖に関する健康と子ども保健に関連する国内保健計画を実施する加盟国を支援して、19か国で「保健 4+」合同計画の実施を支援するために資金を動員して成功している⁵⁵。2012年に、「重荷の多い国イニシャティヴ」が、8つの優先国での助産労働力の詳細な評価を提供するために開始された。

45. 「ムスコカ・イニシャティヴ: 妊産婦・新生児・5歳未満児保健」は、妊産婦と子どもの保健課題に対処し、「ミレニアム開発目標」の「目標 4 と 5 の達成に向けた進歩を加速する国内努力を支援している。このイニシャティヴから利益を受けている国々には、アルゼンチン、バングラデシュ、エチオピア、ハイティ、マラウィ、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、南スーダン及びタンザニア連合共和国が含まれる。

46. 「ミレニアム開発目標促進枠組」は、隘路を分析し、さらに大きなインパクトのための努力を強化し、パートナー・イニシャティヴを整備するために 50 か国以上で行動計画を開発している。妊産婦保健に重点を置いた計画は、「目標 5」の下で遂げられつつある遅い進歩のために最も共通して開発された⁵⁶。

47. 「2015年までに子どもの新規 HIV 感染の撤廃と母親を生きし続けることに向けた世界計画: 2011-2015年」は、妊産婦死亡の撤廃に貢献している。「世界計画」は、HIVに感染している妊婦の最も高い推定値を持つ 22 の優先国で、母親が生き続けることを保障する HIV 感染妊婦の治療のための特別なターゲットを確立している。「世界計画」のための資金提供は、米国大統領エイズ救援緊急計画、ビル・アンド・メリнда・ゲイツ財団、シェブロン社及びジョンソン・アンド・ジョンソン社によって提供されている。

48. 妊婦・母親・子どもの HIV 感染予防・治療に関する国連機関間タスク・チームは、22 の優先国でエイズ関連の妊産婦死亡の 50%削減というターゲットに達するための介入を提供する際に、保健提供者を支援するために、HIV と望まない妊娠の防止に関する戦略的枠組の開発に重点を置いた「世界計画」の事業部門である。

49. 米国政府とノルウェー政府及び民間セクターと NGO の間のパートナーシップである「母親を救い、命を与える」は、10 か国で 5 年にわたって女性の保健と妊産婦死亡の撤廃に投資している。ウガンダとザンビアでの「健康な赤ちゃん、健康なママ」は、医療施設を設立し、地域社会の保健ワーカーを訓練し、広範な意識啓発を行ってきたが、これが、さらに多くの女性が出生前ケア・サービスと安全な出産を利用することを選択するという結果となっている⁵⁷。

50. 市民社会団体は、人権に基づく取組とプログラムを開発することに貢献している。妊産婦死亡と人権国際イニシャティヴとエセックス大学人権センター(英国)、人口開発アジア議員フォーラムと生殖に関する権利センターは、人権枠組に基づいて、妊産婦保健に関する介入を開発するガイダンス文書とツールを出している。これら団体は、国家に妊産婦死亡と罹病に対してもっと責任を持たせることを目的として、世界・国内レベルでアドヴォカシーにかかわっている。

51. その会議を通して開発されたパートナーシップ、公約及びネットワークに基づいて、ウーマン・デリヴァーは、特に妊産婦死亡の撤廃と女性と女兒の生活の一般的改善に重点を置いて、女性の保健への投資を推進している。2012年中に、ウーマン・デリヴァーは、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ海の指導者や専門家と共に、「目標 5」と 2015 年以降の開発枠組に関する地域協議会を開催した。

⁵⁵ WHO, *H4+パートナーシップ*(上記脚注 44 を参照)、22 頁。

⁵⁶ UNDP, 「進歩を促進し、結果を維持する: 2015 年までとそれ以降の MDGs」(2013 年)。

⁵⁷ 母親を救い、命を与える、「母親を救い、命を与えるの外部評価」、最終報告書(2013 年 10 月)。

VII. 結論と勧告

52. ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント及び予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃のための介入の間の関連性を強化する行動がとられてきた。これは、個々の加盟国、「保健 4+パートナーシップ」の作業及び国連機関とその他の世界パートナーによるその他の協働的努力によって証明されている。この努力は、さらに大きな資金動員の公約、進歩のための協働と説明責任の強化、及び女性の人権と妊産婦死亡の根本原因に対処する介入の強化につながっている。

53. 人権に基づく取組の重要性と妊産婦死亡と罹病の根本原因に対する理解と認識は、世界及び国内レベルで高まっている。しかし、妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処する人権に基づく取組を持った特別な介入の実施、そのような介入の効果及びその目的での十分な資金の配分に関して提供される情報と分析は限られている。

54. 妊産婦死亡と罹病の撤廃を促進し、妊産婦死亡率を 75%削減し、生殖に関する健康への普遍的アクセスを達成する、時宜を得た、一致した行動が必要とされる。かなりの進歩にもかかわらず、妊産婦死亡率・罹病率は、世界中の多くの国々及び部分母集団の間で依然として高い。「ミレニアム開発目標」達成のための 2015 年の期限が近づくにつれて、高い妊産婦死亡率・罹病率を有する国々は、目標を達成できない危険にさらされている。保健セクターの対応を強化するのみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントという重要な原則があらゆるレベルの対応に統合されることを保障する努力が継続すべきである。

55. 2015 年以降の開発アジェンダに関する討議の中で、ジェンダーに対応した取組を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する幅広い枠組みの中で妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処するさらなる機会がある。

56. 婦人の地位委員会は、以下を加盟国に奨励したいと思ってもよからう：

(a)すべてのステークホルダーとの協働で、ジェンダー平等の枠組み内で妊産婦死亡と罹病をさらに減らすための行動を緊急に強化すること。

(b)差別的な社会規範、意思決定からの女性の排除及び資金への女性と女児のアクセスの欠如を含め、生殖に関する健康の享受に対する構造的障害を撤廃すること。

(c)貧困、不平等、ジェンダーに基づく暴力、教育、女性の意思決定への参画及び女性の経済的エンパワーメントの領域での法的・政策的枠組とプログラムを通して、妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処すること。

(d)子ども結婚、早期・強制結婚を含め、暴力と有害な慣行から女性と女児を保護する法律を制定し、施行すること。

(e)明確なターゲット、予定表、監視・評価メカニズム、並びに妊産婦死亡と罹病の削減と女性の脆弱なグループのニーズに対処する活動を含む完全に資金提供を受けた多部門的国内行動計画を採用し、実施すること。

(f)女性と子どもの保健の推進と保護に積極的に参画するために、女性団体を含めた市民社会団をかかわらせることにより、国内の説明責任措置を強化すること。

(g)生殖に関するサービス及びその他の保健サービスにアクセスする際に、女性と女児を支援するジェンダーに配慮した社会保護措置を採用すること。

(h)家族計画、出生前・出生後ケア及び熟練した出産ケア・緊急産科ケアを含めた料金が手頃な質の高い保健サービスのアクセス可能性を高め、人道危機と武力紛争中を含め、特に若者と未婚女性、女性と女児の脆弱なグループのために、その様なサービスに HIV/エイズとマラリアの予防・ケア・治療介入を統合すること。

(i)市民登録と活力のある統計制度並びに緊急産科ケア・ニーズの評価及び妊産婦死亡調査と対応システムを含めた完全に機能的な国内保健情報システムを設立し、女性と子どもの保健情報説明責任委員会によって勧告されているように、核心となる妊産婦死亡と罹病の保健指標を既存の保健情報システムに統合すること。

(j)教育プログラムと意識啓発活動を通して、責任ある性行動と生殖に関する健康行動を奨励し、ジェンダー平等を推進するという全体的な目標をもって、妊産婦死亡と罹病の撤廃に対する責任を共有する手段として、地域社会、宗教的・伝統的指導者、男性及び男児をかかわらせること。

57. 国連システムとその他の政府間・地域団体は、以下を奨励される：

(a)以下を達成する際に、他のステークホルダーとの協働で、加盟国を継続して支援すること：

(i)妊産婦死亡と罹病をさらに削減する行動の緊急の強化。

(ii)妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処する法律と政策の採用。

(iii)生殖に関する健康サービスを含めたヘルスケア・サービスのアクセス可能性の強化。

(iv)妊産婦死亡と罹病に対処する法律・政策・プログラムを監視し、評価する国内保健情報システムの設立。

(b)妊産婦死亡と罹病の撤廃に向けて市民社会団体及びその他のステークホルダーとの協働的イニシアティブを通して活動し、さらに多くの国々で、合同介入を拡大する目的で、確固とした調整、説明責任及び技術的知識のプラットフォームの開発を継続すること。

(c)妊産婦死亡と罹病に対処する人権に基づく取組の採用の必要性に関して、情報を得た見解と分析を継続して提供すること。

(土屋 幸子 訳)

女性・女兒・HIV とエイズ(E/CN.6/2014/12)

2013年12月13日

事務総長報告書

概要

女性と女兒をさらに大きな感染の危険にさらす根強いジェンダー不平等と人権侵害は、HIVの広がり防止し、抗レトロウイルス治療へのアクセスを高める際に、進歩を妨げ続けている。女性と女兒のHIVへの生物学的罹患し易さに加えて、多くの相互に作用する社会文化的・経済的・法的課題が、感染への脆弱性を複雑にしている。

アクセスできる、料金が手頃な保健サービス、教育と雇用機会の欠如、不公正な財産権と相続権、有害な文化的規範と子ども結婚を含めた女性と女兒の保健と福利への課題が、国々を超えて根強く続き、この疫病を緩和しようとする努力を妨げている。

加盟国は、HIVに感染し、影響を受けている女性と女兒の状況を改善する際に、進歩を遂げてきた。しかし、疫病が女性と女兒に与えるインパクトの多面性を仮定すれば、さらに促進された行動が、国内・地域・国際レベルで必要とされる。構造的・社会的現実によってもたらされる課題と障害を考慮に入れるジェンダーに対応するプログラムとサービスを提供するための行動と資金提供に、かなりのギャ

ップが根強く続いている。有害なジェンダー規範と差別法を根絶し、国内及び国際的意思決定プロセスへの女性と女児の意味ある参画を推進するために、もっと多くのことをする必要はある。

本報告書は、関連するギャップや課題と共に、婦人の地位委員会決議 56/5 を実施するための、加盟国によって報告された進歩と国連システム内の進歩を強調し、今後の行動のための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. その決議 56/5 で、婦人の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」、国際人口開発会議の「行動計画」、2006年と2011年の「HIV/エイズ政治宣言」及び2011年の「HIV/エイズ・コミットメント」に従って、取られた促進行動に重点を置いて、女性・女児・HIVとエイズの状況に関して⁵⁸、第58回委員会に報告するよう、事務総長に要請した。本報告書は、その要請に従って提出されるものである。

2. 本報告書に書かれている例は、2011年9月から2013年10月までの期間の18の加盟国⁵⁹及び11の国連機関⁶⁰による寄稿に基づいている。さらに、本報告書は、「女性・女児・ジェンダー平等・HIVのための促進された国別行動のためのアジェンダ」の中間見直しからの結果を含め、調査に基づくその他の関連情報を組み入れている。

II. 背景

3. 世界的に、推定3,530万人の成人と子どもが、2012年末でHIVに感染しており、2012年にHIVに感染していた3,210万人の成人のうち、1,770万人が女性であった。これは、2011年以来100万人の増加を示している⁶¹。1997年には、HIVに感染している成人の41%が女性であった。これが2001年には49%に増え、2012年には53%に増えた。前回の報告書(E/CN.6/2012/11)以来、HIV感染者の間の女性の割合は、東欧と中央アジア以外のすべての地域で減っているが、東欧と中央アジアでは、率は2010年の26%から2012年には33%に増加した。しかし、世界中で、女性間の新たなHIV感染の減少の速度は2008年以来遅くなっている²⁸。成人の間の新たな感染の56%が女性であるサハラ以南アフリカと成人の間の新たな感染の52%を女性が占めるカリブ海で、女性は特に悪影響を受けているが⁶²、15歳以上の成人の間では、2012年に新たな感染者の47%が女性であった²⁸。女児は特に高い感染の危険にさらされている。2012年末で、思春期(15歳から19歳)の新たなHIV感染の約3分の2が女児であった⁶³。UNAIDSによれば、1時間ごとに50名の若い女性が新たにHIVに感染している⁶⁴。2012年に、すべてのエイズ関連の死亡の36%が女性であり²⁸、エイズは依然として世界中で生殖年齢の女性の死亡の主因である⁶⁵。

4. HIVに感染している女性も、他の疾病による罹病のより高い危険に直面している。HIVの蔓延率が高い場では、15歳から24歳までの若い女性は、同年齢層の男性よりも1.5倍から2倍の結核罹患率を経験している²⁸。HIV感染女性は、子宮頸がんの高い危険にも直面している。最近の変化分析は、HIV感染女性の子宮頸がんの危険は6倍であることを示した⁶⁶。

⁵⁸ エイズとは、臨床上の印と兆候に基づく疫学上の定義である。エイズは、感染や病気と闘う身体的能力を破壊し、究極的には死につながることもあるHIVによって引き起こされる。抗レトロウイルス治療は、ウイルスの複製を遅らせるが、HIV感染をなくすものではない。

⁵⁹ ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コロンビア、デンマーク、フィンランド、ガンビア、日本、ケニア、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、カタール、スペイン、英国、タンザニア連合共和国。加盟国より受けた回答の数は、2009年以来、本報告書のためには30から18と減ってきている。

⁶⁰ アジア太平洋经济社会委員会、国際労働機関、国連エイズ合同計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連工業開発機関、国連麻薬犯罪事務所、国連社会開発調査機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)及び世界食糧計画。

⁶¹ UNAIDS, 『世界報告書: 2013年世界のエイズという疫病に関するUNAIDS報告書』(ジュネーブ、2013年)

⁶² UNAIDS 2012年末発表のHIV推定。

⁶³ ユニセフ, 『エイズのない世代に向けて: 子どもとエイズ---2013年第6回現状把握報告書』(ニューヨーク、2013年)。

⁶⁴ UNAIDS, 『数字によるエイズ』(ジュネーブ、2013年)。

⁶⁵ UN-Women, 『2013年『ミレニアム開発目標』報告書のジェンダーの側面』2013年7月1日。 www.unwomen.org/en/news/stories/2013/7/the-gender-dimension-of-the-millennium-goals-report-2013 より閲覧可能。

⁶⁶ Myassa Dartell 他, 『タンザニアのHIV陰性とHIV陽性女性間の危険度の高いヒト乳頭腫ウイルス発見の危険要因』、『性感染症』第40巻、第9号(2013年9月)、737-743ページ。

5. 異性愛感染が、世界中の HIV 蔓延の最大の割合を占めている。婚姻はめったに女性を保護することなく、HIV への暴露を増やすことにさえ役立つかも知れない。女性の新たな HIV 感染の 5 分の 4 以上が、婚姻内または主たるパートナーとの長期にわたる関係の中で起こっている⁶⁷。実際、アジア太平洋において、かなりの数の女性が、自分自身の性行為のためではなく、男性の相手が危険な行為にかかわっているために HIV に感染しつつある⁶⁸。様々な女性⁶⁹も、高まる危険に直面している。つまり、例えば、15 か国で行われた変化分析によれば⁷⁰、女性性労働者は、世界中のその他の女性よりも、HIV に感染する可能性が 13.5 倍高く⁷¹、性同一性障害の女性は、同年代の成人に比して、HIV に感染する可能性が約 49% 高い。

III. 規範的枠組

6. HIV とエイズの状況での平等と非差別を含めた女性と女兒の人権の完全享受のための規範的枠組は、多くの出典から出てくる。最も注目すべきものには、女性と女兒の特別なニーズに応え、ジェンダー不平等とジェンダーに基づく虐待と暴力を撤廃することを含め、2015 年までに達成すべき 10 の明確で時間制限のあるターゲットを確立した 2011 年の「HIV とエイズ政治宣言」(総会決議 65/277、付録)、女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成するに必要なすべての措置を取るよう要請している 2006 年の「HIV/エイズ政治宣言」(総会決議 60/262、付録)、女性の地位の向上とその人権の完全享受を推進する国内戦略実施を各国が公約した 2001 年の「HIV/エイズ・コミットメント宣言」が含まれる。これらと並んで、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、女性と女兒の HIV/エイズに対処する行動のための指導的人権原則と枠組を規定している。

7. 検討期間中に、HIV とエイズの状況でのジェンダー平等の問題が、平和と安全保障、子どもの権利、女性に対する暴力及び人権に関連して提起された。その決議 2106(2013 年)で、安全保障理事会は、武力紛争及び紛争後の状況での性暴力と HIV 感染との間の関連性及びジェンダー平等への根強い障害と課題としての HIV とエイズが女性と女兒に与える不相応な重荷に留意した。同じ決議の中で、理事会は、武力紛争と紛争後の状況で、HIV とエイズに感染し、影響を受けている女性と女兒に持続可能な支援を提供するために、国内の保健制度と市民社会のネットワークの能力の開発と強化を支援するよう、国連機関、加盟国及びドナーに要請した。

8. 紛争防止、紛争と紛争後の状況にある女性に関する一般勧告第 30 号(CEDAW/C/GC/30)の中で、女子差別撤廃委員会は、関連性に対処するためのさらなる行動を奨励して、故意による HIV 感染を含め、ジェンダーに基づく暴力と HIV のつながりを認め、これらの場での HIV 予防、治療、ケア、サポートへの女性のアクセスへの重点を要請した。到達できる最高の水準の健康の享受への子どもの権利(第 24 条)に関するその一般勧告第 15 号の中で、子どもの権利委員会は、「親、ケア提供者または後見人の許可なしで、性的健康、避妊、安全な中絶に関する教育とガイダンスを含め、HIV テストと性と生殖に関する健康サービスのようないくつかの種の医療上の治療や介入に子どもが同意することができるようにすることを検討するよう」各国に要請した(CFC/C/GC/15、パラ 31)。第 57 回婦人の地位委員会で採択された女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する合意結論(E/2013/27-E.CN.6/2013/11、セクション I.A.)の中で、委員会は、HIV 感染女性と女兒及び HIV 感染者のケア提供者に対する差別と暴力の撤廃のみならず、HIV とエイズ及び女性と女兒に対する暴力との間の重なり合いに対処する努力の促進を要請した。

9. 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会は、HIV からの自己防衛への女性の権利を確保する国家

⁶⁷ UNFPA, 2005 年世界人口の状況: 平等の約束---ジェンダー構成、リプロダクティブ・ヘルス及び「ミレニアム開発目標」(ニューヨーク 2005 年)。

⁶⁸ 例えば、女性・女兒・ジェンダー平等・HIV に関するアジア太平洋機関間タスク・チーム、アセアンにおける HIV と重要な感染女性と女兒に関する国別説明書(2013 年)を参照。

⁶⁹ これには、農山漁村及び到達が難しい地域の女性、若い女性、HIV 感染女性、障害を持つ女性、紛争地域の女性、性同一性障害女性、女性とセックスする女性、性労働にかかわっている女性、難民、麻薬を使用している女性、先住民族女性が含まれる(Athema Network 他、「女性の言葉では: 行動アジェンダ」(2011 年)で定義されているように)。

⁷⁰ Frits van Griensven, Prempreeda Pramoj Na Ayuttaya 及び Erin Wilson, 「HIV 調査と性転換した女性の予防」、*The Lancet Infectious Diseases*, 第 13 巻、第 3 号(2013 年 3 月)、185-186 ページ。

⁷¹ Deanna Kerrigqn 他、性労働者の間の世界の HIV 流行(ワシントン D.C.、世界銀行、2013 年)。

の責務を列挙している「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」の「議定書」の第 14 条に関連する一般コメントを採択した⁷²。

IV. 加盟国と国連システムによって取られた行動

10. 委員会への前回の報告書の提出以来、報告された行動と結果で証明されているように、HIV とエイズの状態での女性と女児のニーズに応えるために、加盟国、国連及びその他の重要なステークホルダーの間である程度の進歩が遂げられてきた。国内エイズ戦略と計画へのジェンダー平等の側面の統合、HIV の状態での女性と女児を対象とした介入のための資金の増額、女性と女児のエンパワーメントと権利を強化し、HIV/エイズ対応への彼女たちの参画を推進するために取られた行動、予防、治療、ケア、サポート・プログラムと統合された性と生殖に関する健康と HIV サービスへの女性と女児の平等なアクセスを確保するために払われた努力、ジェンダーに基づく暴力を撤廃し、ジェンダー平等の推進に男性・男児をかかわらせることに向けた促進された行動を通じたジェンダー不平等を撤廃する行動における進歩が報告されている。

A. 国内 HIV とエイズ対応へのジェンダー平等の統合

11. 加盟国は、HIV とエイズに対処する国内政策、枠組、プログラム及び計画へのジェンダーの視点の組み入れを含め、政策レベルでの HIV とエイズ対応においてジェンダー平等に対処する様々な取組を用いてきた(ブラジル、ブルキナファソ、コロンビア、フィンランド、ガンビア、ケニア、パラグアイ及びタンザニア連合共和国)。加盟国の中には、ジェンダー平等に関する国内行動計画に、HIV とエイズに対処する措置を統合したと報告したところもある(カメルーン、ガンビア、パラグアイ、スペイン、及びタンザニア連合共和国)。

12. そのような努力は、2011 年の「HIV とエイズに関する政治宣言」にある公約とターゲットを国内政策に変えることに沿うものであるが、調査は違った姿を示している。加盟国は、国内の HIV とエイズ政策へのジェンダーのレンズを認め、当てはめる際に大きな前進を遂げているが、対応の重要な側面である疫病の構造的牽引力と取り組むことに向けては介入が十分とは言えない⁷³。南部・東部アフリカでの 20 か国の国内戦略計画の見直しで、ジェンダー平等を推進する支援的な法的・政策的枠組の醸成を含め、HIV 感染の構造的牽引力に取り組む具体的介入を提供している国がほとんどないことが分かった⁷⁴。

13. 国連エイズ合同計画(UNAIDS)とその共同スポンサー機関、特に国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)は、パートナーとの協働で、国内 HIV とエイズ調整機関のジェンダー平等に関する高められた能力と専門知識を支援することを含め、ジェンダー平等の側面を国内 HIV 戦略計画に統合する際に、加盟国へのその支援を拡大している。国連諸機関は、MEASURE 評価、米国大統領エイズ救援緊急事態計画、米国国際開発機関及びいくつかの国内・市民社会パートナーとの協働で、この流行病と対応のジェンダー評価を行い、重要な機関のジェンダー専門知識を評価するジェンダー監査を行い、またはアドヴォカシーのためのジェンダー道程表を行い、HIV とその女性に対する暴力との相互関連性に対処するプログラム上のガイダンスと包括的な監視と結果の追跡を支援するジェンダー平等と HIV 指標の概要を含め、女性と女児のための効果的戦略に関する証拠の編集に基づくツールも開発している。

B. 女性のための HIV/エイズ対応への資金提供

14. 全体的に、加盟国は、国内の HIV/エイズ対応において、ジェンダー平等の予算の配分を特に追跡してこなかったと報告した。一つの注目すべき例外はタンザニア連合共和国で、この国は、ジェンダーに配慮した国内のエイズ支出評価を通して、女性、女児、ジェンダー平等及び HIV のためのプログラムに

⁷² www.achpr.org/news/2012/11/d65 より閲覧可能。

⁷³ 構造的牽引力には、HIV への罹患し易さを高め、予防と治療努力を損なうことにより、HIV の流行を助長する社会的・経済的・政治的・環境的要因が含まれる。

⁷⁴ Andrew Gibbs 他、「南部・東部アフリカでの HIV とエイズの立ち眼の国内戦略計画への女性・女児・ジェンダー平等の包摂」、*Global Public Health*, 第 7 巻、第 10 号(2012 年)。

配分される資金に関して支出を追跡する努力を報告した。追加の調査は、ルワンダが、HIV 関連の政策とプログラムに女性のための適切な資金配分を導くジェンダー予算明細書を導入したことを示している。

15. 世界的に HIV への包括的対応に必要とされる推定 220 億ドルから 240 億ドルにはまだ届かないが、国内及び国際の HIV に特化した資金提供は、2010 年の 150 億ドルから 2012 年には推定 189 億ドルに増加した。エイズ、結核、マラリアと闘う世界基金は、現在までに、140 か国以上で 155 億ドル以上を承認し⁷⁵、財団や企業を含めた民間セクター、特にビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団も、HIV/エイズ対応に資金提供する際に、大きな役割を果たしている。性別の HIV 支出データの限られた収集とこの流行病の構造的牽引力に対処する介入のための支出を追跡する評価ツールの欠如が、女性と女児のニーズに応える介入に向けて、HIV とエイズの資金が配分されてきた程度を推定することを困難にしている。UNAIDS によれば、104 の報告した国々のわずか 57%が、女性のための特別予算を含めた HIV 戦略を有していた⁷⁶。さらに、証拠の収集を複雑にしているのは、支出評価ツールとガイダンスに含められる可能性のある HIV とエイズ対応におけるジェンダー不平等に対処しようとする介入のための明確な基準の欠如である⁷⁷。

16. ジェンダーに対応した介入のための資金の配分を追跡するデータの一般的な欠如にもかかわらず、女性と女児のための HIV 支出に関する既存のデータの分析は、子どもの新たな感染の防止と母親を活かし続けることが、女性を対象とした HIV 介入の大きな割合を占めていることを示している。利用できるデータから、2009 年から 2011 年までの女性に関する介入に特化した HIV 資金提供総額の中で、推定 71% が垂直感染の防止に配分され、21%が性労働者とその顧客(男女を含めた)のための予防プログラムに、5%が、ジェンダーに基づく暴力を減らすプログラムに、わずか 1%が、女性に特化したその他のすべてのプログラムに配分された⁴⁴。この状況の中で、HIV 感染女性のネットワークを含めた市民社会団体は、その努力に対する財政的支援が縮小していくことについて懸念を表明しているが、それは対応に効果的にかかわり、参画するその能力を妨げるからである。世界基金投資の推定 42%が、子どもの死亡率を減らし、妊産婦保健を改善することにより、女性と女児の保健を支援するために使われている⁷⁸。子どもの新たな感染をなくし、母親を生かし続けるためのプログラム形成を実施している国々は、HIV 感染女性の長期にわたる治療のニーズ、包括的な生殖に関する健康サービスまたは家族計画よりもむしろ、妊娠・出産中の女性のための主として抗レトロウイルス薬の提供のための資金を要請している⁷⁹。国際的な HIV/エイズ対応への重要なドナーの中で、エイズ救援のための米国大統領緊急事態計画は、女性と HIV にかかなりの投資を行っている。その他のジェンダー平等イニシアティブの中で、緊急事態計画は、2010 年から 2011 年の間にジェンダーに基づく暴力と闘うことに 1 億 5,500 万ドルをターゲットとした。

C. HIV とエイズの状況での女性と女児のエンパワーメント、参画及び権利

1. HIV/エイズの状況での女性、思春期の若者、女児の権利に対処するための法的枠組

17. HIV とエイズに感染し、影響を受けている女性と女児の人権を保護するための法律の制定は、効果的な HIV 対応のための機能的環境を醸成する基本である。特に、女性と女児を支援し、この流行病を緩和する法的枠組は、HIV 感染を非犯罪化し、早期子ども結婚・強制結婚を禁止し、女性の財産権を強化する点で重要である。これら枠組の重要性を認めて、UNDP と UNAIDS によって開催される法的・政治的・公衆衛生の専門家の独立委員会である HIV と法律に関する世界委員会は、不平等とあらゆる形態の暴力から女性を保護する法律を利用するよう、各国政府に要請した。世界委員会のために準備された文書で、HIV に関連する差別法が、しばしば、女性に不相当なインパクトを与えていることが報告された⁸⁰。

⁷⁵ エイズ、結核、マラリアと闘うための世界基金、助成金一覧。http://portfolio.theglobalfund.org/より閲覧可能。

⁷⁶ UNAIDS、UNAIDS の 2014-2015 年の結果に関する報告書、説明責任と予算基盤(UNAIDS/PCB(32)/13.9)。

⁷⁷ UNDP、*Women Out Loud: HIV 感染女性は、どのように世界がエイズをなくすことに手助けするか*(ジュネーヴ、2012 年)。

⁷⁸ エイズ、結核、マラリアと闘うための世界基金、*インパクトのための戦略的投資: 2012 年世界基金成果報告書*(ジュネーヴ、2012 年)。

⁷⁹ エイズ、結核、マラリアと闘うための世界基金、「8 ラウンドと 9 ラウンドからの世界基金が承認した提案のジェンダー関連の活動の分析」(2011 年)。

⁸⁰ Aziza Ahmed、「財産・相続法: HIV の状況で、女性と OVC に与えるインパクト」、HIV と法律に関する世界委員会の技術諮問部会の第 3 回会議のために準備された論文、2011 年 7 月。

18. 早期子ども結婚と強制結婚及び早期の性的デビューは、若い女性と女兒の間で HIV 感染の危険をさらに悪化させる。146 か国で、国の法律または慣習法が、パートナー及びその他の権威者の同意で、18 歳未満の女兒が結婚することを認めている⁸¹。一旦結婚すると、女兒は、多くの場合、普通年上でより性経験の多い夫と、より安全なセックスを交渉するには無力である⁸²。彼女たちは、学校から落ちこぼれる可能性もより高い。こういった要因がすべて、女兒を HIV 及びその他の性感染症に対して特に脆弱にする⁴⁹。多くの国々で、早期のセックスの開始が起こっていることを仮定すれば、女兒と思春期の若者が HIV テストを含めた性と生殖に関する健康サービスを求めることを妨げる法律も、HIV 感染の高い危険を助長している⁴⁸。特に子ども・早期結婚と強制結婚の率が高い地域である東部・南部アフリカ及び南アジアの国々の中には、バングラデシュ、エチオピア、レソト、ネパール、ルワンダ、ウガンダ、タンザニア連合共和国及びジンバブエを含め、こういった型の結婚の根絶に向けてある程度の進歩を遂げているところもある。しかし、この慣行は依然として、こういった地域の大多数で広がっている⁴⁸。

19. カメルーンとケニアは、早期結婚によって引き起こされる害悪に関する意識啓発キャンペーンの推進が、HIV 予防への包括的取組にとって重要であることを報告した。タンザニア連合共和国は、早期結婚の広がりを、HIV/エイズ政策とプログラムの実施に対する課題として明らかにした。国々の中には、HIV に感染または影響を受けている女性の法的権利に関連する発展を報告したところもあり、ブルキナファソは、女性の土地と財産への平等な権利の確保に向けて動いていると報告し、ケニアは、裁判所の法的手数料を撤廃することにより、法的手段への女性のアクセスを高めたと報告した。加盟国も、HIV の状態に基づく汚名と差別を禁止する法律に関して報告した(パラグアイ、英国及びタンザニア連合共和国)。

20. 子ども結婚への対処は、思春期の若者と青少年の権利を支持する UNFPA の作業の重要な構成要素である。例えば、UNFPA がスポンサーを務めるネパールでのプログラム、「自分の未来の選択」は、学校に通っていない女兒に保健問題について教え、基本的な生活技術の開発を奨励している。

21. 財産と相続の法的体制は、経済的不平等という結果となるように財産及びその他の資産を配分するかも知れず、それによって女性の健康に悪影響を及ぼすかも知れない⁸³。HIV とエイズに感染している女性は、HIV に関連する汚名のために、財産権と相続権の侵害に対して特に脆弱である。ある国々での女性の法的サービスと法的手段への限られたアクセスは、そのような権利が存在する時、財産権を主張するその能力を損なっている。

22. 国連機関の中で、UN-Women は、女性の HIV に対する脆弱性を減らし、女性の財産権と相続権へのアクセスを改善するプログラムを通してそのインパクトを緩和するために、サハラ以南アフリカの 9 か国で、20 の草の根の地域社会を基盤としたグループとパートナーを組んだ。成果には、HIV とエイズに感染し、または悪影響を受けている 15,000 名以上の女性の高められた法的識字能力が含まれた。UNDP は、いくつかの NGO との協働で、提唱者たちが簡単に参考にし利用するための女性の財産と相続に関する国際人権条約をまとめるリソース「変革のためのツール」を最近開始した。

2. HIV とエイズの状況への女性と女兒の参画

23. HIV に感染し、影響を受けている人々が、意思決定プロセスへの完全な参画者でなければならないというのが、世界のエイズ対応の中心的信条であり、その成功の一つの理由である。女性と女兒の参画は、効果的な政策とプログラムの基本であるので、戦略的に絶対必要であり、いくつかの国際協定、公約及び宣言に明確に述べられているので、規範的責務でもある(A/HRC/20/26 を参照)。世界的に、国内 HIV 企画プロセスへの女性と女兒の参画が衰退している。UNAIDS は、企画プロセスが存在する国々では、HIV 感染女性が、2012 年に 61% の国々で公式の企画に参画したが、これは、2010 年の 66% からの減少であると報告した⁸⁴。同様に、2012 年に、世界基金国別調整メカニズムでは女性が代表者のわずか 29% を占めており、これは 2010 年の第 4 四半期末での 36% より減っている⁸⁵。女性の参画は、汚名と差別、

⁸¹ UNFPA、あまりに幼くしての結婚: 子ども結婚をなくす(ニューヨーク、2012 年)。

⁸² UNFPA 及びユニセフ、女性と子どもの権利: つながりを作る(ニューヨーク、2010 年)。

⁸³ UN-Women、2011-2012 年の世界の女性の進歩: 司法の追求(ニューヨーク、2011 年)。

⁸⁴ UNAIDS、2012 年業績監視報告書(UNAIDS/PCB(32)/13.5)。

⁸⁵ エイズ、結核、マラリアと闘うための世界基金、2012 年調整メカニズムの構成報告書: 2009-2011 年ジェンダー・バランスに関する世界・地域データ。www.theglobalfund.org/en/cem/data より閲覧可能。

情報と資源へのアクセスの欠如、ケア提供の重荷と家庭内での責任及び非識字の悪影響を受けていることを調査が示している⁸⁶。調査は、さらなる参画が機能的環境によって支援できることも示している⁸⁷。

24. 国内の HIV とエイズ対応への女性の参画を確保する際の進歩に関して報告した加盟国はほとんどなかった。特に、ブルキナファソは、市民社会団体のネットワークが、交流のためのプラットフォームを提供し、ジェンダーに対応した HIV プログラム形成に関して、国内及び小地域レベルでのアドヴォカシーを高めるために設立されていると報告した。国内の HIV/エイズ対応の一部として、カメルーンの女性課題省は、組織されたグループと HIV 感染者のための行事を通して、女性のための意識啓発活動を行っている。

25. 国連諸機関は、HIV 対応での女性のリーダーシップと参画を支援する行動を強調した。妊婦、母親及びその子どもの HIV 感染の予防と治療に関する機関間タスク・チームは、国連子ども基金(ユニセフ)、UNFPA 及びその他のパートナーの支援を得て、HIV 感染女性のリーダーシップを築く 22 か国での説明責任プロジェクトを開始した。アジア太平洋では、女性と女兒に関する国連機関間タスク・チームは、「唇を開く」プラットフォームを支援し、重要な影響を受けている女性と女兒の側での地域レベルでの政策アドヴォカシーへのより効果的で組織的にかかわりに貢献した。サハラ以南アフリカでは、アフリカ連合が、UNDP, UN-Women, 国連教育科学文化機関(ユネスコ)及び UNAIDS の支援を得て、2012 年に、GlobalPOWER アフリカ女性ネットワークを開始した。最初にアフリカの女性意思決定者とアメリカの女性意思決定者によって概念化されたこの女性が主導するイニシヤティヴは、アフリカの女性と女兒のための HIV 予防と性と生殖に関する健康と権利対応を促進する戦略的な政治的プラットフォームを提供するであろう。さらに、様々な戦略を利用して、UNAIDS, UNDP, UN-Women 及び国連食糧農業機関は、60 か国での HIV 感染女性と女兒及び重要な母集団⁸⁸のリーダーシップ能力に投資した。UNAIDS は、2012 年に、*Women Out Loud: HIV 感染女性はエイズをなくすためにどのように世界の手助けができるか*の出版を通して、女性の声を推進した。

D. 予防プログラム、治療、ケア、サポートへの普遍的アクセス

26. 保健ニーズに応え、女性と女兒の権利を確保することは、依然として HIV とエイズ対応における課題である。汚名と差別は根強く続いている。HIV 対応を、サーヴィスと思春期の若者のための性教育の拡大を含め、性と生殖に関する健康サーヴィスと統合しようとする努力は、できるだけ速やかに、包括的には行われていない。保健制度は需要に応えようとしているのだが、多くの場で不適切であり、女性と女兒が担うケア提供の不相応な重荷が続いている。

1. 予防プログラム、治療、ケア、サポートの範囲

27. 母子感染の危険を減らすために、抗レトロウイルス治療を受けている HIV 感染妊婦の割合は、低・中所得国で、2010 年から 2012 年までに 48%から 65%と、かなり増加したが、進歩は地域にわたって不均衡であった。範囲は、東欧と中欧及びカリブ海で最も高く(90%以上)、一方、アジア太平洋及び中東と北アフリカでは範囲ははるかに狭かった(20%未満)⁸⁹。増加にもかかわらず、母子感染を防止するサーヴィスは、多くの HIV 感染女性には継続して手の届かないものである。そのようなサーヴィスは、特に農山漁村地域のプライマリー・ヘルスケア・レベルでは、しばしば、不適切な分権化、限られた財源、脆弱なインフラ、厳しい人的資源の制約及びプロヴァイダーの能力の欠如のせいで利用できない。2012 年に、自分自身の健康のために抗レトロウイルス療法を必要としている妊婦の間で、わずか 58%がこれを受けていた⁵⁶。データは性別に分類されていないが、「2015 年までに子どもの新規 HIV 感染を撤廃し、母親を生かし続けることに向けた世界計画」で明らかにされた優先国で、わずか 10 人中 3 人の子どもが

⁸⁶ 国連婦人開発基金(ユニフェム)及びアテナ・ネットワーク、*国内エイズ対応を変える: 女性のリーダーシップと参画の推進*(ニューヨーク、ユニフェム、2010 年)。

⁸⁷ UNAIDS、「女性、女兒、ジェンダー平等及び HIV のための促進された国別行動のためのアジェンダ」の中間見直しの報告書(UNAIDS/PCB(31)/12.20)。

⁸⁸ これらには障害を持つ女性と女兒、麻薬を注射している女性と女兒、拘禁されている女性と女兒、性同一性障害者、移動者または性労働者が含まれる。

⁸⁹ UNAIDS、*2015 年までに子どもの新規 HIV 感染の撤廃と母親を生かし続けることに向けた世界計画に関する 2013 年の進捗報告書*(ジュネーブ、2013 年)。

HIV 治療を受けている⁵⁶。調査は限られているが、性労働者と性同一性障害者のための HIV 治療サービスのアクセス可能性とその質は非常に欠如していることを示す証拠もある⁹⁰。

2. 予防・治療・ケア・サポートに対処する実施努力

28. インプットを提供した加盟国の大多数(ブルキナファソ、カメルーン、コロンビア、フィンランド、ガンビア、日本、ケニア、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、カタール及びタンザニア連合共和国)は、HIV 予防、治療、ケア、サポートに関連したジェンダーに特化した努力を報告した。フィンランド、オランダ及びノルウェーは、HIV に感染し、影響を受けている移動女性のために、HIV サービスに関連し情報の共有を含めたプログラムを行っている NGO に資金を提供した。予防の状況で、国々は、男性用・女性用コンドームを含めた避妊具(薬)の利用とアクセスの拡大(ブラジル、ブルキナファソ及びコロンビア)及び母子感染を防止する努力の拡大(ブラジル、ブルキナファソ、フィンランド、ガンビア、日本、ケニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア及びタンザニア連合共和国)に関して報告した。加盟国の中で、性労働者(ブラジル、コロンビア、フィンランド及びポーランド)と麻薬注射の利用者(ルーマニア)を含めた女性と女の子のための HIV 予防、治療及びカウンセリング・サービスの拡大を報告したところもある。資格のある者すべてに対する治療の提供を報告した加盟国もあった(デンマーク、フィンランド、オランダ、ポーランド、ルーマニア及び英国)。

29. 2013 年に、WHO は、HIV 治療と予防のための抗レトロウイルス薬の利用のための新しいガイドラインを出し、HIV に感染しているすべての妊婦と授乳中の女性のための生涯にわたる抗レトロウイルス療法の開始を勧告した、HIV 治療の促進された規模拡大に拍車をかけるために、マラウイは、ガイドラインを実施し、HIV に感染している妊婦に生涯にわたる抗レトロウイルス療法(「オプション B+」として知られる)の提供を始め、15 か月間にわたって療法を受けるそのような女性の数の 7.5 倍の増加という結果となった。マラウイに加えて、7 か国が、オプション B+を採用するためにその国内ガイドラインを変更した(カンボディア、フィジー、インドネシア、モルディブ、ネパール、パプアニューギニア及びタイ)。しかし、HIV 感染女性は、どのようにオプション B+が実施されつつあるかについて懸念を提起している。彼女たちは、情報が不十分であること、熟考する時間が不適切であること、情報を得た同意と選択を推進する努力が限られていることを挙げている⁹¹。

30. 西アフリカ・中央アフリカ地域の 11 か国で、UNFPA は、状況分析、戦略開発、同輩教育、性と生殖に関する健康及び HIV サービスの提供に重点を置いて、女性と女の子のための組み合わせ HIV 予防戦略を支援した⁵⁸。ネパールでは、麻薬を使用している女性の特別なニーズに基づいて、国連麻薬犯罪事務所は、地方の NGO と共に、低価格の地域社会を基盤としたケアとサポートのモデルを利用する革新的なヘルス・キャンプを始めた。WHO は、UNFPA, UNAIDS 及び性労働プロジェクト世界ネットワークとのパートナーシップで、保健サービスへの性労働者のアクセスを改善するための新しいガイドラインを開発している⁹²。UNAIDS, WHO 及びユニセフは、「2015 年までに子どもの新規 HIV 感染の撤廃と母親を生かし続けることに向けた世界計画」のターゲットに応えることに向けた継続する支援について報告した。ユニセフ、UNFPA 及び UNDP は、複数の同時進行のパートナー関係を含め、HIV の異性間感染の防止のための効果的プログラムと介入の範囲を拡大する際に、国々を支援した。世界食糧計画は、治療の成功率と治療の遵守を高め、栄養失調を減らすために、食糧と栄養支援を HIV 治療と統合した。UN-Women は、女性に対する暴力に対処するために、治療を増やし、サービスを妊産婦保健ケアと行動に統合することに向けたアドヴォカシーへの地域社会のかかわりを支援した。

3. 性と生殖に関する健康ニーズに応え、女性と女の子の権利を確保する

31. HIV 予防、治療とケア、子宮頸がん検査と治療、妊産婦保健ケア及び家族計画サービスを含めた統合された性と生殖に関する健康サービスは、HIV との闘いの基本である。若い女性と女の子にとって、

⁹⁰ Keffigan 他、性労働者の中の世界的な HIV の流行。Sam Winter, 移行中に見失われる: アジア太平洋地域での性転換者、権利、HIV に対する脆弱性(バンコック、UNDP アジア太平洋地域センター、2012 年)。女性とエイズ世界連合、麻薬を使用する女性たち、害の削減と HIV(ジュネーブ、2011 年)。

⁹¹ UNAIDS, 文書 UNAIDS/PCB(32)/13.5。

⁹² WHO, 低・中所得国での性労働者のための HIV 及びその他の性感染症の予防と治療: 公衆衛生のとリラ組みのための勧告(ジュネーブ、2012 年)。

HIV 予防、治療、ケア・サービスへのアクセスは、不適切な性教育と保健情報及び男性との関係における不平等な力関係を含め、様々な要因によって妨げられる。最近のユネスコの報告書で、東部・南部アフリカ地域のすべての国々が、若い人々のための生活技術に基づく HIV 教育を推進する政策または戦略を有していることが分かった。しかし、利用できる限られた証拠は、そういった政策または戦略で、完全に事業化され、総コストが見積もられているものはほとんどないことを示していた。そのような傾向は、適切な予防情報についての知識を持った性的に活発な若者の数の少なさに反映されている⁹³。思春期の若者の間の HIV 蔓延率が最も高い国々のうち 9 か国⁹⁴で、思春期の女兒のわずか 30%が、テストを受けて自分の HIV の状態を知っている⁹⁵。障害を持つ若い女性と女兒は、彼女たちはセックスレスだと考えられているので、危険にさらされていない、または HIV 予防に関する情報を受けることができる学校に通っていないために、予防情報にアクセスしないかも知れないので、特に高い危険にさらされている⁹⁶。

32. 女兒のための増加する教育機会は、その HIV に対する罹患し易さを減らす際の重要な手段である。学校への出席は、早い性的デビューと危険な行動を減らし、これが代わって HIV 感染にインパクトを与える。女兒は、思春期に近づくにつれて学校からの落ちこぼれの危険を高め、HIV 感染の危険が高い時もある⁹⁷。現金給付プログラムは、女兒を学校にとどめ、早期結婚と妊娠率を減らすために女兒を対象としている。最近のマラウィでの調査で、女兒を学校にとどめておくことを目的とする現金給付は、18 か月後に、HIV 感染の広がりを 64%減らすことに繋がったことが分かった⁹⁸。しかし、そのようなプログラムの長期的利益は、まだ不明である。ジェンダー不平等を牽引する構造的な条件は、現金給付プログラムを通しては対処されておらず、従ってその長期的効果はまだ不明である⁹⁹。

33. ブラジル、ケニア、オランダ、パラグアイ、ルーマニア、スペイン及びタンザニア連合共和国は、その HIV 対応を性と生殖に関する健康サービスと統合するその努力について報告し、一方、ブラジル、カメルーン、フィンランド、オランダ及びスペインは、思春期の若者のための HIV と性と生殖に関する健康教育を改善する行動を報告した。

34. ユネスコは、成功するインパクトの前提条件として、ジェンダー平等に首尾一貫して重点において、放包括的な性教育カリキュラムを強化する際に、75 か国の教育省を支援した。ユニセフ、UNFPA 及びユネスコからの支援で、17 のアフリカ諸国は、若い人々の間の危険行為を減らす目的で、そのカリキュラムを見直し、開発するために、その能力とリソースを強化している⁵⁸。

35. 女性と女兒の健康と福利に対するもう一つの重要な課題は、女性と女兒によって担われるケア提供の重荷である。実際、女性と女兒は、家庭での無償のケア労働のほとんどを行い、HIV 感染者やエイズと闘っている人々を支える在宅ケア提供者の大多数を占めている。しばしば、ほとんどが認められず報酬もないこのケアが、女性の身体的・精神的健康に否定的なインパクトを与えていることを調査が示している¹⁰⁰。さらに、女性と女兒は、所得創出、教育及び技術習得に参画するその能力が減るので、HIV 及びエイズ関連の病気のための無償のケア労働を行う時、機会費用を支払っている。この労働の貢献を測定し、評価することが重要である。ケニアでは、HIV 陽性者の女性ケア提供者の地域社会団体は、ケアを進んで申し出て提供することに女性が費やす時間に関するデータを収集している。女性ケア提供者は、データをめぐって動員され、今では地区の保健委員会のような意思決定構造での代表者となっている¹⁰¹。

⁹³ HIV と法律に関する世界委員会、*HIV と法律: 棄権と権利と健康*(ニューヨーク、UNDP、2012 年)。

⁹⁴ ケニア、レソト、モザンビーク、ナミビア、スワジランド、ウガンダ、タンザニア連合共和国、レソト及びジンバブエ。

⁹⁵ *子どもの進歩: 思春期の若者の通信簿*、第 10 号(国連出版物、販売番号 E.12.XX.2)。

⁹⁶ Poul Rohleder 他、「南部アフリカでの HIV/エイズと障害: 関連文書のレビュー」、*障害とリハビリ*、第 31 巻、第 1 号(2009 年 1 月)、51-59 ページ。

⁹⁷ ユニセフ、「HIV とエイズの世界でくしている子供たちのために公正を推進する」(2012 年)。

⁹⁸ Sarah J. Baird 他、「通学のための現金給付プログラムが HIV の蔓延に与える影響とマラウィでの単純疱疹 2 型: 無作為検査クラスター」*The Lancet*、第 378 巻、第 9823 号(2012 年 4 月)、1320-1329 ページ。

⁹⁹ Paul Pronyk 及び Brian Lutz、「HIV の構造的決定要因に対処するための政策とプログラム対応」、HIV 防止への構造的取組立場表明文書シリーズ(ヴァージニア州、アーリントン及びロンドン、米国国際開発機関及び国際開発省、2013 年)。

¹⁰⁰ A/68/293 を参照。Olagoke Akintola、「エイズのケア責任の平等な共有に向けて: アフリカから学んだこと」、HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の責任の平等な共有に関する専門家グループ会議のために準備された論文、ジュネーブ、2008 年 10 月も参照。

¹⁰¹ Shannon Hayes、「HIV とエイズの状況での地域社会の保健と開発へのその貢献に対してケア提供者を評価し、補償する: 行動のた

E. ジェンダーに基づく暴力の撤廃と男性・男児のかかわり

36. ジェンダーに基づく暴力は、驚くほどに広がった公衆衛生と人権の問題である。2013年のWHOの調査で、世界中で35%以上の女性がパートナーではない人からの性暴力または親密なパートナーからの性暴力またはその両方を経験していることが分かった。最も広がっているのがアフリカ(45.6%)と東南アジア(40.2%)である¹⁰²。しかし、国々はジェンダーに基づく暴力の潮を止めることに向けて行動を起こしている。ジェンダーに基づく暴力を禁止する法律を有している国々の数は、2010年から2012年までで倍増した¹⁰³。「女性・女児・ジェンダー平等・HIVのための促進された国別行動のためのアジェンダ」の中間見直しは、国レベルの政策とプログラムに伝えるために、ジェンダーに基づく暴力とHIVに関するもっと多くの証拠の緊急の必要性を明確に示した。「アジェンダ」を開始した国々の3分の2近くが、ジェンダーに基づく暴力と闘うための国内政策を報告したが、そのうち3分の1の国々が、ジェンダーに基づく暴力とHIVとの間の関連性に関して利用できるデータを有していない¹⁰⁴。

37. HIVとジェンダーに基づく暴力は、解け難く結びついており、相互に補強し合う。女性と女児は、強制セックスの結果としての傷害のせいで感染の危険が高まる状態で、女性と女児は、男性よりも生理学的にHIVに罹患しやすい。その結果、親密なパートナーから性暴力を経験した女性が、そういう経験のない女性よりも、1.5倍HIVに罹患する可能性が高いという地域もある⁶⁹。紛争の状況中に、女性と女児は、強姦を含めた性的・身体的暴力の高い危険に直面し、HIVに罹る危険が高まる¹⁰⁵。

38. 反対に、HIV感染女性は、そのHIVの状態の結果として、特に高い暴力の危険に直面するかも知れない¹⁰⁶。「HIV感染者の汚名指標」の結果は、HIV感染女性が、男性感染者よりも頻繁に言葉の上での虐待がサーヴィスを求めることを妨げ、サーヴィスを求める女性と女児は、しばしば、まるでサーヴィスが存在しないかまたは差別的であることが分かるという結果となっている¹⁰⁷。アジアの6か国で行われた調査は、調査を受けた女性の30%が、不妊手術を検討するよう奨励されることを示した¹⁰⁸。さらに、HIV感染女性の任意によらない不妊手術の例が、アルゼンチン、チリ、メキシコ、ナミビアで報告されている¹⁰⁹。

39. いくつかの国々にはジェンダーに基づく暴力のための強力な法的枠組があるが、予算と政治的公約の不十分さが、しばしば、効果的なプログラム形成と政策の実施を損なっている。HIV感染者である暴力のサヴァイヴァーのニーズに対処するサーヴィス提供者が、典型的に過度の要求をされ、資金提供も不足で、支援も不適切であることが分かった¹¹⁰。この傾向に従って、南部アフリカの12か国が、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのためのアクセスでき、料金が手頃な専門のサーヴィスを有しているが、これらサーヴィス提供者は、依然として、そのマンドートを果たす能力も限られていて、リソース不足のままである。

40. 加盟国の中には(ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コロンビア、ガンビア、スペイン及びタンザニア国連合共和国)ジェンダーに基づく暴力を防止する努力を強めているところもある。例えば、ガンビアは、女性性器切除の加速された廃絶のための計画を開発した。ブラジルでは、女性権利キャンペ

めのアジェンダ」(ニューヨーク、懐柔委員会、2010年)。

¹⁰² WHO, 女性に対する暴力の世界及び地域の推定: 親密なパートナーの暴力及びパートナーではない者からの性暴力の広がり及保健上の影響(ジュネーヴ、2013年)。

¹⁰³ UNAIDS, 文書 UNAIDS/PCB(32)/13.5。

¹⁰⁴ UNAIDS, 文書 UNAIDS/PCB(31)/12.20。

¹⁰⁵ WHO, 「女性に対する暴力とHIV/エイズ: 重要な重なり合い---紛争の場での性暴力とHIVの危険」WHO情報ブレイク・シリーズ、第2号(ジュネーヴ、2004年)。

¹⁰⁶ E.L. Machtinger 他, 「HIV陽性女性の心理的トラウマとPTSD: メタ分析」、エイズと行為、第16巻、第8号(2012年11月)、2091-2100ページ。

¹⁰⁷ UNAIDS, 世界報告書: 2012年世界エイズ流行に関するUNAIDS報告書(ジュネーヴ、2012年)。

¹⁰⁸ アジア太平洋HIV/エイズ感染者ネットワーク, 「陽性で妊娠している: いったいどうして? アジアのHIV感染女性のためのリプロダクティブ・ヘルスケアと妊産婦ヘルスケアへのアクセスに関する調査」(2012年3月)。

¹⁰⁹ Lilian Sepulveda, 「強制不妊手術はHIV/エイズ感染女性を餌食にする」2012年7月27日。 <http://reproductiverights.org/en/press-room/chile-forced-sterilization-lilian-hiv-aids-oped> より閲覧可能。

¹¹⁰ 女性に対する暴力をなくすための国連信託基金及びUN-Women, 「女性に対する暴力とHIV/エイズとの重なり合いに対処する効果的取組: 女性に対する暴力をなくすための国連信託基金によって支援されるプログラムの結果」(2012年)。

ーンが、女性に対する暴力の厳しさを強調するマルチメディアのツールを用いて開始された。カメルーン政府は、女性と女兒に対する暴力に対処するために、地域社会の保健ワーカーを訓練した。これら努力は、HIV 感染の危険を減らす可能性がある。

41. 国連機関は、ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けて様々な行動をとってきた。国際労働機関と各国政府・雇用者団体・労働者団体との協働の結果として、8 か国(ボツワナ、カンボディア、チリ、ドミニカ共和国、ケニア、モザンビーク及びザンビア)が、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントに特に対処する国内 HIV とエイズの職場政策を採択した。ユニセフは、ソマリアと南スーダンで、紛争の場でのジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための社会規範と地域社会を基盤としたケア・プログラムを指導している。UNDP は、サービスのより良い統合を支援するために、パプアニューギニアで、ジェンダーに基づく暴力と HIV に対するサービスを提供する制度的準備の初めての迅速評価を開始した。

42. 世界のエイズ対応に関する進歩を報告するための UNAIDS のガイドラインに、親密なパートナーからの暴力に関する指標を 2011 年に含めた後で、186 か国中 50 か国が、2013 年の国内報告書で、この指標に関するデータを報告した¹¹¹。指標は、ジェンダー不平等の代用となる指標を表していることを仮定すれば、より良い監視を支援するためには、この指標に関するデータを報告する国々がもっとあることが重要であろう。

43. 増える証拠基盤は、有害なジェンダー規範や慣行に対処する際に、男性と男児をかかわらせる介入が、暴力を減らし、より安全な性行為を増やすことができることを示している¹¹²。しかし、この点でもっと多くのことがなされる必要がある。世界的には、10 か国中わずか 1 か国が、HIV の状況で、健全なジェンダー規範を推進する国内努力に、男性と男児を効果的にかかわらせている¹¹³。

44. HIV とエイズの状況で、ジェンダー平等を推進する際に、男性・男児をかかわらせるプログラムを報告した加盟国はほんのわずかしかなかった(オランダ、ルーマニア及びタンザニア連合共和国)。市民社会団体と国連機関の中で、アテネ・ネットワーク、Sonke ジェンダー正義ネットワーク、UNFPA, UNDP, WHO, UNAIDS 及び UN-Women は、HIV 対応の中での暴力を防止する際に男性と男児をかかわらせるために、36 か国に技術的・財政的支援を提供した。

V. 結論と勧告

45. 加盟国、国連機関及び市民社会団体は、国内的・国際的 HIV 対応へのジェンダー平等の統合を増やすために重要な手段を取ってきた。加盟国は、国内の HIV とエイズ計画と戦略、ジェンダー平等行動計画の中でジェンダー平等の優先事項を強化し、意思決定機関への女性と女兒の参画とその法的権利を推進し、HIV 予防プログラム、治療、ケア及びサポートへのアクセスを高め、ジェンダーに基づく暴力の発生を減らすことに向けた行動を実施するためのセクションを報告した。しかし、障害が依然として残っている。差別的な法律と汚名、不平等な力関係及び教育と経済的安全保障へのアクセスの欠如、ならびに不十分な資金提供と政治的公約を含めた構造的障害が進歩を阻んでいる。さらに、国家に説明責任を持たせ、イニシアティブを監視し、評価する努力は、新規感染に関するものを含めた重要なデータが減多に性別に分類されていないという事実によってくじかれている。

46. あらゆるレベルの HIV とエイズの対応にジェンダー平等が統合されることを保障するためには、一致した行動が必要とされる。「ミレニアム開発目標」の達成は、すべてが効果的で持続可能な HIV とエイズ計画とプログラムの核心となる要素である人権と基本的開発目標としてのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに加盟国が対処することにかかっている。2015 年以降の開発アジェンダに関する議論は、保健に関する独立したターゲットの策定の点でも、ジェンダー平等、教育及び生殖に関する健康と権利に関するものを含めたその他の関連目標を設定する点でも、HIV の状況での女性と女兒の

¹¹¹ UNAIDS、2013 年世界報告書。

¹¹² Shari I. Dworkin, Sarah Treves-Kagan 及び Sheri A. Lippman, 「異性愛が活発な男性との、HIV の危険と暴力を減らすジェンダー変革的介入: 世界の証拠のレビュー」、エイズと行為、第 12 巻、第 9 号(2013 年 11 月)、2845-2863 ページ。

¹¹³ アフリカ連合委員会、アフリカ開発ニュー・パートナーシップ及び UNAIDS、アフリカのエイズ、結核、マラリアをなくすことに向けて結果を出す: 2013 年アフリカ G8 パートナーシップ公約に関するアフリカ連合の説明責任報告書(2013 年)。

特別なニーズを考慮に入れるさらなる機会を生み出す。しかし、現在まで、国内協議報告書で、2015年以降のアジェンダの中で、HIVとエイズの状況での女性と女児の特別なニーズを強調しているものはほとんどない¹¹⁴。

47. 従って、委員会は、以下のような、ジェンダー不平等と有害なジェンダー規範と法律に対処する包括的戦略を採用することにより、予防を促進し、治療の範囲を広げ、HIVとエイズのインパクトの緩和を支援するために、女性と女児の福利を確保し、その権利を保護するというより強い政治的公約を示すよう、加盟国を奨励したいと思うかも知れない:

(a)国内 HIV 計画と政策が、女性と女児のニーズを優先し、政策の事業化を支援する構造の制度化と説明責任を確保する厳格な監視枠組の設立を含め、対象を絞ったプログラム上の行動が、費用を計算され、予算化され、実施されることを保障すること。

(b)対象を絞った介入を導き、多様な女性と女児の特別なニーズが正確に対処されることを保障するために、地方・国内・国際レベルでの性別・年齢別のデータの収集と分類を含め、証拠基盤を拡大すること。

(c)HIVに感染し、影響を受けている女性と女児の権利に対処する既存の法律・規制・プログラムを見直し、特に HIV の状態、ジェンダー及び性的指向を根拠とするあらゆる形態の差別の撤廃、婚姻及び同棲中の女性の平等な権利の享受、女性の財産権と相続権、HIV の状態及び感染の非犯罪化、強制不妊手術のような保健ケアの場でのあらゆる形態の強制的・差別的慣行の撤廃を確保する法的枠組を制度化すること。

(d)HIVプログラムの立案、実施と監視及び評価を含め、あらゆるレベルの意思決定に女性と女児のネットワークが意味ある参画をし、指導することができるようにするための能力開発と資金の配分を含め、国内戦略枠組の開発に、HIVに感染し、影響を受けている女性を含めるための協力と意向を高め、女性と女児の参画を確保するために、最低限のターゲットと監視メカニズムを確立すること。

(e)女性と女児に与える異なったインパクトを考慮に入れ、国の投資事例が中心的原則としてのジェンダー平等に当てはまることを保障することを含め、女性と女児のためのさらなる平等と正義に向けてジェンダー力学を変革するプログラム活動への介入を規模拡大し、投資を増やすこと。

(f)女性の女児の雇用と教育機会、経済資源、財産と相続へのアクセス並びに HIV に感染し、影響を受けている女性と女児に対する汚名と差別を減らすプログラムを強化する活動を含むかもしれない HIV の構造的牽引力と取り組む行動に投資すること。

(g)周産期の場合以外及び思春期の若者を含めた多様な女性と女児のための治療、予防及びケア・サービスへのアクセスを高め、同意と機密性に重点を置いて、女性と女児のための任意の HIV カウンセリングとテストを拡大すること。

(h)家族計画及びその他の生殖に関する健康サービスを例外なく HIV 介入に統合することに加えて、女性と女児の性と生殖に関する権利を推進し、保護するすべての国内・地域・国際法と公約の実施を含め、多様な女性と女児の性と生殖に関する健康ニーズとライツを認め、HIV サービスと非伝染性疾患のためのサービスとの間の関連性を強化し、学校内外の女児と男児の包括的な性教育への普遍的アクセスを提供するプログラムを実施し、早期・強制結婚のような女性と女児の健康と権利にとって有害な慣行に対処すること。

(i)関連する国内政策とプログラムの一部として、HIV/エイズの状況での女性と女児のケア提供者に財政的支援を提供し、社会サービスへのそのアクセスを高める介入に加えて、HIV とエイズ関連の意思決定プロセスへのその参画を可能にすること。

¹¹⁴ Megan Dersnah, 「ジェンダーの視点からの国内 2015 年以降の協議報告書の分析的レビュー」、女性と女児に対する「ミレニアム開発目標」を達成する際の構造的・政策的制約に関する専門家グループ会議のために準備された背景文書、メキシコ市、2013 年 10 月。

(j)ジェンダーに基づく暴力を禁止する法律が制定され、施行され、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に賠償を提供することを保障する法的・政策的環境を強化することにより、ジェンダーに基づく暴力に対する多部門的対応を実施し、司法と救済策へのサヴァイヴァーのアクセスを支援し、法の施行を促す介入を含め、ジェンダーに基づく暴力の発生を防止し、減らし、ヘルスケア・ワーカーと司法がより効果的にジェンダーに基づく暴力に対応するような介入のために適切な資金を提供すること。

(k)有害な社会的規範と慣行に挑戦するよう男性と男児を奨励する努力を規模拡大し、HIVの垂直感染を撤廃し、より安全な責任ある性と生殖に関する行為を採用する努力への男性と男児の参画を支援すること。

48. 委員会は、以下を国連システムとその他の国際・地域行為者に奨励したいとも思ってもよからう:

(a)監視と説明責任メカニズムの支援及びHIVとエイズ対応のジェンダー関連の成果とインパクトを測定するためのターゲットと指標を開発し、追跡する際に、国内のエイズ調整当局とそのパートナーへの技術的支援の提供を含めた平等と包摂の点でのHIV対応の効果を評価するために、加盟国、市民社会及び開発パートナーと密接に協力すること。

(b)能力開発と指導努力への投資を含め、国内・国際HIVとエイズ対応への女性の完全かつ積極的参画をかなり高めるために、HIVに感染し、影響を受けている女性と女兒のネットワークのために、維持される、規模を拡大した資金提供を確保すること。

(c)国々で開発されつつある戦略的投資枠組と事例が、すべてのプログラム領域にわたる重要な原則としてジェンダー平等を適用することを保障するためのガイダンスを提供すること。

(d)HIV/エイズ戦略とプログラムでジェンダー平等を推進する努力において、市民社会団体を含めた国内パートナーに、維持される長期的支援を提供すること。

49. 委員会は、以下を市民社会団体に奨励したいとも思ってもよからう:

(a)様々な女性と女兒の優先事項とニーズに向けた結果、配分された資金、支出の評価を監視する戦略の開発を含め、HIVとエイズ対応に関連するプログラムと計画を明らかにし、立案する際に、女性と女兒、特にHIVに感染し、影響を受けている若い女性と思春期の女兒の積極的かかわりを、組織化、能力訓練及び指導を通して支援し、公約の実施に対して各国政府に説明責任を持たせること。

(b)HIV感染女性及びHIVとエイズの影響を受けている女性との継続中の交流のためのメカニズムを設立するために提唱運動をし、国内及び小地域レベルでのHIVとエイズに関する政策とプログラムを特徴づけるために、各国政府とかかわること。

(c)相乗作用と合同の戦略を築き、プログラムを実施する際の協働を高めるために、あらゆるジェンダー・HIV・エイズ関連の問題にわたって活動しているパートナーに手を差し伸べること。

50. 委員会は、ジェンダー平等を推進し、様々な女性と女兒のニーズに対処する提案の開発の奨励を確保し、業績監視と評価枠組に、ジェンダー平等のターゲットと指標を統合するために、HIV資金提供と提案のガイドラインを見直すよう民間セクターを奨励したいとも思ってもよからう。

(房野 桂 訳)

自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント (E/CN.6/2014/13)

2013年12月20日

事務総長報告書

概要

本報告書は、婦人の地位委員会の決議 56/2 に従って準備されたものであるが、その決議の中で、事務総長は、この決議の実施に関して報告するよう要請された。

I. 序論

1. 本報告書は、婦人の地位委員会決議 56/2 に従って準備されたが、決議の中で事務総長はこの決議の実施に関して報告し、既存の国連の枠組の中で、自然災害の中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントにどのようにさらに対処するべきかに関して提案するよう要請された。本報告書は、2012年3月から2014年7月までの期間をカバーする。

2. 口頭メモがすべての加盟国に配布され、報告書への寄稿を促して、アンケートが女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークと機関間常設委員会のジェンダーと人道行動小作業部会のメンバーに伝えられた。回答は、15の加盟国、11の国連機関、3つのNGO、1つの学術機関、機関間常設委員会ジェンダー予備能力プロジェクトより受け取られた¹¹⁵。

3. 決議 56/2 で強調されているように、人道危機は、男性、女性、男児、女児に異なる特有のインパクトを与える。特にジェンダー役割と規範が、自分と家族のために回復力を持って対応する女性と女児の能力と資源を制限し、一方、サービスの破壊と保護メカニズムと法の支配の崩壊が、彼女たちに最も悪影響を及ぼすこともある。

4. しかし、女性と女児は、危機に対する準備と対応において、指導者となることもできる。彼女たちは、人道支援と保護の受動的な受け手ではなく、すべての準備、対応及び回復努力において、変革の担い手として完全にかかわり、エンパワーされるべきである。正確で時宜を得た年齢別・性別データに基づいた適切なジェンダー分析の欠如及び彼女たちが必要とする支援と保護の形態及び彼女たちが果たすことのできる役割に関する女性との直接的相談の欠如が、人道的対応の効果を損なっている。これは、不安定を増し、ジェンダー平等に向けて遂げられた以前の進歩を逆転させることにもなる。反対に、ジェンダー平等のプログラム形成の適切な利用があれば、人道危機は、新しいより進んだジェンダー役割と関係が出てくる機会となることもある。

II. 見直しの報告期間

5. 2012年の大きな自然災害には、フィリピンでのボファ台風、カリブ海と米国でのハリケーン・サンディ、サヘル地域のまだ続いている旱魃、ナイジェリア、パキスタン、インド及び韓国での洪水、及びイラン・イスラム共和国、グアテマラ、メキシコ及び中国での地震が含まれた¹¹⁶。

¹¹⁵ 加盟国: アルゼンチン、ドイツ、ガンビア、ホンデュラス、イスラエル、**日本**、マケドニア、モリシャス、パラグアイ、スペイン、スーダン、スウェーデン、トルコ、アラブ首長国連邦及び米国。国連機関: ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、国際農業開発基金、国際移動機関(IOM)、国連人間居住計画、国連子ども基金(ユニセフ)、国連災害危険削減事務所、国連開発計画、国連人口基金(UNFPA)、人道問題調整事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)及び世界食糧計画。NOG: 国際赤十字赤新月社連盟、女性難民会議及び行動する青少年。学術機関: モナシュ大学。

¹¹⁶ 災害の疫学調査センター、年間災害統計レビュー(ブリュッセル、2012年)。

6. 2012年の大きな自然災害の数は、年間ベースでは比較的少なかったが、2012年は、災害による経済的損失(1,380億ドル)が大きかったことを特徴とした。人的損失の点では、死亡者9,655名¹¹⁷、国内避難民3,240万名¹¹⁸を含め、1億2,450万人の人々が影響を受けた。大規模災害という点では比較的穏やかだった時の人々の生活へのこのような大きな経済損失と破壊は、経済的損失と生計のみならず、ますます多くの人々が、災害の危険にさらされていることを明確に示している。金銭的な経済的損失は、先進工業国で最も大きかった---特にハリケーン・サンディのインパクト---が、開発途上国は、年間国内総生産(GDP)の19%に等しいサモアの経済的損害のように、自然災害の不相応な悪影響を受けた¹¹⁹。

7. 2012年に、人道問題調整事務所の財政追跡システムによれば、すべての人道資金提供に支払われた寄付の総額は、約84億ドルであり、そのうち4億700万ドルが特に自然災害のためのものであった。人道資金提供総額のうち、3%(2億5,700万ドル)が、機関間常設委員会のジェンダー・マーカー・ツールにより受益者人口の間のジェンダー平等の推進として明らかにされたプログラムのためであったが、24.6%(2億690万ドル)が、ジェンダー平等にかなり寄与する可能性があるものと明らかにされたプログラムのためであった¹²⁰。

III. 政府間・機関間戦略と政策における進展

8. 検討期間中に、自然災害の状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントが総会、経済社会理事会及びその他の政府間機関によって採択された重要な決議と成果文書の中で強調された。これら決議のテーマには、持続可能な開発、回復力、人道行動及び災害危険削減が含まれており、遂げられた進歩にもかかわらず、改善の余地がまだまだあることを反映して、人道行動におけるジェンダー平等への注意を継続して改善する必要性を特に述べている。

9. 決議66/288のパラグラフ188及び決議67/209で、総会は、災害危険削減、回復及び開発の間の重要な関連性を認め、災害危険管理のあらゆる段階にジェンダー配慮を統合する必要性に言及した。

10. 総会決議66/227と67/231は、両決議とも、自然災害の状況での人道行動の効果を改善することに関係している。両決議とも、災害危険削減、対応及び回復を含め、人道行動のあらゆる側面でのジェンダー主流化のみならず、意思決定への女性の完全かつ平等な参画を確保することの重要性を強調している。これら決議の中で、総会は、性・年齢・障害別データの収集と分析及び改善されたニーズ評価を通して影響を受けた母集団に自然災害が与える異なったインパクトに対処する国内イニシアティブを支援するよう、加盟国と国連システムを奨励した。

11. 経済社会理事会は、その決議2012/3と2013/6で、性別・年齢別・障害別データの収集と利用を改善することにより、人道行動のあらゆる側面と段階が、あらゆる年齢とあらゆる能力を持った女性と男性のニーズに対処することを保障するようすべての行為者に要請して、人道行動に、ジェンダーの視点を主流化することの重要性を繰り返し述べた。さらに、加盟国と団体が、人道の場での性とジェンダーに基づく暴力への対応を強化し、そのような行為を防止し、捜査し、訴追し、被害者へのサービスを強化する努力を継続する必要性にも言及した。ヴォランティア精神を通じた地域社会及び国内レベルでの人道努力への女性の重要な貢献も認められ、国連システムは、上級人道スタッフの募集において、ジェンダー平等を考慮する必要性に気づかされた。

12. 2013年5月に、災害危険削減世界プラットフォームによって開催された高官対話の成果文書「高官対話コミュニケ：波の先頭に：回復力への道を導く」¹²¹は、参加する各国政府と専門家によって合意される2015年以降の枠組みの中心部分として、災害危険削減を含めることを勧告した。この文書は、脆弱な

¹¹⁷ 国連事務局、人道問題調整事務所、*世界人道データと傾向*(ニューヨーク、2013年)を参照。

¹¹⁸ 国内避難監視センター、*2012年世界推計：災害によって国内避難した人々*(ジュネーブ、2013年)を参照。

¹¹⁹ A/68/89を参照。

¹²⁰ これは、0から2のスケールで女性/女児、男性/男児が平等に利益を受けることを十分に保障するために人道プロジェクトが立案されているか否か、ジェンダー平等を推進するかどうかをコード化する機関間常設委員会のジェンダー・マーカー・ツールに基づいている。

¹²¹ <http://www.preventionweb.net/go/gpdr13> より閲覧可能。

グループの保護とその地域社会の回復力における女性の重要な役割も認めつつ、災害に対する回復力を築く際に、女性を含めた最も脆弱な人々を支援する必要性も認めた。しかし、「対話」によって勧告された行動のいずれも、災害危険削減に関する様々なこれに先立つ地域プラットフォーム並びに「女性が変革を起こす」と題するイベントを含め、世界プラットフォームでのサイド・イベントから出てきたこの問題に関する多くの重要な勧告にもかかわらず、ジェンダー平等または女性のエンパワーメントに関連したものはなかった。

13. 2013年4月に国連システム事務局長調整理事会によって支持された「回復力のための災害危険削減国連行動計画」¹²²は、国レベルでの国連のすべての作業に災害危険削減を統合するための合同戦略を示している。「行動計画」は、ジェンダーに配慮した災害危険削減と回復力政策、プログラム及び投資が推進されるであろうと述べている。

14. 国連開発グループ(UNDG)、世界銀行及び欧州連合は、合同の災害後のニーズ評価ツールの開発に関して協働している。2013年5月にUNDGが支持した評価ガイドには、災害後のニーズ評価プロセスと提供できるものへのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの統合に関する章が含まれている。このガイドには、その指導原則の中に、影響を受けた母集団の参画を確保し、その中の最も脆弱なセクション(母子家庭を含め)に重点を置き、ジェンダー平等のような横断的問題を主流化する必要性が含まれている。ガイドは、災害がジェンダーの力関係に与える影響を考慮し、インフォーマル・セクター、自給自給農業及び無償労働における経済活動に与える経済的インパクトを評価する際に重要なジェンダーの側面と意味合いを捉えるジェンダー分析を含めることの重要性も述べている¹²³。

IV. 加盟国、国連及び人道機関が取った行動

A. 政策、計画、戦略、資金提供、プログラム及びパートナーシップへのジェンダーの視点の主流化

15. 人道問題調整事務所の強化されたアピール・プロセスでのジェンダー・マーカーの義務的利用は、2012年以来、人道行動へのジェンダーの視点の主流化において特に重要であった¹²⁴。

16. 加盟国の中には、その任意のドナーの資金提供の決定においてジェンダー・マーカーを検討しているところもある。例えば、ドイツは、効果的な質の高いプログラム形成のための事業上の要件として、人道援助へのジェンダーの視点の組織的統合を引用している。従って、その2012年の人道資金提供の73%(1億3,100万ドル)は、ジェンダー・マーカー・コード2aか2bのプロジェクトに使われた。スウェーデンは、その2012年の人道資金提供の74%(7,030万ドル)をコード2aと2bのプロジェクトにつなげ、さらに2013年の強化アピール・プロセス及びそれ以降では、コード0の人道プロジェクトには資金提供しないことを公約している。同様に、ますます多くの国連機関(国連難民高等弁務官事務所、ユニセフ及び国際移動機関)がそのプログラムのすべてが2aか2bの基準に定めることを公約している。

17. 日本、モーリシャス、スペイン、ホンデュラス及びトルコは、その国内人道行動戦略にジェンダー平等をさらに統合する法律、政策、プロジェクトの最近の開発を報告した。例として、日本の内閣府男女共同参画局は、内閣府の災害管理担当との協働で、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を出したが、これは、2011年の東日本大震災と津波及びその他の災害対応から学んだ教訓に基づいたものである。この指針は、地方の公共機関に、その防止、対応及び再建戦略にどのようにジェンダー平等を統合するか、並びにこのプロセスにおける地方の機関と女性団体の役割を明確にし、意思決定プロセスへの女性のインプットの重要性をいかに強調するかを指示している。

¹²² <http://reliefweb.int/report/world/plan-action-disaster-risk-reduction-resilience> を参照。

¹²³ 国連開発グループ、世界銀行及び欧州連合、「災害後のニーズ評価」、(2013年)。

www.recoveryplatform.org/outfile.php?id=1005&href

=httpより閲覧可能。

¹²⁴ ジェンダー・マーカーは、0から2のスケールで、ジェンダー・プロジェクトが女性・女兒・男性・男児平等に利益を受けるかどうか、何かほかの方法でジェンダー平等を推進するかどうかをコード化するツールである。コード0は、ジェンダーがプロジェクトの立案に反映されていないことを意味し、コード1は、プロジェクトの立案の1つまたは2つの構成要素にジェンダー平等が反映されていることを意味し、コード2aは、プロジェクトがジェンダー平等にかなり貢献する可能性がアルことを意味し、コード2bは、プロジェクトの主たる目的がジェンダー平等の推進であることを意味する。

18. 自然災害を含め、ジェンダーが統合された人道行動政策と戦略のさらなる開発は、大勢の重要なステークホルダーによる人々を中心とした、人権に基づく取組の採用によって推進されてきた。これは、明らかにされた危機の影響を受けた母集団の脆弱性とニーズ全体に基づいて、各国政府と人道ステークホルダーが、非差別的な参画と包摂に対して責任を持つことを保障するという原則に基づいている。例えば、2012年の人道問題調整事務所のジェンダー平等（「ジェンダー平等：人々を中心とした取組」）に関する改訂「政策指針」は、すべての影響を受けた母集団グループのニーズと能力と声に対する認識を確保することをもくろんでいる。国際赤十字赤新月社連盟は、最近、その人道行動への取組を含め、そのガヴァナンス、政策、アドヴォカシー活動を導くジェンダーと多様性の問題に関する戦略的枠組を開発した。この枠組みは、国際赤十字赤新月社連盟とその国内協会に、その行動があらゆる年齢の人々に対して非差別的であることを保障し、ジェンダー平等を推進し、その作業全体を通して多様性を尊重することを保障するよう指示を出している。さらにUN-Womenは、人道行動のあらゆる側面…準備、弾力性、対応、回復…でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを含めるために、その戦略計画(2014-2017年)を更新した。

19. 2013年7月に、欧州委員会は、そのスタッフの調査文書「人道援助におけるジェンダー：異なったニーズ、適合された支援」を出版した。これは、プログラム形成、能力開発、アドヴォカシー及び説明責任を通じた人道行動へのジェンダーの統合推進に対する欧州委員会の取組を概説している。その中で、欧州委員会は、効果的で質の高いプログラム形成は、人道援助へのジェンダーの視点の統合への組織的取組が事業を行う上での要件であり、その結果、欧州連合の人道マנדート並びにその他の国際法と公約に従うという問題であることを認めている。世界最大の人道ドナー機関の1つからのそのような特別な政策は、人道行動におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を高める手助けとなる。

B. 能力開発

20. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主流化しようとする努力の限界の1つは、ジェンダー平等を国際人道機関及び国内機関と市民社会の間でいかに統合するかに関するジェンダー専門知識を持つ専門家が人道システムに欠如していることである。この問題に対処が、募集と訓練政策を通してすべての人道ステークホルダーの優先事項となる必要がある。

21. 2012年に、10か国、つまり、カンボディア、ドミニカ共和国、グアテマラ、ハイティ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン及びタイの国内当局は、自然災害におけるキャンプの調整とキャンプの管理の世界の主導的機関としてのIOMと、男女の平等な参画とジェンダーに基づく暴力からの効果的保護の重要性に関して、政府のスタッフや地域社会のメンバーを含めた3,400名以上の人道スタッフを訓練するために協力した。

22. チャド、コロンビア、インドネシア、パキスタン、フィリピン及びジンバブエの国及び地方の当局は、国内及び地方レベルでのジェンダー統合に関する永続的で持続可能な能力を開発する際に、進歩を遂げてきた。人道問題調整事務所と協力して、これら国々は、プロジェクト管理サイクル、ジェンダー・マーカーの利用、データ収集と情報管理の重要性を含め、様々なジェンダー統合人道慣行に関して、代表者のための訓練を提供している。

23. イスラエルの国際開発協力機関は、自然災害での女性のエンパワーメントに対処する地域社会での危機介入に関する3週間の訓練ワークショップを提供している。過去4年にわたって、この訓練は、26カ国の90名の人道専門家に提供されている。

24. ジェンダー予備能力プロジェクトは、人道行動におけるジェンダー主流化とジェンダー平等のための調整を強化するために、国連国別チームと世界レベルの調整メカニズムに支援を提供している。プロジェクトは、災害準備におけるジェンダーに関するモジュールを含め、マルチモジュール「人道行動におけるジェンダー」促進ツールキットも立案し、目下試行しているところである。ジェンダー訓練は、国内のニーズに対して簡単に変更できるように立案されている。現在まで、試験的訓練が、ヨルダンとルワンダ人道国別チームのために行われている。

C. アクセスと機会の平等と意思決定への女性の参画

25. 災害は、女性、女兒、男性、男児に違った影響を与え、ジェンダー不平等が女性の脆弱性を高め、災害によって起こる危険を削減するために必要とする情報や資金へのアクセスを制限する。一般的に、災害は男性よりも女性を死に至らしめ、男性よりも若い年齢で女性を死に至らしめる¹²⁵。これは、自分を助けようとする能力の違い(その多くは社会的に作られたジェンダー差に左右される)と相俟って、女性の影響力または意思決定、社会的ネットワーク、輸送、情報、個人的動産を管理し、住居と雇用を確保する力の欠如の直接的結果である。従って、女性が自分のニーズに声を上げ、個人として地域社会でまた集团的団体の中でどのように対処されるべきであるかに関する権威ある決定を行う機会が女性に与えられることが絶対に必要である。

26. 加盟国の中には、女性を意思決定の地位に就ける一致した努力を払っているところもある。例えば、ガンビアの地域食糧管理委員会の核心となるスタッフは女性で、自然災害の評価・企画・実施・監視に関する訓練を提供されている。マケドニアでは、準備と対応プログラムを調整する地域危機管理センターのうちの5つで、女性が管理職に任命されている。

27. サービスと情報への平等な参画とアクセスも災害を受けやすい環境で暮らしているすべての人々にとって効果的結果を確保する鍵である。パラグアイは、早期警告システム及びその他の危険管理プログラムに関する訓練に、女性を平等に含めることを要求している。最近訓練を受けた1,500名の人々の中の30%が女性であった。パキスタンでは、政府と地方自治体が、草の根の女性団体とつながって、人々を利用する訓練によって、女性と脆弱で周縁化されたグループのためのアクセスと参画に重点を置いて、早期警告システムの開発において、人道問題調整事務所、UN-Women 及び国連ハビタットと協力している。

28. アルゼンチンの Comision Cascos Blancos(白ヘルメット委員会)の災害危険削減と緊急事態対応戦略への取組には、状況の主要なジェンダー問題を調査し、女性が地方の危険管理に直接参画できることを保障する手段を明らかにする状況ジェンダー分析が含まれている。同様に、米国国際開発機関(USAID)も、災害危険削減、早期警告システム及び危機企画への女性の参画の増加を支援している。例として、USAID は、レソト、マダガスカル、マラウィ、ザンビア及びジンバブエを含む南部アフリカ地域プログラムを通して、地域社会レベルの災害危険削減に思春期の女兒をかかわらせた。この作業は、今後の災害危険に対するそれぞれの地域社会の回復力を強化したのみならず、建設的変革の担い手としての思春期の女兒もエンパワーした。

D. 生計、経済的機会、職業・技術的スキル訓練

29. 自然災害の状況で、女性と男性は、生存のための対処戦略を形成するために利用できる異なったリソースを持っている。一般的に、女性は男性よりも生計の資産と機会へのアクセスが少なく、その結果、生存の手段として、売春または性取引のような危険行為に向かわざるを得なくなることもある。危機は、女性のケアと家事責任の重荷を増やす傾向にもあり、経済的に自分と扶養家族を支えることをより難しくしている。生計プログラムの立案と実施は、危機の影響を受けている男性と女性の特別なニーズとそれに対処する機会を提供する手段の注意深い分析に基づく必要がある。

30. 地方の洪水、地滑り、野火のような広く報道されていない広範な災害は、貧しく脆弱な人々、特に女性、子ども、高齢者、障害者及びマイノリティに根強く、継続する、衰弱させるインパクトを与えている。「散らばった母集団を繰り返されるまたは根強い低度または中度の、しばしば非常に地方に偏った危険状態にさらし、衰弱させ、蓄積する災害のインパクトにつながることもある」と定義される¹²⁶広範な危険は、災害による死亡率の丁度13%を占めているが、経済的損失の42%を占める¹²⁷。住居、作物、家

¹²⁵ 世界保健機関、「ジェンダー、気候変動、保健」(ジュネーブ、2011年)。

¹²⁶ 「国連災害削減国際戦略」を参照。www.unisdr.org/we/inform/terminology より閲覧可能。

¹²⁷ 国連災害危険削減事務所(UNISDR)、2013年災害危険削減世界評価報告書: 共有される危険から共有される価値へ: 災害危険削減の

畜及び生計への広範な損害は、普通最も危険な地域で暮らし、しばしば危機の時に支援を提供するインフラまたは公共サービスがほとんどない低所得のグループにはるかに痛切に感じられている。低所得グループは、こういった経済的ショックから回復する可能性がはるかに少ないインフォーマル・セクターの小規模事業により多く頼っている。インフォーマル・セクターは、普通、災害危険管理戦略(保険のような)と貧窮している起業家とその被雇用者のための社会保護計画からは除外される。インフォーマル・セクターに数が多いことを仮定すれば、広範な災害と危険に不相応な悪影響を受けるのは、必然的に女性と若者である¹²⁸。

31. 国際農業開発基金(IFAD)と世界環境基金のスイスの Lower Ushu Smalholder 灌漑プロジェクトは、気候変動のインパクトを緩和し、水集めに費やされる総時間を緩和し、追加の食糧の安全保障と余分の所得を求めて家庭で野菜を栽培する際に女性を支援する、他の人々のための水栽培タンクを建設する市場に出せる技術を女性に提供することを目的としている。

32. 現金送金の利用または現金引換券は女性が自分の家庭のニーズ優先するようエンパワーする際に、特別利用の柔軟なツールとして役立つ。ガンビアでは、国内災害管理機関が、栄養・保健及び衛生に関する訓練と相俟って、継続中のサヘル干ばつによって影響を受けている脆弱な母子家庭に現金引換券の支払いを提供した。

E. 性と生殖に関する健康

33. 自然災害中に、強姦の可能性、性的搾取及び危険な行為が、望まない妊娠、性感染症と性と生殖に関する健康に関連する併発症の危険を非常に高める¹²⁹。従って、生殖に関する健康ケアと教育へのアクセスが、これらサービスへのアクセスへの権利に気づかされるべき危機の影響を受けている場での思春期の若者と成人にとって極めて重要である。

34. 国連災害危険削減事務所の公式小作業部会の保健プラットフォームは、保健緊急事態と災害危険管理に、性と生殖に関する健康を主流化するという問題を取り上げている。世界保健機関、UNHCR、UNFPA、ユニセフ、女性難民委員会、CARE、国際医師団、国際家族計画連盟及び国際赤十字赤新月社連盟のメンバーより成るこの部会は、2012年10月に政策説明書を発表し、現在、緊急事態・災害危険管理システム内の性と生殖に関する健康の統合を支援するために、実際的で現地に優しいチェックリストに取り組んでいる。

35. フィリピンでは、政府と地方自治体の機関が、保健緊急事態・災害危険管理プログラム内のジェンダーと性と生殖に関する健康の主流化に関して、UNFPAを通して、保健ワーカーを訓練している。

F. 保護とジェンダーに基づく暴力

36. 身体的・社会的保護の社会的・制度的システムは、人道危機の間にひどく破壊されることもあり、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の危険を著しく高める。従って、ジェンダーに基づく暴力問題に対処するあらゆる保護とサヴァイヴァー・サービス(心理的・法的・医療的)を提供する責務は、加盟国と人道機関が担うことになる。

37. 報告期間中に、いくつかの機関が行動規範を確立し、人道行為者を働かせることにより、性的搾取と虐待の定義とそれからの保護のインパクトに関してスタッフを訓練した。人道問題調整事務所は、性的搾取と虐待からの保護を核心となるモジュールとして新しいスタッフ勧誘パッケージに統合し、同じ訓練を既存のスタッフにも拡大している。2011年6月以来、IOM(国際移動機関)は、性的搾取と虐待からの保護に関してそのスタッフを訓練することに積極的にかかわってきた。現在までに、国際スタッフの

事業の例(ジュネーヴ、2013年)。

¹²⁸ 国際労働機関、「ディーセント・ワークとインフォーマル経済」(ジュネーヴ、2002年)。Guillermo E. Perry 他、インフォーマルであること：出口と排除(世界銀行、ワシントン D.C., 2007年)。

¹²⁹ 国連人口基金、「子ども期の母性：思春期の妊娠の課題に直面する」(2013年)。プラン・インターナショナル、「私は女兒だから：2013年世界の女兒の状態：二重の危険：思春期の女兒と災害」。女性難民委員会他、人道の場での思春期のセクシュアル・リプロダクティヴ・ヘルス・プログラム：家族計画サービスを詳細に見る(2012年)。

77%、国内スタッフの 84%が、世界中で訓練されている。

38. 機関は、ジェンダーに基づく暴力に対処するその取組を導くための戦略も開発している。2011 年の採用以来、国際赤十字赤新月社連盟は、人道行動へのその取組で、暴力防止、緩和及び対応に関するその初めての取組を利用し、ジェンダーに基づく暴力の防止がその災害緊急事態対応システム全体にわたって統合されることを保障する行動を取っている。世界保護クラスターの中で、ユニセフと UNFPA は、ジェンダーに基づく暴力の責任領域の主導的機関として、ジェンダーに基づく暴力の危険を防止し、緩和し、対応する技術的・調整専門知識を 72 時間以内に提供する、いかなる緊急事態にも配置できる 5 名より成るジェンダーに基づく暴力の迅速対応チームを設立している。2012 年のその開始以来、このタスク・チームは、35 回配置されている。

39. 2011 年の地震以来、日本は、女性警察官を含めた地方の警察ユニットを通して、避難所または仮設住宅で暮らしている災害のサヴァイヴァーにカウンセリング・保護サービスを提供している。内閣府の男女共同参画局は、地方自治体や市民社会と共に、女性が自分たちの懸念または暴力の発生を通報できるようにするために、電話と対人支援サービスも提供している。

V. 監視と説明責任

40. 機関間常設委員会のジェンダーと人道行動小作業部会は、災害対応へのジェンダー平等の統合を提唱し、調整し、2008 年の「人道行動における機関間常設委員会ジェンダー平等政策声明」¹³⁰の実現において、機関間常設委員会とそのメンバー及び補助機関を指導する作業を先導している。報告期間中に、小作業部会は、とりわけ、その事業部門を通してクラスター・システムに支援を提供し、マリとシリア・アラブ共和国にジェンダー情報ブレティンを提供し、機関間常設委員会の出版物を推進して配布し、「クラスター・アプローチ」、強化されたアピール・プロセス改革、ニーズ評価タスク・フォース、機関間常設委員会のジェンダー・マーカー・ツールとガイドラインの実施に関する機関間常設委員会作業部会に技術的支援を提供し、ジェンダー平等プログラム形成が人道成果に与えるインパクトに関する 2 段階調査を行い、災害危険削減のために 2015 年以降の枠組に関する 2013 年の経済社会理事会の人道問題セグメントでサイド・イベントを開催した。

41. しかし、機関間常設委員会のジェンダーと人道行動小作業部会は、依然として任意団体であり(現在の共同議長は、UN-Women, 国際赤十字赤新月社連盟、UNHCR 及び女性難民委員会)、機関間常設委員会への諮問的権限で務めており、その役割を勧告と助言に限っている。適切な監視資金と権限を持つ常設委員会内に公式のメカニズムがあることは、委員会が人道支援アジェンダにジェンダー平等への配慮を完全に統合するという役割を果たすことができるようにするであろう。

42. 人道プログラム形成のジェンダー平等成果を監視するという点では、利用できる実際的ツールはほとんどない。現在策定されている機関間常設委員会のジェンダー・マーカーは、プロジェクトの立案段階でのジェンダー平等への配慮を反映しているに過ぎない。これは特定のプログラムの結果と成果を監視する手段としては用いられておらず、従って、実施機関は、プログラム案に書きこまれているジェンダー平等の公約に対して、必ずしも説明責任を持たされているわけではない。人道行動におけるジェンダー平等に向けた進歩を評価する適切な監視ツールの欠如は、実施期間と加盟国が、この問題への公約に対して説明責任を持つことができるように、対処される必要がある。

43. 自然災害のためのジェンダー平等プログラム形成の資金提供レベルの監視に関しては、人道問題調整事務所の財政追跡システムは、そのジェンダー平等への寄付による自然災害に特化した人道資金提供の内訳を述べる報告書を生み出していない。これが、自然災害の状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する資金提供傾向の分析を困難にしている。

44. 国連機関と加盟国は、その政策声明とガイダンス文書の中で、人道プログラム形成の立案、実施及び監視を特徴づける性別・年齢別・障害別データの収集と利用の重要性を認めている。しかし、人道行動

¹³⁰ www.humanitarianinfo.org/iasc/downloaddoc.aspx?docID=44978&type=pdf より閲覧可能。

のすべての決定、企画及び監視が適切に伝えられ、男性・女性・男児・女児の異なったニーズを反映する時宜を得た正確な情報に基づいていることを保障するために、もっと多くのことがなされる必要がある。例として、人道問題調整事務所の2013年の「世界の人道データと傾向報告書」には、性別・年齢別・障害別データは全く含まれていない。

45. UNDPは、災害危険削減戦略計画に関する決定を特徴づけるジェンダー別社会経済データを集めるために、国内統計局と協力している。この機関は、地域にわたるかなりの変化を報告した。アジアでは、インドネシア、フィリピン及びインドを含む国々は、分類されたデータの分析と利用においてかなり進んでおり、地域の災害危険削減への長年のかかわりと投資を反映している。同様に、ラテンアメリカとカリブ海では、災害政策、プログラム及び活動を特徴づけるために、分類されたデータが日常的に収集され、分析されている。

VI. 結論と勧告

46. 国際・国内・地域レベルで婦人の地位委員会の決議56/2の勧告への高まる関心とこれを実施する努力の点で進歩が遂げられているが、もっと多くのことをする必要があり、加盟国、国連及びより広い人道システムが、男性・女性・男児・女児の異なったニーズを明らかにし、対処する災害管理と対応への権利に基づく取組を利用する継続する努力が必要とされる。

47. これを達成するために、婦人の地位委員会は、以下の行動をとるよう、適宜、各国政府、国連システム及びひその他のすべての人道行為者に要請したいと思ってもよからう：

政策、計画、戦略、プログラム及びパートナーシップへのジェンダーの統合

(a) 人道政策、計画、戦略の開発、特に人道問題調整事務所によって最近開始された強化されたアピール・プロセスに対する新しい人道プログラム・サイクルの取組の実施におけるジェンダー平等に適切に配慮し、戦略的対応計画とその予算要件の開発に適切に伝えるために、人道にニーズの全体像の一側面として、ジェンダー平等を確保し、ジェンダー平等の公約が、対応監視報告形式とガイダンスが開発される時に、必須の要件として含められることを保障すること。

(b) UN-Womenを含め、国連システムで利用できるジェンダー平等専門知識との協働で、災害危険削減、危機管理、回復力と人道評価及び国レベルでのプログラム形成枠組(例えば、国連開発支援枠組、共通の国別評価、多クラスター初期迅速評価、災害後ニーズ評価、不測事態対応企画、緊急対応企画)を開発すること。

(c) 自然災害と関連するので、2015年以降の開発アジェンダ、2015年以降の災害危険削減枠組及び世界人道首脳会合のような国際的な交渉プロセスと協議に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを組み入れること。

能力強化

(d) 国連システム全体にわたる行動計画の勧告に従って、適切な財源が、ジェンダー平等の公約の実施のために利用でき、これが、自然災害においてジェンダー平等を推進するための資金の支払い額を適切に決めることのできる財源追跡メカニズムによって監視されることを保障すること

アクセスと機会の平等及び意思決定への女性の参画

(f) 回復力の構築と危機管理を含め、人道行動のあらゆる段階とレベルで、あらゆる年齢の女性、女児、男児、男性及び危機の影響を受けた母集団の小グループと平等に相談し、かかわること。

(g) 自然災害の影響を受けた状況で、災害危険削減、対応及び回復努力の実施において、草の根の女性団体を認め、支援し、投資し、その活動を支援し、その組織能力を高めるために資金提供メカニズムを利用できるようにすること。

(h)自然災害の状況での人道行動のあらゆる段階にわたって、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの統合に関して、地方及び国内の女性本部機構、国内及び小地域の政府、地方の団体と人道行為者の間の能力と協働を強化する努力を高めること。

生計、経済的機会、職業・技術スキル訓練

(i)災害に対する回復力を強化するための経済的救援・回復・生計プログラム形成、所得創出活動または職業・技術スキル訓練のための受益者選考においてジェンダー・バランスを確保すること。これらは、女性の参画に関するその時間、移動性と安全保障及びその他の起こり得る制約も考慮に入れるべきである。

生殖に関する健康、保護及びジェンダーに基づく暴力

(j)差別なく、国際人権法・人道法に従って、災害の前、災害中、災害の余波での女性・女兒・男児・男性の保護の問題とサヴァイヴァーのサービス・ニーズを明らかにして対処すること。これには、これだけに限られるわけではないが、人身取引、性暴力とジェンダーに基づく暴力、強制結婚及び性取引のような有害な慣行の対処戦略が含まれる。

(k)自然災害の悪影響を受けているあらゆる年齢のすべての男女に性と生殖に関する健康のためのあらゆるサービスに関する適切な情報とアクセスを提供すること。

監視と説明責任

(l)機関間常設委員会は、その既存のジェンダーに重点を置いた補助機関が、その2008年のジェンダー平等政策声明に基づいて提供できるような作業に適切に影響を及ぼし導くことができることを保障する必要がある¹³¹。この政策声明は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントがさらに効果的で統合力のある人道行動のためのすべての機関間常設委員会の作業に完全に組み入れられることを保障する必要とされる行動を述べている。これは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連システム全体にわたる行動計画の説明責任の枠組みに対する経済社会理事会の支持に沿うものである¹³²。

(m)ジェンダー分析の収集、利用、質の点で性別・年齢別・障害別データの欠如に対処すること。加盟国と国連システムは、性別・年齢別・障害別データの収集及びジェンダーの視点からの分析とプログラム形成におけるその利用に関して、そのスタッフにガイダンスと訓練を提供するために、国連機関と加盟国の機関の関連する実体的セクション内に、特別な技術的スキルを持つジェンダー専門家を配置すべきである。

(n)プログラムの立案だけでなく、全人道プログラム・サイクルをカバーするジェンダー・マーカー及びその他の監視ツールをさらに開発すること。すべての資金提供機関は、その資金提供の決定を導くジェンダー・マーカーの採点システムを利用し、関連するジェンダーの公約に関して報告するよう資金提供を受けたパートナーに要請するべきである。

(幡谷 昭子 訳)

¹³¹ 経済社会理事会決議 2012/24 を参照。

¹³² 経済社会理事会決議 2012/24 を参照。

婦人の地位委員会の作業のインパクトをさらに強化する方法と手段 (E/CN.6/2014/14)

2013年12月19日

事務総長報告書

概要

本報告書は、経済社会理事会決議 2013/18 に従って準備されたもので、得られた経験に照らして同委員会の作業方法の機能を見直し、作業の影響力をさらに強化する目的で同委員会による考察のための勧告を行うものである。

I. 序論

1. 本報告書は経済社会理事会決議 2013/18 に従って準備され、以下のものを提供している：2006 年以来設置され 2009 年に承認された婦人の地位委員会の作業方法(理事会決議 2006/9 および 2009/15 参照)の概要；同委員会の作業方法の機能の見直しと作業の影響力をさらに強化するための同委員会による考察のための勧告；ならびに経済社会理事会の近年の強化についての討論（総会決議 68/1 参照）と同委員会の作業のための機会と係わりである。

2. 同委員会による作業方法の機能の見直しは、さらに効果的で戦略的にし、監視能力を高めるためには何が効果的で何を磨き上げ改良すべきかについて、学んだ教訓を基に作業の影響力を増大する方法を提供している。

II. 婦人の地位委員会の権限、その作業計画及びその役割

権限と委任事項

3. 同委員会の権限と委任事項は、1946年6月21日に経済社会理事会決議11(II)により同委員会が設立されて以来、進展してきた。その決議の中で理事会は、同委員会に対し政治、経済、市民社会、社会および教育分野における女性の権利の促進に関して勧告と報告書を準備し、女性の権利の分野で即刻注目すべき喫緊の問題について勧告する権限を与えた。同委員会の目的は、男女は平等な権利を持つべきであるという原則を推し進め、その点に関する勧告を実行するための提案を開発することにある。決議1987/22の中で、理事会は委員会の委任事項を拡大して以下を含めるようにした：平等・開発・平和という目的を促進すること；女性を向上させる手段の実行を監視すること；および国内、小区域、地域、地区、そして世界レベルでなされた進歩を見直し、査定することである。

4. 1995年の第4回世界女性会議に続き、国連総会は決議50/203の中で、国連総会、経済社会理事会、および婦人の地位委員会はそれぞれの権限に従い、3層の政府間機構を構成すると決定した。この機構は全体の政策決定やフォローアップにおいて、また同世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施の調整と監視において主要な役割を果たすものである。

5. 1996年、同理事会は再び同委員会の委任事項を拡大し、「北京宣言と行動綱領」のあらゆるレベルの実施で、なされた進歩と出会った問題の監視や見直しおよび査定と、それについての同理事会への助言が含まれるようにした。（理事会決議 1996/6参照）同理事会はまた同委員会に対し、ジェンダー主流化に関する触媒作用的な役割をさらに開発するよう要請した。2000年に開催された「女性2000年：21世紀のためのジェンダー平等、開発、平和」という題の第23回国連特別総会（総会決議S-23/2 およびS-27/3

参照)の折に、総会は決議55/71の中で、第4回世界女性会議のフォローアップと第23回特別総会の成果に対する同委員会の主要な役割を確認した。

作業計画

6. 1987年以来、婦人の地位委員会は複数年にわたる作業計画の利用を通して権限を履行してきたが、(理事会決議1987/24, 1990/15, 1996/6, 2001/4, 2006/9, 2009/15 および 2013/18)それにより、討議すべきテーマを平均して3~5年、前もって決定している。毎年取り上げられる問題の数と検討の中心点は、下記に概説されているように時が経つにつれて進化してきた。

7. 「北京宣言と行動綱領」の採択の後、同委員会は、「行動綱領」の重大問題領域を反映する複数年にわたる作業計画に対し、焦点を絞りテーマに関する取り組みを適用した。この取り組みは後に経済社会理事会により、決議1998/46の中で推奨されたが、そこでは機能委員会によるテーマに関する複数年にわたる計画、特に主要な国連会議へのフォローアップに関連した計画を使用する重要性について特筆している。

8. 1997年から1999年の期間、同委員会は会期の度に、「北京行動綱領」からの一連の重大問題領域について検討した(経済社会理事会決議1996/6を参照)。2002年から2006年の期間にはまた、第23回国連特別総会の成果に基づき、委員会の作業計画に会期ごとに2つのテーマ事項を組み入れた。2007年以降、同委員会は会期ごとに1つの優先テーマと1つの見直しテーマを検討してきている(理事会決議2006/9を参照)。5年ごと、つまり2005年と2010年に、また2015年にもそのようにする予定だが、委員会は「北京宣言と行動綱領」および第23回特別総会の成果の見直しと査定を行っている(理事会決議2001/4, 2009/15 および 2013/18を参照)。

9. 作業の一部として、同委員会は毎年女性の地位に関する通報を受け取り検討している¹³³。これは経済社会理事会のいくつかの決議と決定に支配されているが、以下のものが含まれる：決議 76 (V)と修正決議 304 I (XI)は、それにより同委員会が女性の地位に関する通報を受けたり検討したりする手順を制定している；決議1983/27は、同委員会の、女性の地位に関する機密および非機密の通報を検討する権限を再確認し、そのような通報を検討し、それについての同委員会向けの報告書を準備する作業部会を任命する権限を委員会に与えている；決議1993/11は、このような通報から明らかになった、女性に対する差別の新たな傾向や型に対しどのような行動を取るべきかについて、同委員会が理事会に勧告するようエンパワーされたことを再確認している；決定2002/235は、同委員会の通報手続きをさらに効果的にまた効率的にしている；さらに決議2009/16は、同委員会が、女性の地位に関する通報作業部会で2年任期の委員を任命することを決めている。決定2002/235と決議2009/16の中で、同理事会は事務総長に対し、同委員会の通報の手続きを公表するよう要請した。

婦人の地位委員会の重要性

10. 同委員会は世界レベルで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に関する確固たる指導者である。審議をし、合意を形成し立案する組織で、国連で一緒になる政府間組織のどれよりも最高位の側面像を持つもののひとつである。NGOの幅広い代表団が入る年次会期には、数多くの大臣や、国内の多くの代表者を率いた政府高官が集まって来る。そのレベルでの参加は、ジェンダー平等の成果を加速するのに必要な好事例、格差、課題、更なる行動などについて行なわれる毎年の討論や対話を、政府やその他の利害関係者が尊重している確証である。

11. 決議64/289の中で国連総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)を設置することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する制度的な整備を強化するための措置を講じた。その決議の中で総会は、国連総会、経済社会理事会、および婦人の地位委員会が規範的な支援機能のための多層な政府間管理機構を構成し、UN-Womenに対して規範的政策指導を行うと決定した。また、同委員会とUN-Womenの管理組織として設立された執行理事会に対し、

¹³³ いかなる個人、NGO、グループまたはネットワークも、婦人の地位委員会に、世界のいかなる国の女性の地位に悪影響を及ぼす申し立てられた人権侵害に関連する情報を含む苦情、アピール、または嘆願を提出してもよい。これらは「通報」と言及される。

その運営活動に政府間支援と監督を行い、それぞれの分野で首尾一貫した指導や指示をするため、お互い密接に作業をするよう要請した。このマンダートのお陰で同委員会は、UN-Womenの規範的支援機能と国レベルの事業活動との連携を強化するために、執行理事会と協力して仕事をする事が出来る。

12. 第57回婦人の地位委員会の経験は、これは会議自体にも得られた結果にも前例のないほどの可視性をもたらしたのだが、同委員会の有効性や戦略的価値、ならびにジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためのアジェンダ形成に果たす役割を証明した。UN-Womenから同委員会の活動に与えられた支援には、実質的な準備を通してのアドヴォカシー、同盟形成、アウトリーチや国連の幅広い組織による関わりが含まれ、この能力強化に寄与している。結果として今では同委員会は、作業の影響をさらに強め規範的枠組みのフォローアップと実施に関する監視の役割を拡大し、執行理事会の仕事とのより強固な共存を作り上げるための盤石な基盤を持っている。

婦人の地位委員会の触媒的役割

13. 同委員会は、国連の仕事のあらゆる領域でジェンダー主流化を支援する触媒として働くための権限を行使しており(北京行動綱領パラ320；および経済社会理事会決議1996/6を参照)、作業の結果を関連している政府間組織とプロセスに定期的に伝えてきた。それによりこのような組織に対し、彼らの仕事にジェンダー視点を組み入れる支援をしている。例を挙げると、2011年の、完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進を含む教育、訓練および科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する合意結論は、経済社会理事会がテーマの優先性を検討する過程で、また閣僚宣言の交渉の中で後ろ盾となった。また2012年の持続可能な開発に関する国連会議の準備にも貢献している。

14. 同委員会はまた、他の機能委員会やそれぞれの事務局とも対話を重ねてきた。近年では統計委員会との協働が最も見事で持続している。いくつかの合同サイド・イベントやパネル討論のお陰で、2つの委員会が、女性への暴力に関する指標およびジェンダー指標の最低限のセットの開発を含む共通の関心事について、意見交換が出来るようになった。

15. 同時に、同委員会は他の機能委員会との対話の取り組みを強化することが出来る。他の委員会の委員は同委員会に招かれ、多くの共通の関心事について発言し、利害関係者の参加、結果のフォローアップ、作業方法に関する他の側面など、自分たちの経験を同委員会と分かち合うことができるだろう。入れ替わりに、同委員会の議長が経済社会理事会だけでなく他の委員会で、自分の委員会でも検討された主題について発言することができよう。このような交流はさらなる可視性を与え、同委員会の触媒的役割の影響を強めるだろう。

16. さらに触媒的役割の一端として、また総会決議64/289に基づき、同委員会は会期の結果、特に合意結論の国レベルでのフォローアップや実施の強化に努力する中で、UN-Womenの執行理事会と連動出来るだろう。同委員会と執行理事会は、同委員会勧告の実施を支援する事業活動を通して得た経験や学んだ教訓について非公式会合を開けるだろう。このようなやり取りは、世界的な規範的枠組みが女性と女兒のための強化された結果に対し、いかに貢献しているかを証明出来るだろう。

勧告：同委員会はジェンダー主流化を支援する中で、触媒的役割のさらなる強化を望んでもよかろう。それには、作業計画に関する情報交換；合同の非公式パネル討論；会議の結果の交換；議長を通しての他の政府間プロセスへの参加；および合意結論の実施を支援する事業活動に関する、UN-Womenの執行理事会との非公式な対話などを通じた、他の機能委員会との協力が含まれる。同委員会はまた、自らの作業の結果を関係する政府間組織やプロセスに伝達する範囲を、拡大したいと望んでもよかろう。

III. 婦人の地位委員会の組織及び作業方法、並びに勧告

17. 2006年の経済社会理事会で採択され1(決議2006/9を参照)、2009年の機能の見直しの後に確認された(決議2009/15を参照)作業方法は、それぞれの会期で検討されるテーマ別問題の数の変化に対応している。方法はまた、特に2005年、第4回世界女性会議10周年の際に「婦人の地位委員会宣言」が採択された後、政府間のマンダートから出てきた新しい期待にも応えた(理事会決議2005/232)。翌年理事会は、同委員会の作業組織は、「北京宣言と行動綱領」および第23回特別総会の成果の実施を促進させることに

寄与すべきであることを認めた(2006/9)。

18. 現在の作業方法（決議2006/9および2009/15を参照）は以下の事柄を提供している：複数年にわたる作業計画により決められているように、会期ごとに1つの優先テーマと1つの見直しテーマを検討すること；新たな問題や傾向、および喫緊の配慮を要する、女性の地位や男女間の平等に影響を及ぼすような問題への新しい対処法についての討論；さらにNGOを含む利害関係者の参加である。これらの問題は以下で討論される。

19. 作業方法は、あらゆるレベルで「北京宣言と行動綱領」第23回国連特別総会の成果の実施を前進させ、加速させることへの貢献を求めている。作業方法は、高官と専門家の参加を得た意見交換式対話やイベントを通して、国レベルの考えや経験、得られた教訓や好事例などを分かち合い、交換する機会を増やして提供することを目指している。それらは問題への関与を育てるだけでなく、経済社会理事会の作業に対する、同委員会の貢献の強化をも追求している。ジェンダー平等の促進におけるNGOの伝統的な重要性の観点から、同委員会はNGOが作業に参加することを奨励している。

複数年にわたるテーマに関する作業計画

20. テーマに関する複数年にわたる取り組みは、現在は会期ごとに1つの優先テーマと1つの見直しテーマを包含しているが、同委員会が「北京行動綱領」の組織的なフォローアップを引き受け、新しい開発の観点からさらに検討を要するテーマや問題を取り上げられるようにしてきた。またこの取り組みは、相当な準備を容易にする十分な準備期間を持ち、選び取ったテーマの慎重な分析に取りかかるための委員会の力量を増強してきた。同委員会の要請により、年次会期の度にゆとりのある時に、加盟国や他の参加者がテーマの準備討論に携われるように、翌年の会期の優先テーマに関するパネル行事が組織されている。この準備パネルは、同委員会の事務局に提案された重点を示すための機会を早い時期に与え、加盟国がテーマに取り上げられるような実質的な取り組みに関して、早い段階でインプットし期待の声をあげることができるようにしている。

21. 2013年、同委員会は2015年と2016年のテーマを承認した。2016年には将来の複数年にわたる作業計画について検討し決断する予定であるが、経済社会理事会の強化に関するプロセスの結果に留意しながら行なう。このタイミングのお陰で同委員会は、2015年にやることが予定されている「北京宣言と行動綱領」の見直しの調査結果や実施の評価のみならず、2015年以降の開発アジェンダや持続可能な開発目標に関する政府間プロセスの結果にも応じられるだろう。

22. 複数年にわたる作業計画の利用経験は常に肯定的であった。会期ごとに1つの優先テーマだけを検討することでテーマの徹底的な考察が容易になり、いくつかの会期後(現在は3会期)の検討結果の見直しが同委員会の監視過程の能力を高め、従ってフォローアップの責任能力を強めてきた。

勧告：同委員会は、テーマに関する複数年にわたる作業への取り組みを継続して利用したいと望んでもよからう。

優先テーマ

23. 作業方法に従い、同委員会は、「北京行動綱領」と第23回国連特別総会の結果に基づいて会期ごとに1つの優先テーマを検討している。2010年に「行動綱領」15年後の見直しと評価をした時を除き、2007年から2013年までの間に委員会は以下の6つの優先テーマを検討した：**女兒に対するあらゆる形態の差別および暴力の撤廃 (2007)**；**ジェンダー平等および女性のエンパワーメントのための資金調達 (2008)**；**HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任の共有 (2009)**；**完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進を含む教育、訓練および科学・技術への女性と女兒のアクセスおよび参画 (2011)**；**農山漁村女性のエンパワーメントおよび貧困・飢餓撲滅・開発・現在の課題におけるその役割 (2012)**；そして、**女性および女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止 (2013)**である。

24. 同委員会の優先テーマの検討を支援して、事務総長には、実施の進捗を示すデータやその他の量的・質的情報を含む分析報告を準備する権限が与えられている。同委員会が、政策や計画の中にジェンダー

視点を主流化する点で触媒的役割を有するため(上記のパラ13から16を参照)、事務総長もまた、特に優先テーマに焦点を当てた国内政策や計画の開発・実施・および評価の中の、ジェンダー視点の主流化における進捗に関して報告書を準備する権限が与えられている。加盟国は、報告書の準備のために書面で情報(インプット)を提供するよう勧められている。

25. 報告書に対する2つの権限のお陰で、事務総長は同委員会の審議を支える多量な証拠の根拠を提供出来るが、優先テーマのジェンダー主流化や、進歩を加速する行動に対し結果として出た勧告に関する、加盟国と国連システムの経験や好事例も一緒に提供できる。優先テーマのインプットを練り上げるために専門家グループ会議を利用することで、実質的な準備がさらに深まっている。これら専門家グループ会議は、UN-Womenが招集し通常他の国連諸機関と協働しており、検討されている主題に関する最先端の知識や経験、専門知識などを結びつけ、その勧告は政策立案者の行動のための基盤を強化している。

勧告：委員会は、優先テーマに関する2つの報告書を準備するよう事務総長に要請する、現在の権限の継続を望んでもよからう。

26. 同委員会は作業方法のいくつかの構成要素を通して、選んだ優先テーマに持続して焦点を当てることを成し遂げているが、これには一般討論、高官ラウンド・テーブル、および2つの対話型専門家パネルが含まれる。

27. 第4回世界女性会議と第23回国連特別総会のフォローアップについての一般討論では、優先テーマについての実施に関する、達成した目標、成果、隔たり、課題などに重点が置かれている。加盟国に加え、市民社会の代表者や国連システムが一般討論に参加している。一般討論の発表者の数は着実に増えており(2011年は155人、2012年157人、さらに2013年189人)、同委員会は効率と上手な時間管理を確保するために、声明の長さの制限を実行している。2013年の発表者189人のうち、加盟国からは首相が1人、副大統領2人、副首相2人、それに大臣が70人であった。

28. 一般討論は、加盟国や市民社会および国連システムの代表者にとって、ジェンダー平等の現在の情勢について自分たちの見解を表明する重要な場である。参加者の数やレベルは、加盟国にとっては進捗と課題について見解を分かち合うための、またさまざまな組織的背景を持つジェンダー平等の提唱者にとっては共通の原因をめぐって連帯意識を持って集まるための、世界で最も重要な公開討論の場としての同委員会の重要性を確認している。

勧告：同委員会は、優先テーマに焦点を当てた一般討論を継続して開催することを望んでもよからう。これはジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するための、主要な世界的規模の公開討論の場としての役割と戦略的価値を強固にするためである。

29. 会期の出だしの高官ラウンド・テーブル(二つの平行した会議)には加盟国の大臣や国の首都から来たその他の高級官僚が参加するが、そこでは優先テーマに関する経験、学んだ教訓、好事例などに焦点を当てている。討議ガイドは検討のための考えられる質問を提示している。双方向的性質を推進させるため、発表者は対話の中で介入される質問やコメントを手短にするよう奨励されている。書面による声明の提示は奨励されず、発表者のリストも制定されていないものの、双方向対話の形式は一般討論のそれに匹敵する。高官ラウンド・テーブルへの関心は一貫して高く、平均して60名を優に超す大臣その他の政府高官が参加する。国連システムやNGO代表の少数の招待者(通常1つのラウンド・テーブルにつき2名)が討論に応じている。結果は議長による概要に提示される。

30. 同委員会は2つの対話型専門家パネルで優先テーマをさらに討議する。これらの専門家による対話は優先テーマの主要な要素と主流化の進捗を調査し、国レベルの好事例や学んだ教訓の交換を容易にしている。パネルは加盟国、国連システムおよび市民社会により指名された専門家で成り立っている。パネルには又、会期の準備のために招集された専門家グループ会議からの参加者も含まれる。2つのパネルでは平均して8人から10人のパネリストが、短い導入のプレゼンテーションを行う。それに引き続き対話型の討論が行われ、その中で発表者は国内の実践を発表し、またパネリストに質問をする。これらの催しへの関心は一貫して高い：割り当て時間内に収まりきれないほどのNGOからの代表団や名代が、討論

に寄与したいと要請することがしばしばある。事務総長の報告書とパネリストのプレゼンテーションが討議を形作り、対話の中で提議された主要な問題は司会進行者の概要に反映されている。

31. 専門家であるパネリストの参加を得て1つの優先テーマを検討することで、同委員会は選んだ議題をさらに徹底的にまた包括的に検討し、政策的な観点から新しい問題に取り組むことが出来る。専門家が関わることで、討議の多くの特質が強化されることにもなった。加盟国や他の参加者は国内の経験や活動を分かち合い、好事例や遂げられた進歩を提供し、識別された制約や課題を話し合っている。これらの洞察は世界的な政策枠組みの強化に向けられている。

32. 討議が首相レベルを含む多くの発言者を引き付けてきたものの、対話の双方向的特質や手近な主題への集中は、参加者間のより自由に流動する交換を通して強化出来るだろう。介入は、プロセスや活動よりも行動や得られた結果の影響の方に、より堅固に集中出来るだろう。優先テーマに徹したパネルの数は、優先テーマに関わるセクション間あるいは世代間の視点についての討論を加えることで、拡大出来るだろう。

勧告：同委員会は、高官の代表者のみならず専門家の参加を得て、優先テーマの検討の双方向的特質を維持し、さらに強固にしたいと望んでもよかろう。同委員会はまた、対話の双方向的特質を向上させる作業や、加盟国とその他利害関係者が優先テーマに関する経験や学んだ教訓を、さまざまな視点から分かち合う追加の機会を作り出すこと、また、更なる行動へのコミットメントを強化することなどを継続したいと望んでもよかろう。

33. 同委員会の優先テーマに関する年次討論の結果は、すべての加盟国が協議して合意結論の形を取る。決議は以前の約束事項の実施における格差や課題を指摘し、すべての国、関連する政府間組織、国連システムの機構や諸機関およびその他関連する利害関係者に向けて、それらの実施を加速するために行動指向の勧告を行う。合意結論の詳細のレベルは、例えば2007年は議決が84、2008年は39、2009年は54、2011年は46、2013年は69などと変動してきた。

34. 合意結論の形式は、1994年から2003年まで経済社会理事会により調整区分の結果に使われていたが(国連総会決議48/162を参照)、その後、理事会は決議の形式に戻ってしまった。同委員会の合意結論は総意によって採択され、一般的あるいは序文の部分を持ち、次に政府やその他利害関係者に宛てた議決が続く。1997年に同委員会がこの形式を採用して以来、検討した優先テーマについて結論を2度出しこなってきた。2003年(女性の人権と女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃)、および2012年(農山漁村女性のエンパワーメントおよび貧困・飢餓撲滅・開発・現在の課題におけるその役割)である。同委員会が2週間の会期中に作業を終えられず、合意結論を採択するために後でまた再開しなければならないことが数回あった(2011年、2008年、2006年を含む)。今では同委員会は、会期の最終日には時間的に確実に作業が完了するよう、会期の直前に非公式会合を付随させている。

35. 同委員会は、政府間折衝の結果として合意結論という形式を使い続けている唯一の機能委員会である。社会開発委員会や人口開発委員会など他の機能委員会は、テーマに関する問題で折衝した結論には、決議の形式を使用している。

36. 同委員会では、他の行動指向の結論に決議の形式を使用している。同委員会の委員の間には、行動を起こすについては総意によるのが望ましいという理解がある。総意が可能でない場合は、経済社会理事会の機能委員会の手続きに関する規則に従い、委員会は投票によって行動を起こす。

37. 経済社会理事会は現在では高官セグメントの結果には閣僚宣言の形式を使用している。同理事会は通常、実質会期(総会の本会議に当たる)の中で閣僚宣言を採択しているが、2013年の閣僚宣言は2013年12月に再開された会議で採択された。

38. 提示された例は政府間組織がさまざまな形式を使っていることを示しており、また使用される形式が変化してきたことを示唆している。

勧告：同委員会は優先テーマの結論に対し、可能な選択肢を検討することを望んでもよかろう。

見直しテーマ

39. 作業方法に従い、同委員会は1年ごとに以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進捗を評価しており、これを2007年から行なってきた。(決議2006/9参照) 見直しテーマとしては：ジェンダー平等達成における男性と男児の役割(2007)；紛争予防・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築への女性の平等参画(2008)；あらゆるレベルの意思決定過程における男女の平等な参画(2009)；女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃(2011)；ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達(2012)；および HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な役割分担(2013)である。

40. 見直しは、当初意見交換式対話に徹した1つの会議で成り立っていたが、その形式は近年修正され、現在では遂げられた進歩の評価を深化させようと、より多くの時間が見直しに委ねられている。見直しは基調講演、専門家の発表者や国のプレゼンテーションによって促進されてきたが、この中には国際組織の代表者など他の利害関係者からのインプットも含まれている。それらは合意結論の実施のみならず好事例、学んだ教訓、格差や課題のみならず、合意結論の実施のために設置された措置、メカニズム及びプロセスを吟味してきた。事務局が準備した問題文書が、実施の状態と討議のための現在の問題に関する最新情報を提供している。意見交換式対話の間に持ち上がった主要な点、特に今後のイニシャティブのための勧告は、司会進行者の概要に反映される。

41. 以前の会期の優先テーマに関する成果の実施における進歩を評価するための見直しテーマの検討は、なされた公約に関する進歩を監視する委員会の能力を高め、このようにしてステークホルダーの説明責任を高めている。委員会は、以前に採択された政策勧告への重点を維持する重要な機会を提供する意見交換対話を利用している。経験、学んだ教訓及び好事例の交換は、委員会が、国内レベルでのこれら実体的領域における進歩とギャップと課題をさらに監視し、促進された実施を推進することができるようにしているが、国内の政策環境に与える合意結論のインパクトは、必ずしも十分に文書化されておらず、以前の公約とそれに対する対応において取られた行動との間の関連性が十分に確立されているわけではない。改善は、例えば、合意結論で扱われている異なった制度的背景からの参加者(例えば各国政府、市民社会、学界、民間セクター及びメディア)がかかわる国別プレゼンテーションを通して見直しセッションに参加するステークホルダーの範囲を拡大すること、及び委員会が達成された進歩を評価する手助けをするために具体的な証拠と監視を提供するによって達成できよう。

42. 加盟国は、会期に先立って文書による評価を提出するよう奨励できよう。これは、UN-Women の事業活動の結果と共に、背景文書に統合され、ウェブサイトにもポストできよう。委員会と UN-Women の理事会との間の合同パネル討論が、優先テーマに関する合意結論によって提供される政策ガイダンスへの事業上の対応を調べるために開催できよう。

43. 見直しテーマの検討の結果は、討論の司会者の概要という形式であるが、これは広く普及されるが折衝は行われない。この概要は、討議中に出された重要なポイントと勧告を強調する。従って、これは記録として役立ち、ステークホルダーによるさらなる行動のためのアイディアを提供する。状況により、委員会は、司会者の概要を他の政府間プロセスにジェンダーの視点への注意を奨励するために伝えてきた。そのような努力は、その作業とその政策ガイダンスのより組織的な実施のフォローアップを監視する委員会の能力をさらに高めるであろう。

勧告: 委員会は、優先テーマに関する以前の合意結論の実施における進歩を継続して評価したいと思ってもよからう。委員会は、その見直しの意見交換的性質を留め、国の任意のプレゼンテーション、加盟国による文書による進歩の評価の提出、政策ガイダンスのフォローアップと実施をさらに強化するための委員会と UN-Women 理事会との間の合同パネル討論を通して、これを拡大したいと思ってもよからう。委員会は、成果として、討論の概要を維持したいと思ってもよからう。

新たな問題のテーマ

44. 1997 年以来、委員会は、新たな問題、傾向及び緊急の検討を必要とする女性の状況または女性と男

性ととの間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組に関する項目を毎年検討してきた(理事会決議 1996/16 に従って)。地域グループを通してすべての国々との相談で、委員会ビューローによって会期間に選ばれるテーマは、ジェンダーの視点にますます注意が必要とされる国連内での計画された活動のみならず、世界・地域レベルでの発展を考慮に入れている。2007 年以来、委員会は、以下のテーマを検討してきた: 女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃: 国内・国際レベルでの事務総長の詳細な調査(2007 年)、気候変動に関するジェンダーの視点(2008 年)、金融危機のジェンダーの視点(2009 年)、ジェンダー平等と持続可能な開発(2011 年)、ジェンダー平等を推進するために若い女性と男性、女兒と男児をかかわらせる(2012 年)、2015 年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等の問題(2013 年)。

45. 討議を進めるために専門家パネルによって補われる、事務局が準備する問題文書は、委員会のテーマの検討を促進している。意見交換対話中に提起される主要なポイント、特に行動のための勧告は、司会者の概要に反映されている。

46. 新たな問題のテーマは、委員会が検討のために現在のテーマを選び、それによって複数年にわたる作業計画と前以て決められた優先事項と見直しテーマを補う柔軟で時宜を得た機会を提供している。この形式を利用して、委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範的・政策的枠組も組織的に深めつつ、その注意を必要とする新しい展開に素早く反応し、国連のより幅広い政府間アジェンダにジェンダーの視点を与えることによって、その触媒的役割を果たすことができるようになっていく。これが、国連持続可能な開発会議の準備プロセスに貢献し、現在の問題のインパクトを評価し、経済社会理事会の作業を含めたその他の政府間プロセスにそのインプットを提供する最近選ばれたテーマの場合に言えることである。

勧告: 委員会は、会期間に加盟国と相談してビューローによって選ばれる新たな問題と傾向及び緊急の検討を必要とする女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組に関する項目を留めておきたいと思ってもよからう。テーマを選ぶ際に、委員会は、経済社会理事会またはその他の関連政府間プロセスのテーマ別作業に貢献し、それとの統合力を強化するための機会を念頭に置きたいと思ってもよからう。

47. 委員会の作業方法は、様々なステークホルダーの幅広い参加を予想している(理事会決議 2006/9 を参照)。その結果、委員会は、年次会期に多数の参加者を引き付けている。多くの国の代表団は、閣僚に率いられ、上級の公務員や技術専門家を含めている。この政治家と専門家の参加は、ステークホルダーが委員会の年次会期を重要視していることを確証している。

48. 高官の政府の役人が、高官ラウンド・テーブルと一般討論、並びに優先テーマに関するパネル討論及びサイド・イベントに参加する会期の最初の部分に普通出席するのが委員会の確立されたパターンである。国の首都から来た技術専門家は、会期の継続中に時々参加し、パネル討論及びその他の項目の検討並びに委員会の成果に関する折衝に参加する。

49. 加盟国が会期に付する重要性を仮定すれば、委員会の作業のインパクトをさらに強化するために、各国政府からの閣僚/上級担当官及び技術専門家及びその他の参加者、特に市民社会からの人々の参加に最もつながる環境をどのように確保するかに関して配慮されてしかるべきであろう。

50. 高官ラウンド・テーブルは大勢の参加者を引き付けているが、その現在の形式は、一般討論と大変に似通っている。従って、委員会会期の初めの部分を多数の閣僚の出席を完全に認め、委員会の政治的意義をさらに高めるように、高官ラウンド・テーブルと一般討論の最初の部分を合併させることにより、委員会の初めの部分を閣僚セグメントに変更することを検討することもできよう。

51. 会期を閣僚レベルから始めるのが、経済社会理事会並びにその機能委員会の確立された慣行である。機能委員会の可視性の高い開会には、事務総長または副事務総長、経済社会理事会理事長及びその他の上級担当官の参加が含まれる。婦人の地位委員会の場合には、UN-Women の事務次長/事務局長が開会に当たって演説する。代替手段は、閣僚レベルの最終セグメントを選択することであるかも知れない。そうすれば、すべてのステークホルダーに採択された成果をフォローアップし、これに従って行動を起こす追加の刺激を与えることにもなり、このようにして委員会の作業のインパクトを高めることにも

なろう。

勧告: 委員会は、その会期の一部を関係セグメントに指定することを検討したいと思ってもよからう。関係レベルの最終セグメントの選択を検討することができよう。

NGO の参加

52. NGO の積極的参画と貢献は、委員会の作業の重要な要素であるべきである。NGO は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界政策枠組の形成に重要な貢献をしており、なされた公約に対して国際及び国内のリーダーに責任を持たせる際に重要な役割を果たしている。この役割は、決議 2006/9 で経済社会理事会によっても認められたが、その決議の中で、理事会は、NGO が、できる限り、委員会の作業と第 4 回世界女性会議に関連する監視と実施のプロセスに参画するよう奨励されるべきであることを強調した。

53. 委員会の年次会期に出席する個人の数と所属する経済社会理事会の諮問資格を持つ NGO の数にかなりの増加がみられる。2007 年、2008 年、2009 年には、約 325 の団体からの年間で 2000 名に少し足りない数の代表者が出席した。2012 年には、435 団体からの 2,084 名の代表者が出席し、2013 年には、557 の NGO からの 2,888 名の代表者が出席した。同時に、NGO は、委員会の作業にさらに実体的貢献をしたいと思っており、委員会の討議と作業に付加価値を与えることができるように、加盟国と意味あるかわりを持つ機会を求めて提唱運動をしている。特に、NGO は、合意結論の折衝を傍聴するために、発言はしないとの了解で、少数の地域的に多様な代表者を指名することが許されるよう求めてきた。オブザーヴァーとして NGO は、折衝をフォローし、委員会の作業に対する理解と貢献を高めることができるであろう。

54. 現在、NGO の代表者たちは、現在のセッションの構造のために、出席している NGO 代表者の 5% 未満しか発言が認められない一般討論とパネル討論では、ほんの名目上の参加しかできない。他方、NGO または NGO のグループによって提出される文書によるステートメントの数は増加している。2013 年には、228 の文書によるステートメントが 6 つの公用語で出されたが、これは、年間 80 以下のステートメントしか受けなかったこれまでの年からのかなりの増加であった。

55. 代表者たちは公式会議で歓迎されるが、利用できる席はほとんどない。限られた座席とは別に、公式会議が開催される建物への NGO 代表の入場を一団体に付き 2 名に制限することが、主要全体計画の下では必要であった。この問題は、委員会で討議されつつある重要で戦略的問題に関して、政府代表团とその見解を交換し、提唱しようとする NGO の努力を妨げている。

56. NGO は、国連本部の近辺で、多数の平行・イベントを開催している。NGO は、しばしば、本部で加盟国と国連システムの団体によって開催されるサイド・イベントも共催している。NGO の代表者たちは、これら平行・イベントとサイド・イベントに多数出席している。

57. 非政府のステークホルダーのますます多くの参加型で付加価値的かわりが会期を豊かにし、国内レベルでのフォローアップへの公約を増やし、このようにして委員会の作業のインパクトを高めている。会期中の政府代表者とその他のステークホルダーのグループとの間の意見交換の追加の機会が、見解と経験を分かち合うスペースを生み出すであろう。加盟国の非公式会合でのオブザーヴァー資格は、アドボカシーのためのさらなる機会を提供するであろう。

勧告: 委員会は、一般討論中に NGO による発言により多くの時間を配分し、パネル討論中にその発言をもっと優先し、限られた数の地域的に多様な代表に折衝へのアクセスを認めることを通して、NGO がその作業に貢献する機会の拡大を検討したいと思ってもよからう。

女性の地位に関する通報

58. 各会期に先立って、5 名の委員よりなる委員会の作業部会は、機密の通報リストと各国政府からの回答を検討するために会議を開く。作業部会は、非公開会議で検討する委員会にその報告書を提出する。受け取る通報の数は、時がたつにつれて、特にここ 5 年間で増加している。関連決議に沿って、UN-Women

は、この手続きの可視性を高め、より多くの情報を提供するために、そのウェブサイトを強化している。この情報は、誰がどのように通報を提出できるかを説明し、図が手続きと期限を説明している。UN-Women は、ソーシャル・メディアに関する手続きも公表し、近づく期限について NGO に e-メールで情報を普及している。

女子差別撤廃委員会との意見交換

59. 加盟国は、「北京宣言と行動綱領」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での責務の成就が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する際に、相互に補強し合うものであることを認めている。女子差別撤廃委員会の役割の重要性は、このようにして、経済社会理事会によってその決議 2006/9 で認められているが、この決議は、委員会の優先テーマに関する討議に適宜貢献するよう女子差別撤廃委員会に勧めている。その結果、女子差別撤廃委員会議長は、開会に当たって婦人の地位委員会で演説し、女子差別撤廃委員会の専門家は、2007 年と 2008 年の場合のように、優先テーマに関するパネリストとして、2011 年と 2013 年の場合のように、高官ラウンド・テーブルの答弁者として、または 2012 年の会期の準備におけるように、優先テーマの準備として UN-Women によって開催される専門家グループ会議に参加するよう定期的に招かれている。委員会の 2010 年の「北京行動綱領」の 15 年後の見直しと評価のパネル討論会の 1 つは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の 30 周年を記念するものであった。

60. 婦人の地位委員会の作業のインパクトは、委員会のアジェンダのテーマ別問題に関する女子差別撤廃委員会とのより組織的な意見交換を通してさらに高めることができよう。これには、例えば、婦人の地位委員会に出されたテーマ別問題にかかわる時の女子差別撤廃委員会のマンデート、締約国に対して女子差別撤廃委員会が出した勧告、これに基づいて締約国が行ったフォローアップにおいて女子差別撤廃委員会が観察した傾向と課題に関する女子差別撤廃委員会の専門家とのパネル討論を含めることができよう。そのような意見交換は、婦人の地位委員会の審議を豊かにし、その合意結論の促進された実施に貢献するであろう。

勧告: 委員会は、例えばパネル討論会を通して、委員会の作業計画に関するテーマ別問題に関連して、女子差別撤廃委員会との意見交換を拡大したいと思ってもよからう。

IV. 経済社会理事会の改革と委員会の作業にとっての意味合い

61. 最近の経済社会理事会の強化(総会決議 68/1 を参照)は、機能委員会の作業方法に直接的インパクトを持つ。理事会の新しい作業取り決めは、理事会の合意されたテーマに沿って、その作業への補助機関からの重点を置いた貢献を予期している。

62. 委員会が自身の作業方法を検討する時に念頭に置く必要のある経済社会理事会の機能委員会の作業に関連する主要な新たな構成要素には、7 月から 7 月のサイクルへの理事会の作業計画の調整、機能委員会の間のより明確な分業を推進し、機能委員会に明確な政策ガイダンスを提供することにより、国連会議と首脳会合のフォローアップにおける機能委員会のアジェンダと作業計画の調和と調整、及びその年次作業計画のための主要テーマの利用が含まれる。補助機関と基金・計画・専門機関の統治機関は、合意されたテーマに沿って、理事会の作業に適宜貢献するよう勧められるであろう。

63. 経済社会理事会実質会期の現在のセグメント構造は、加盟国、理事会の補助機関、国連システム及びその他の関連ステークホルダーのインプットを調整し、持続可能な開発の 3 つの側面のバランスのとれた統合を推進する機能を持つ統合セグメントを含めるために改正されるであろう。5 月に始まることが期待されている統合セグメントは、主要テーマに関する理事会とその機能委員会からの重要なメッセージをまとめ、フォローアップのための行動志向の勧告を開発するであろう。

64. 献身的な調整・管理会議は、経済社会理事会の以前の調整・一般セグメントの機能を果たすであろう。婦人の地位委員会の報告書は、6 月の調整・管理会議で取り上げられることが期待されている。

65. 経済社会理事会は、2014 年と 2015 年の高官セグメント中に、年次閣僚見直しを開催するための移

行取り決めを行うことが期待されている。閣僚レベルの会議である持続可能な開発に関する高官政治フォーラムが、理事会の高官セグメント中に行われるであろう。

66. 経済社会理事会のさらなる強化と7月から7月のサイクルの採用で、理事会は、新しいビューローの選出後の7月に、高官セグメントのテーマを決定するであろう。委員会は、理事会の統合セグメントでの検討のために、このテーマに貢献するよう勧められよう。

67. 2014年の経済社会理事会の高官セグメントのためのテーマは、「2015年に『ミレニアム開発目標』に応え、今後も開発利益を維持するための継続中及び新たに出てきた課題への対処」である。2014年の統合セグメントのテーマは、持続可能な都会化である。理事会は、2年間でカバーする複数年にわたる作業計画を継続するであろう。理事会が、2014年中に、2015年と2016年のテーマに関して合意することが期待されている。

68. 婦人の地位委員会は、採択した政策提言の全体像を含め、経済社会理事会の高官セグメントに、実体的インプットを首尾一貫して提供し、またはその見直しの結果または新たな問題のテーマを伝えてきた。委員会は、理事会の高官セグメントに貢献する目的で、パネル討論会も開催している。委員会は、理事会によって提供されるガイダンスを首尾一貫してフォローアップしており、理事会理事長は、年次会期の開会または関連する議事項目の検討中に、委員会で定期的に演説してきた。

69. その追跡記録は、委員会が継続して経済社会の作業、特に理事会の高官セグメントに継続して貢献することを示している。委員会は高官政治フォーラムにも貢献する。委員会が、そのテーマ別優先事項を理事会のそれと調整することに加えて、理事会の決議と決定のフォローアップに関する委員会の常設議事項目並びに新たな問題のテーマは、委員会が理事会の作業に貢献する入口を提供している。理事会が2年間の作業計画を適用する時、委員会にはその独自のテーマ別重点領域を理事会のそれと調整する今後の機会がある

70. 同時に、理事会の新しいセグメント構造とテーマ別取組は、ジェンダーの視点の反映と委員会とその親機関との間のダイナミックな交流の機会を増やし、それによってその作業のインパクトをさらに強化する機会を提供する。

勧告: 委員会は、その実体的視点から経済社会理事会の作業に貢献するその公約を強調し、理事会の作業にジェンダーの視点を統合するための触媒として役立ち、ジェンダーの視点から効果的で、対象を絞ったインプット提供するために、そのテーマ別優先事項を理事会のそれと調整し、世界の政策枠組のすべての領域でジェンダー主流化を強化するために、持続可能な開発のすべての側面のジェンダーの視点に関して、理事会の補助機関の間で討論と意見交換の機会を拡大するよう理事会を奨励したいと思ってもよからう。

(福島 有子 訳)
